

特定調達物品等の判断の基準と配慮事項

【令和8年度】

(北九州市)

目 次

定義	1
1. 共通の判断の基準及び配慮事項	2
2. 紙類	3
3. 文具類	12
4. オフィス家具等	25
5. 画像機器等	30
5-1 コピー機等	30
5-2 プリンタ等	38
5-3 ファクシミリ	46
5-4 スキャナ	49
5-5 プロジェクタ	52
5-6 カートリッジ等	55
6. 電子計算機等	61
6-1 電子計算機	61
6-2 磁気ディスク装置	72
6-3 ディスプレイ	74
6-4 記録用メディア	78
7. オフィス機器等	80
7-1 シュレッダー	80
7-2 デジタル印刷機	82
7-3 掛時計	85
7-4 電子式卓上計算機	86
7-5 電池	87
8. 移動電話等	89
9. 家電製品	93
9-1 電気冷蔵庫等	93
9-2 テレビジョン受信機	96
9-3 電気便座	99
9-4 電子レンジ	101
10. エアコンディショナー等	103
10-1 エアコンディショナー	103
10-2 ガスヒートポンプ式冷暖房機	107
10-3 ストーブ	108
11. 温水器等	110
11-1 電気給湯器	110
11-2 ガス温水機器	112
11-3 石油温水機器	115
11-4 ガス調理機器	117
12. 照明	120
12-1 照明器具	120
12-2 ランプ	124
13. 自動車等	126

13-1	自動車	126
13-2	タイヤ	133
13-3	エンジン油	135
14.	消火器	136
15.	制服・作業服等	138
16.	インテリア・寝装寝具	142
16-1	カーテン等	142
16-2	カーペット	145
16-3	毛布等	148
16-4	ベッド	151
17.	作業手袋	155
18.	その他繊維製品	157
18-1	テント・シート類	157
18-2	防球ネット	160
18-3	旗・のぼり・幕類	163
18-4	モップ	166
19.	設備	168
20.	災害備蓄用品	181
20-1	災害備蓄用品（飲料水）	181
20-2	災害備蓄用品（食料）	182
20-3	災害備蓄用品（生活用品・資材等）	184
21.	公共工事	192
22.	役務	224
22-1	省エネルギー診断	224
22-2	印刷	225
22-3	食堂	233
22-4	自動車専用タイヤ更生	236
22-5	自動車整備	237
22-6	庁舎管理等	239
22-7	輸配送	254
22-8	旅客輸送（自動車）	258
22-9	小売業務	261
22-10	クリーニング	264
22-11	自動販売機設置	266
22-12	引越輸送	271
22-13	会議運営	275
22-14	印刷機能等提供業務	277
23.	ごみ袋等	279

別 記

定 義

この別記において、「判断の基準」、「基準値 1」、「基準値 2」及び「配慮事項」の定義は、それぞれ下記のとおりとする。

「判断の基準」： 法第 6 条第 2 項第 2 号に規定する特定調達物品等であるための基準

「基準値 1」： 判断の基準において 2 段階の判断の基準を設定している場合に、当該品目におけるより高い環境性能の基準であり、調達に際しての支障や供給上の制約等がない限り調達を推進していく基準として示すもの

「基準値 2」： 判断の基準において 2 段階の判断の基準を設定している場合に、各機関において調達を行う最低限の基準として示すもの

「配慮事項」： 特定調達物品等であるための要件ではないが、特定調達物品等を調達するに当たって、更に配慮することが望ましい事項

1. 共通の判断の基準及び配慮事項

下記のとおり共通の判断の基準及び配慮事項を設定し、個別の特定調達品目に係る判断の基準と合わせて適用する。※

原材料に鉄鋼が使用された物品	【判断の基準】 ○基準値 1 は、当該品目に係る判断の基準を満たし、次の要件を満たす鉄鋼が使用されていること。 ①削減実績量が付されていること。 ②原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 【配慮事項】 ○温室効果ガス削減に係る追加費用が一定以上の非化石電力を活用した鋼材が使用されていること。
----------------	---

- 備考) 1 「削減実績量が付されていること」とは、一般社団法人日本鉄鋼連盟作成の「GX スチールガイドライン」の手続に従って削減実績量が付されていることをいう。
- 2 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。
- 3 定量的環境情報は、カーボンフットプリント (ISO 14067)、ライフサイクルアセスメント (ISO 14040 及び ISO 14044)、経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリントガイドライン」又は一般社団法人日本鉄鋼連盟作成の「鉄鋼製品に関するカーボンフットプリント製品別算定ガイドライン」等に整合して算定したものとする。
- 4 共通の判断の基準について、製造事業者において当該基準値 1 を満たす製品を製造する時期と同製品が販売される時期に差が生じることにより判断の基準を満たす鉄鋼の使用が困難な場合はこの限りではない。
- 5 配慮事項の鋼材は、一般社団法人日本鉄鋼連盟・普通鋼電炉工業会作成の「非化石電力鋼材のカーボンフットプリント算定ガイドライン」に記載の「タイプ 1」に当たる鋼材であって、同ガイドラインの手続に従ったものをいう。
- 6 調達を行う各機関は、環境省及び製造事業者等がウェブサイト等に公表する情報提供を踏まえ、調達を行うこと。

※ 2 段階の判断の基準が設定されている品目については、当該品目に係る基準値 1 を満たす場合、又は共通の判断の基準の基準値 1 を満たし当該品目に係る基準値 2 を満たす場合は基準値 1 となる。また、共通の判断の基準の基準値 1、当該品目に係る基準値 1 のいずれも満たさずに当該品目に係る基準値 2 を満たす場合は基準値 2 となる。

2 段階の判断の基準が設定されていない品目については、共通の判断の基準の基準値 1 を満たし当該品目に係る判断の基準を満たす場合は基準値 1 となる。また、共通の判断の基準の基準値 1 を満たさずに当該品目に係る判断の基準を満たす場合は適合となる。

なお、個別の品目において当該品目に係る判断の基準 (2 段階の判断の基準が設定されている場合は基準値 2) を満たさない場合は、共通の判断の基準の適合状況によらず適合しない。

2. 紙 類

(1) 品目及び判断の基準等

【情報用紙】

コピー用紙	【判断の基準】 ①古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材等パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ利用割合、白色度及び坪量を備考5の算定式により総合的に評価した総合評価値が80以上であること。 ②バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ③製品に総合評価値及びその内訳（指標項目ごとの、指標値又は加算値、及び評価値）が記載されていること。ただし、製品にその内訳が記載できない場合は、ウェブサイト等で容易に確認できるようにし、参照先を明確にすること。 【配慮事項】 ①古紙パルプ配合率が可能な限り高いものであること。 ②バージンパルプが原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。また、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの利用割合が可能な限り高いものであること。 ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
-------	--

備考) 1 「持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ」とは、次のいずれかをいう。

ア. 森林の有する多面的機能を維持し、森林を劣化させず、森林面積を減少させないようにするなど森林資源を循環的・持続的に利用する観点から経営され、かつ、生物多様性の保全等の環境的優位性、労働者の健康や安全への配慮等の社会的優位性の確保について配慮された森林から産出された木材に限って調達するとの方針に基づいて使用するパルプ

イ. 資源の有効活用となる再・未利用木材（廃木材、建設発生木材、低位利用木材（林地残材、かん木、木の根、病虫獣害・災害などを受けた丸太から得られる木材、曲がり材、小径材などの木材）及び廃植物繊維）を調達するとの方針に基づいて使用するパルプ

2 「間伐材等」とは、間伐材又は竹をいう。

3 「指標項目」とは、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材等パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合、白色度及び坪量をいう。

また、「その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合」とは、森林認証材パルプ利用割合及び間伐材等パルプ利用割合に数量計上したものを除く持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプをいう。

4 「総合評価値」とは備考5に示されるYの値をいう。

「指標値」とは、備考5に示される x_1, x_2, x_3, x_4 の指標項目ごとの値を、「加算値」とは、

備考 5 に示される x_5 , x_6 の指標項目ごとの値をいう。

「評価値」とは、備考 5 の y_1 , y_2 , y_3 , y_4 , y_5 について示される式により算出された数値をいう。

5 総合評価値、評価値、指標値、加算値は以下の式による。

$$Y = (y_1 + y_2 + y_3) + y_4 + y_5$$

$$y_1 = x_1 - 20 \quad (70 \leq x_1 \leq 100)$$

$$y_2 = x_2 + x_3 \quad (0 \leq x_2 + x_3 \leq 30)$$

$$y_3 = 0.5 \times x_4 \quad (0 \leq x_4 \leq 30)$$

$$y_4 = -x_5 + 75 \quad (60 \leq x_5 \leq 75, \quad x_5 < 60 \rightarrow x_5 = 60, \quad x_5 > 75 \rightarrow x_5 = 75)$$

$$y_5 = -2.5x_6 + 170 \quad (62 \leq x_6 \leq 68, \quad x_6 < 62 \rightarrow x_6 = 62, \quad x_6 > 68 \rightarrow x_6 = 68)$$

Y 及び y_1 , y_2 , y_3 , y_4 , y_5 , x_1 , x_2 , x_3 , x_4 , x_5 , x_6 は次の数値を表す。

Y (総合評価値) : y_1 , y_2 , y_3 , y_4 , y_5 の合計値を算出し小数点以下を切り捨てた数値

y_1 : 古紙パルプ配合率に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

y_2 : 森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計利用割合に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

y_3 : その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

y_4 : 白色度に係る加算値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

y_5 : 坪量に係る加算値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

x_1 : 最低保証の古紙パルプ配合率 (%)

x_2 : 森林認証材パルプ利用割合 (%)

$$x_2 = (\text{森林認証材パルプ} / \text{バージンパルプ}) \times (100 - x_1)$$

x_3 : 間伐材等パルプ利用割合 (%)

$$x_3 = (\text{間伐材等パルプ} / \text{バージンパルプ}) \times (100 - x_1)$$

x_4 : その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合 (%)

$$x_4 = (\text{その他の持続可能性を目指したパルプ} / \text{バージンパルプ}) \times (100 - x_1)$$

x_5 : 白色度 (%)

白色度は生産時の製品ロットごとの管理標準値とし、管理標準値 $\pm 3\%$ の範囲内については許容する。ただし、ロットごとの色合わせの調整以外に着色された場合 (意図的に白色度を下げる場合) は加点対象とならない。

x_6 : 坪量 (g/m^2)

坪量は生産時の製品ロットごとの管理標準値とし、管理標準値の $\pm 5\%$ の範囲内については許容する。

6 調達を行う各機関は、坪量の小さいコピー用紙は、複写機等の使用時に相対的にカール、紙詰まり、裏抜け等が発生するリスクが高まる場合があるため、過度に坪量の小さい製品の調達には留意が必要である。

7 調達を行う各機関は、コピー用紙を複写機、プリンタ等に使用する場合は、原料表示や製品仕様等、紙製造事業者等が製品及びウェブサイト公表する情報提供を踏まえ、本体機器への適性や印刷品質に留意し、調達を行うこと。

8 紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、木材関連事業者にあつては、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律 (平成 28 年法律第 48 号。以下「クリーンウッド法」という。) に則するとともに、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン (平成 18 年 2 月)」に準拠して行うものとする。また、木材関連事業者以外にあつては、同ガイドラインに準拠して行うものとする。

9 紙の原料となる間伐材の確認は、林野庁作成の「間伐材チップの確認のためのガイドライン（平成 21 年 2 月）」に準拠して行うものとする。

10 紙の場合は、複数の木材チップを混合して生産するため、製造工程において製品ごとの実配合を担保することが困難等の理由を勘案し、間伐材等の管理方法は環境省作成の「森林認証材・間伐材に係るクレジット方式運用ガイドライン（平成 21 年 2 月 13 日）」に準拠したクレジット方式を採用することができる。また、森林認証材については、各制度に基づくクレジット方式により運用を行うことができる。

なお、「クレジット方式」とは、個々の製品に実配合されているか否かを問わず、一定期間に製造された製品全体に使用された森林認証材・間伐材等とそれ以外の原料の使用量に基づき、個々の製品に対し森林認証材・間伐材等が等しく使われているとみなす方式をいう。

フォーム用紙	【判断の基準】 ①古紙パルプ配合率70%以上かつ白色度70%程度以下であること。 ②バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ③塗工されているものについては、塗工量が両面で12g/m²以下であること。 【配慮事項】 ①バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。また、森林認証材パルプ及び間伐材パルプの利用割合が可能な限り高いものであること。 ②製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
--------	--

インクジェットカラープリンター用塗工紙	【判断の基準】 ①古紙パルプ配合率70%以上であること。 ②バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ③塗工量が両面で20g/m²以下であること。ただし、片面の最大塗工量は12g/m²とする。 【配慮事項】 ①古紙パルプ配合率が可能な限り高いものであること。 ②バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。また、森林認証材パルプ及び間伐材パルプの利用割合が可能な限り高いものであること。 ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
----------------------------	--

備考) 紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、木材関連事業者にあつては、クリーンウッド法に則するとともに、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月）」に準拠して行うものとする。また、木材関連事業者以外にあつては、同ガイドラインに準拠して行うものとする。

【印刷用紙】

塗工されていない印刷用紙	【判断の基準】 ① 次のいずれかの要件を満たすこと。 ア. 塗工されていないものにあつては、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ配合率、間伐材等パルプ配合率、管理木材パルプ配合率、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ配合率及び白色度を備考6の算定式により総合的に評価した総合評価値が80以上であること。 イ. 塗工されているものにあつては、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ配合率、間伐材等パルプ配合率、管理木材パルプ配合率、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ配合率及び塗工量を備考6の算定式により総合的に評価した総合評価値が80以上であること。 ② 古紙パルプ、森林認証材パルプ、間伐材等パルプ、管理木材パルプ及びその他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ以外のパルプを原料として使用しないこと。 ③ バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ④ 製品の総合評価値及びその内訳（指標項目ごとの、指標値又は加算値、及び評価値）がウェブサイト等で容易に確認できること。 ⑤ 再生利用しにくい加工が施されていないこと。 【配慮事項】 ① 総合評価値がより高いものであること。 ② 古紙パルプ配合率が可能な限り高いものであること。 ③ バージンパルプが原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。また、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの配合率が可能な限り高いものであること。 ④ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
塗工されている印刷用紙	

備考) 1 「管理木材パルプ」とは、森林認証材とは異なるが、森林認証制度により容認されない分類に属さない木材であつて、認証取得組織間のみで取り引きされ、その適格性について第三者認証機関によって検証された木材を原料とするパルプをいう。

2 「その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ（以下「その他の持続可能性を目指したパルプ」という。）」とは、次のいずれかをいう（森林認証材パルプ、間伐材等パルプ及び管理木材パルプに該当するものを除く。）。

ア. 森林の有する多面的機能を維持し、森林を劣化させず、森林面積を減少させないようにするなど森林資源を循環的・持続的に利用する観点から経営され、かつ、生物多様性の保全等の環境的優位性、労働者の健康や安全への配慮等の社会的優位性の確保について配慮された森林から産出された木材に限って調達するとの方針に基づいて使用するパルプ

イ. 資源の有効活用となる再・未利用木材（廃木材、建設発生木材、低位利用木材（林地残

材、かん木、木の根、病虫獣害・災害などを受けた丸太から得られる木材、曲がり材、小径材などの木材）及び廃植物繊維）を調達するとの方針に基づいて使用するパルプ

- 3 「間伐材等」とは、間伐材又は竹をいう。
- 4 「指標項目」とは、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ配合率、間伐材等パルプ配合率、管理木材パルプ配合率、その他の持続可能性を目指したパルプ配合率、白色度及び塗工量をいう。
- 5 「総合評価値」とは備考6に示される Y_1 又は Y_2 の値をいう。
「指標値」とは、備考6に示される x_1, x_2, x_3, x_4, x_5 の指標項目ごとの値を、「加算値」とは、備考6に示される x_6, x_8 の指標項目ごとの値をいう。
「評価値」とは、備考6の y_1, y_2, y_3, y_4, y_5 について示される式により算出された数値又は定められた数値をいう。
- 6 総合評価値、評価値、指標値、加算値は以下の式による。

$$Y_1 = y_1 + y_2 + y_3 + y_4$$

$$Y_2 = y_1 + y_2 + y_3 + y_5$$

$$y_1 = x_1 + x_2 + x_3 \quad (0 \leq x_1 + x_2 + x_3 \leq 100)$$

$$y_2 = 0.75 \times x_4 \quad (0 \leq x_4 \leq 100)$$

$$y_3 = 0.5 \times x_5 \quad (0 \leq x_5 \leq 70)$$

$$y_4 = -x_6 + x_7 \quad (x_7 - 15 \leq x_6 \leq x_7, \quad x_6 < x_7 - 15 \rightarrow x_6 = x_7 - 15, \quad x_6 > x_7 \rightarrow x_6 = x_7)$$

$$y_5 = -0.5x_8 + 20 \quad (0 < x_8 \leq 10 \rightarrow x_8 = 10, \quad 10 < x_8 \leq 20 \rightarrow x_8 = 20, \quad 20 < x_8 \leq 30 \rightarrow x_8 = 30, \\ x_8 > 30 \rightarrow x_8 = 40)$$

Y_1, Y_2 及び $y_1, y_2, y_3, y_4, y_5, x_1, x_2, x_3, x_4, x_5, x_6, x_7, x_8$ は次の数値を表す。

Y_1 （塗工されていない印刷用紙に係る総合評価値）： y_1, y_2, y_3, y_4 の合計値を算出し小数点以下を切り捨てた数値

Y_2 （塗工されている印刷用紙に係る総合評価値）： y_1, y_2, y_3, y_5 の合計値を算出し小数点以下を切り捨てた数値

y_1 ：古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ配合率及び間伐材等パルプ配合率の合計値に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

y_2 ：管理木材パルプ配合率に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

y_3 ：その他の持続可能性を目指したパルプ配合率に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

y_4 ：白色度に係る加算値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値（ファンシーペーパー又は抄色紙（色上質紙及び染料を使用した色紙一般を含む。）には適用しない。）

ファンシーペーパー又は抄色紙であって、印刷に係る判断の基準（「印刷」参照）に示された A ランク（紙へのリサイクルにおいて阻害とならないもの）の紙である場合は 5、それ以外の紙である場合は 0

y_5 ：塗工量に係る加算値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

x_1 ：古紙パルプ配合率（％）

x_2 ：森林認証材パルプ配合率（％）

x_3 ：間伐材等パルプ配合率（％）

x_4 ：管理木材パルプ配合率（％）

x_5 ：その他の持続可能性を目指したパルプ配合率（％）

x_6 ：白色度（％）

白色度は生産時の製品ロットごとの管理標準値とし、管理標準値±3%の範囲内に

については許容する。ただし、ロットごとの色合わせの調整以外に着色された場合（意図的に白色度を下げる場合）は加対象とならない。

x_7 : 白色度の基準値 (%)

白色度の基準値は古紙パルプ配合率 (x_1) 及びバージンパルプ配合率 ($x_2 + x_3 + x_4 + x_5$) に対応した基準値であって、古紙パルプ配合率 100% の場合の基準値は 70%、バージンパルプ配合率 100% の場合の基準値は 90% として次式により算定。

$$x_7 = 0.7 \times x_1 + 0.9 \times (x_2 + x_3 + x_4 + x_5)$$

x_8 : 塗工量 (g/m²)

塗工量 (両面への塗布量) は、生産時の製品ロットごとの管理標準値とする。

- 7 調達を行う各機関は、印刷用紙を複写機、プリンタ等に使用する場合は、原料表示や製品仕様等、紙製造事業者等が製品及びウェブサイト公表する情報提供を踏まえ、本体機器への適性や印刷品質に留意し、調達を行うこと。
- 8 紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、木材関連事業者にあつては、クリーンウッド法に則するとともに、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン (平成 18 年 2 月)」に準拠して行うものとする。また、木材関連事業者以外にあつては、同ガイドラインに準拠して行うものとする。
- 9 紙の原料となる間伐材の確認は、林野庁作成の「間伐材チップの確認のためのガイドライン (平成 21 年 2 月)」に準拠して行うものとする。
- 10 紙の場合は、複数の木材チップを混合して生産するため、製造工程において製品ごとの実配合を担保することが困難等の理由を勘案し、間伐材等の管理方法は環境省作成の「森林認証材・間伐材に係るクレジット方式運用ガイドライン (平成 21 年 2 月 13 日)」に準拠したクレジット方式を採用することができる。また、森林認証材及び管理木材については、各制度に基づくクレジット方式により運用を行うことができる。

なお、「クレジット方式」とは、個々の製品に実配合されているか否かを問わず、一定期間に製造された製品全体に使用された森林認証材、間伐材等などとそれ以外の原料の使用量に基づき、個々の製品に対し森林認証材、間伐材等などが等しく使われているとみなす方式をいう。

【衛生用紙】

トイレット ペーパー ティッシュ ペーパー	【判断の基準】 ○次のいずれかの要件を満たすこと。 ①古紙パルプ配合率 100%であること。 ②エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。 ③コアレス（芯なし）タイプであること。 ④シングル巻であること。 【配慮事項】 ①トイレットペーパーにあっては、製品の長尺化及び狭幅化が図られていること。 ②製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
------------------------------------	---

備考) 1 判断の基準②の「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、商品類型 No.108「衛生用紙 Version2」に係る認定基準をいう。

2 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。

3 配慮事項②の定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO 14067）、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040 及び ISO 14044）又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント ガイドライン」等に整合して算定したものとする。

(2) 古紙及び古紙パルプ配合率

各品目において判断の基準となっている古紙及び関連する用語、古紙パルプ配合率の定義は、以下のとおりとする。

【古紙及び関連する用語の定義】

古紙	市中回収古紙及び産業古紙。
市中回収古紙	店舗、事務所及び家庭などから発生する使用済みの紙であって、紙製造事業者により紙の原料として使用されるもの（商品として出荷され流通段階を経て戻るものを含む。）。

産業古紙	原紙の製紙工程後の加工工程から発生し、紙製造事業者により紙の原料として使用されるもの。 ただし、紙製造事業者等（当該紙製造事業者の子会社、関連会社等の関係会社を含む。）の紙加工工場、紙製品工場、印刷工場及び製本工場など、紙を原料として使用する工場若しくは事業場において加工を行う場合、又は当該紙製造事業者が製品を出荷する前に委託により他の事業者加工を行わせる場合に発生するものであって、商品として出荷されずに当該紙製造事業者により紙の原料として使用されるものは、古紙としては取り扱わない（当該紙製造事業者等の手を離れ、第三者を介した場合は、損紙を古紙として取り扱うための意図的な行為を除き、古紙として取り扱う。）。
損紙	以下のいずれかに該当するもの。 ・製紙工程において発生し、そのまま製紙工程に戻され原料として使用されるもの（いわゆる「回流損紙」。ウェットブロック及びドライブロック）。 ・製紙工場又は事業場内に保管されて原料として使用されるもの（いわゆる「仕込損紙」）。 ・上記産業古紙の定義において、「ただし書き」で規定されているもの。
紙製造事業者	「日本標準産業分類」（平成 21 年総務省告示第 175 号）の中分類に掲げる「紙製造業（142）」であり、小分類の「洋紙製造業（1421）」「板紙製造業（1422）」「機械すき和紙製造業（1423）」及び「手すき和紙製造業（1424）」をいう。
子会社、関連会社及び関係会社	金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 193 条の規定に基づく財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条の各項に定めるものをいう。

【古紙パルプ配合率の定義】

$\text{古紙パルプ配合率} = \frac{\text{古紙パルプ}}{(\text{バージンパルプ} + \text{古紙パルプ})} \times 100 (\%)$ パルプは含水率 10%の重量とする。 上記算定式の分母及び分子には損紙は含まないものとする。

(3) 目標の立て方

各品目の当該年度の調達総重量（kg）に占める基準を満たす物品の重量（kg）の割合とする。

3. 文具類

(1) 品目及び判断の基準等

文具類共通	【判断の基準】 ○次のいずれかの要件を満たすこと。また、これに加えて、主要材料以外の材料に木質が含まれる場合は②、紙が含まれる場合で原料にバージンパルプが使用される場合は③イの要件をそれぞれ満たすこと。 ①金属を除く主要材料がプラスチックの場合は、再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあつては、プラスチック重量の20%以上使用されていること。 ②金属を除く主要材料が木質の場合は、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること、又は、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 ③金属を除く主要材料が紙の場合は、次の要件を満たすこと。 ア. 紙の原料は古紙パルプ、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計の配合率が50%以上であること。 イ. 紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあつては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ④大部分の材料が金属類の場合は、次の要件を満たすこと。ただし、すべての材料が金属の場合はイの要件を除く。 ア. 原材料の使用量の削減及び部品等の軽量化・減量化が図られるよう製品の設計がなされていること。 イ. 使用後に異種材料間の分解・分別が可能なものであること。ただし、安全性などを考慮し、容易に分解・分別できないことが必要な部品を除く。 ⑤エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。 【配慮事項】 ①古紙パルプ配合率、再生プラスチック配合率が可能な限り高いものであること。 ②使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。 ③材料に木質が含まれる場合にあつては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源である木材は除く。 ④材料に紙が含まれる場合でバージンパルプが使用される場合にあつては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林が
-------	--

	ら産出されたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ⑤間伐材又は間伐材パルプの利用割合が可能な限り高いものであること。 ⑥製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ⑦製品全体又は部品及び容器包装は、可能な限り単一素材化又は使用する素材の種類が少なくなるよう配慮されていること。 ⑧製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑨製品の包装又は梱包にプラスチックを使用している場合は、再生プラスチック又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが可能な限り使用されていること。 注) 文具類に定める特定調達品目については、共通して上記の判断の基準及び配慮事項を適用する。ただし、大部分の材料が金属類に該当しない場合であって、個別の特定調達品目について判断の基準（●印）を定めているものについては、上記の判断の基準に代えて、当該品目について定める判断の基準（●印）を適用する。また、適用箇所を定めているものについては、適用箇所のみにより上記の判断の基準を適用する。
シャープペンシル	【配慮事項】 ○残芯が可能な限り少ないこと。
シャープペンシル替芯	〔判断の基準は容器に適用〕
ボールペン	【判断の基準】 ●文具類共通の判断の基準を満たすこと、かつ、芯が交換できること。
マーキングペン	【配慮事項】 ○消耗品が交換又は補充できること。
鉛筆	
スタンプ台	【判断の基準】 ●金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあつては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであつて環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること（消耗部分を除く。）。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあつては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあつては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。 【配慮事項】 ○インク又は液が補充できること。
朱肉	【判断の基準】 ●金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあつては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること又はバイ

	オマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること（消耗部分を除く。）。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。 【配慮事項】 ○インク又は液が補充できること。
印章セット	【配慮事項】 ○液が補充できること。
印箱	
公印	
ゴム印	
回転ゴム印	
定規	
トレー	
消しゴム	〔判断の基準は巻紙（スリーブ）又はケースに適用〕
ステープラー（汎用型）	【判断の基準】 ●金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること（機構部分を除く。）。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。 【配慮事項】 ○再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうるよう、分離又は分別の工夫がなされていること。
ステープラー（汎用型以外）	【配慮事項】 ○再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうるよう、分離又は分別の工夫がなされていること。
ステープラー針リムーバー	【配慮事項】 ○再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうるよう、分離又は分別の工夫がなされていること。
連射式クリップ（本体）	【判断の基準】 ●金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること（消耗部分を除く。）。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。
事務用修正具（テープ）	【判断の基準】 ●金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが

	使用されていること（消耗部分を除く。）。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。 【配慮事項】 ○消耗品が交換できること。
事務用修正具（液状）	〔判断の基準は容器に適用〕
クラフトテープ	【判断の基準】 ●テープ基材については古紙パルプ、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計の配合率が40%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 【配慮事項】 ○粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で、溶解又は細かく分散するものであり、樹脂ラミネート加工がされていないこと。
布粘着テープ（プラスチック製クロステープを含む。）	【判断の基準】 ●テープ基材（ラミネート層を除くことができる。）については再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。
両面粘着紙テープ	【判断の基準】 ●テープ基材については古紙パルプ、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計の配合率が40%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。
製本テープ	〔判断の基準はテープ基材に適用〕
ブックスタンド	【判断の基準】 ●金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。
ペンスタンド	

クリップケース	
はさみ	【配慮事項】 ○再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうるよう、分離又は分別の工夫がなされていること。
マグネット(玉)	
マグネット(バー)	
テープカッター	
パンチ(手動)	
モルトケース(紙めくり用スポンジケース)	
紙めくりクリーム	〔判断の基準は容器に適用〕
鉛筆削(手動)	【配慮事項】 ○再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうるよう、分離又は分別の工夫がなされていること。
○Aクリーナー(ウェットタイプ)	【判断の基準】 〔判断の基準は容器に適用〕 ●金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。 【配慮事項】 ○内容物が補充できること。
○Aクリーナー(液タイプ)	〔判断の基準は容器に適用〕 【配慮事項】 ○内容物が補充できること。
ダストブロワー	【判断の基準】 ●フロン類が使用されていないこと。ただし、可燃性の高い物質が使用されている場合にあっては、製品に、その取扱いについての適切な記載がなされていること。
レターケース	
メディアケース	【判断の基準】 ●次のいずれかの要件を満たすこと。 ①金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。 ②CD、DVD及びBD用にあっては、厚さ5mm程度以下のスリムタイプケースであること。

	③バイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。
マウスパッド	
OAフィルター (枠あり)	【判断の基準】 ● 次のいずれかの要件を満たすこと。 ① 文具類共通の判断の基準を満たすこと、又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。 ② 枠部は、再生プラスチックが枠部全体重量の50%以上使用されていること。
丸刃式紙裁断機	【配慮事項】 ○再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうるよう、分離又は分別の工夫がなされていること。
カッターナイフ	
カッティングマット	【配慮事項】 ○マットの両面が使用できること。
デスクマット	
OHPフィルム	【判断の基準】 ● 次のいずれかの要件を満たすこと。 ① 再生プラスチックがプラスチック重量の30%以上使用されていること。 ② インクジェット用のものにあつては、上記①の要件を満たすこと、又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。
絵筆	【判断の基準】 ● 金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあつては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあつては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあつては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。
絵の具	〔判断の基準は容器に適用〕
墨汁	〔判断の基準は容器に適用〕
のり（液状） （補充用を含む。）	〔判断の基準は容器に適用〕
のり（澱粉のり） （補充用を含む。）	【配慮事項】 ○内容物が補充できること。
のり（固形） （補充用を含む。）	〔判断の基準は容器・ケースに適用〕
のり（テープ）	【配慮事項】 ○消耗品が交換できること。
ファイル （クリアーホルダ）	【判断の基準】 ● 金属を除く主要材料が紙の場合にあつては、紙の原料は古紙パルプ、

ー及びクリアファイルを除く。)	森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計の配合率が70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。 【配慮事項】 ○表紙ととじ具を分離し、部品を再使用、再生利用又は分別廃棄できる構造になっていること。
クリアーホルダー クリアーファイル	【判断の基準】 ●次のいずれかの要件を満たすこと。 ①金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、基準値1はアを、基準値2はイを満たすこと。 ア. 認定プラスチック使用製品であること。 イ. 再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の20%以上使用されていること。 ②金属を除く主要材料が紙の場合にあっては、紙の原料は古紙パルプ、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計の配合率が70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ③上記①及び②以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。 【配慮事項】 ○表紙ととじ具を分離し、部品を再使用、再生利用又は分別廃棄できる構造になっていること。
バインダー	【判断の基準】 ●次のいずれかの要件を満たすこと。 ①金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、基準値1はアを、基準値2はイを満たすこと。 ア. 認定プラスチック使用製品であること。 イ. 再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラス

	チック重量の20%以上使用されていること。 ②金属を除く主要材料が紙の場合にあっては、紙の原料は古紙パルプ、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計の配合率が70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ③上記①及び②以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。 【配慮事項】 ○表紙ととじ具を分離し、部品を再使用、再生利用又は分別廃棄できる構造になっていること。
ファイリング用品	
アルバム (台紙を含む。)	
つづりひも	【判断の基準】 ●次のいずれかの要件を満たすこと。 ①金属を除く主要材料が紙の場合にあっては、紙の原料が古紙パルプ、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計の配合率が70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ②金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。 ③上記①又は②以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。
カードケース	
事務用封筒(紙製)	【判断の基準】 ●古紙パルプ、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計の配合率が40%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・

	小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。
窓付き封筒（紙製）	【判断の基準】 ●古紙パルプ、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計の配合率が40%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。〔窓部分に紙を使用している場合は、古紙パルプ、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの配合率の判断の基準を窓部分には適用しない。〕 ●窓部分にプラスチック製フィルムを使用している場合は、窓フィルムについては再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。
けい紙	【判断の基準】 ●古紙パルプ、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計の配合率が70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。
起案用紙	
ノート	
パンチラベル	【配慮事項】 ○粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で、溶解又は細かく分散するものであり、樹脂ラミネート加工がされていないこと。
タックラベル	【判断の基準】 ●金属を除く主要材料が紙の場合にあっては、紙の原料が古紙パルプ、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計の配合率が70%以上であること（粘着部分を除く。）。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。 【配慮事項】 ○粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で、溶解又は細かく分散するものであり、樹脂ラミネート加工がされていないこと。
インデックス	
付箋紙	
付箋フィルム	【配慮事項】 ○粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で、溶解又は細かく分散するものであること。

黒板拭き	
ホワイトボード用 イレーザー	
額縁	
テープ印字機等用 カセット	【判断の基準】 ●次のいずれかの要件を満たすこと。 ①文具類共通の判断の基準を満たすこと。 ②次の要件を満たすこと。 ア. 使用済み製品にテープ部分（リボンを含む。）を再充填し、必要に応じて消耗部品を交換できることが、包装、同梱される印刷物又は取扱説明書のいずれかに表記されていること。 イ. 通常の使用条件により、5回以上繰り返して使用することが可能であること。 ウ. 工場で再充填される製品は、使用済み製品の回収システムがあること。 エ. 工場で再充填される製品は、回収した製品の部品の再資源化率（使用済みとなって排出され、再資源化を目的に回収後、再資源化工程に投入された製品の重量又は回収したカートリッジ等の重量のうち、再使用、マテリアルリサイクル、エネルギー回収や油化、ガス化、高炉還元又はコークス炉化学原料化された部品の重量の割合をいう。）が製品全体の重量（インクを除く。）の95%以上であること。また、回収した製品の部品のうち再使用又は再生使用できない部分は、減量化等が行われた上で、適正処理され、単純埋立されないこと。
テープ印字機等用 テープ	【判断の基準】 ●次のいずれかの要件を満たすこと。 ①文具類共通の判断の基準を満たすこと。 ②テープ部分を交換することでテープ印字機等をそのまま使用できること。
ごみ箱	【判断の基準】 ●金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。
リサイクルボックス	【判断の基準】 ●金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。
缶・ボトルつぶし 機（手動）	

名札（机上用）	
名札（衣服取付型・首下げ型）	
鍵かけ （フックを含む。）	
チョーク	【判断の基準】 ●再生材料が10%以上使用されていること。
グラウンド用白線	【判断の基準】 ●再生材料が70%以上使用されていること。
梱包用バンド	【判断の基準】 ●金属を除く主要材料が紙の場合にあっては、古紙パルプ配合率100%であること。 ●金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックがプラスチック重量の25%以上使用されていること。ただし、廃ペットボトルのリサイクル製品は除く。

備考） 1 本項の判断の基準の対象とする「ステープラー（汎用型）」とは、JIS S 6036 の 2. に規定するステープラつづり針の種類 10 号を使用するハンディタイプのものをいう。また、「ステープラー（汎用型以外）」とは、ステープラー（汎用型）以外のものをいい、針を用いない方式のものを含む。

2 「ファイル」とは、穴をあけてとじる各種ファイル（フラットファイル、パイプ式ファイル、とじこみ表紙、ファスナー（とじ具）、コンピュータ用キャップ式等）及び穴をあけずにとじる各種ファイル（フォルダー、ホルダー、ボックスファイル、ドキュメントファイル、透明ポケット式ファイル、スクラップブック、Z 式ファイル、クリップファイル、用箋挟、図面ファイル、ケースファイル等）等をいう。

3 「バインダー」とは、MP バインダー、リングバインダー等をいう。

4 「クリアーホルダー」とは、主に透明のシートからなる書類を挟み込んで保管するためのファイルをいい、スライド付きのものは含まない。

5 「クリアーファイル」とは、何枚かの透明ポケットを一冊にまとめ、それに表紙がついたファイルをいい、名刺ファイル、はがきファイル等用途が限定されたものを含み、バインダー型のものを除く。

6 「認定プラスチック使用製品」とは、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和 3 年法律第 60 号）第 8 条に基づき主務大臣による設計認定を受けたプラスチック使用製品をいう。

7 「ファイリング用品」とは、ファイル又はバインダーに補充して用いる背見出し、ポケット及び仕切紙をいう。

8 「古紙」及び「古紙パルプ配合率」とは、本基本方針「2. 紙類」の「(2) 古紙及び古紙パルプ配合率」による。

9 「間伐材等」とは、間伐材又は竹をいう。

10 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

11 「ポストコンシューマ材料」とは、製品として使用された後に、廃棄された材料又は製品をいう。

- 1 2 「バイオマスプラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチックをいい、バイオマスプラスチックには、原料から製品への加工・流通工程において、バイオマス由来原料が化石由来原料と混合される場合に、バイオマス由来原料の投入量に応じて、製品の一部に対してバイオマス特性を割り当てるマスバランス方式によるものを含む。なお、マスバランス方式を活用する場合は、独立した認証機関が定めた基準に基づき、第三者機関がサプライチェーンのトレーサビリティについて評価・認証する仕組みに基づくこと。
- 1 3 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。
- 1 4 「主要材料」とは、製品の構成材料として、消耗品、粘着部分を除いた製品重量の 50% 以上を占める材料をいう。なお、再生材料等に係る判断の基準は、金属を除く主要材料に適用する。
- 1 5 「消耗部分」とは、使用することにより消耗する部分をいう。なお、消耗部分が交換可能な場合（カートリッジ等）は、交換可能な部分全てを、消耗部分が交換不可能な場合（ワンウェイ）は、当該部分（インク等）のみ当該製品の再生材料の配合率を算定する分母及び分子から除く。
- 1 6 「粘着部分」とは、主としてラベル等に用いる感圧接着剤を塗布した面をいう。なお、粘着材及び剥離紙・剥離基材（台紙）を当該製品の再生材料の配合率を算定する分母及び分子から除く。
- 1 7 「大部分の材料が金属類」とは、製品に使用されている金属類が消耗品、粘着部分を除いた製品全体重量の 95% 以上であるものをいう。
- 1 8 文具類共通の判断の基準は、金属以外の主要材料としてプラスチック、木質及び紙を使用している場合並びに大部分の材料が金属類である場合について定めたものであり、大部分の材料が金属類に該当しない場合かつ金属が主要材料であって、プラスチック、木質又は紙を使用していないものは、本項の判断の基準の対象とする品目に含まれないものとする。
- 1 9 文具類共通の判断の基準④アについては、自社の同等の機能を有する従来品と比較して原材料の使用量の削減及び軽量化・減量化が図られるよう製品の設計がなされていること又は自社で定めた製品の機能に関連する重量原単位が削減されるよう設計がなされていることとする。
- 2 0 文具類共通の判断の基準⑤の「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、商品類型 No. 112「文具・事務用品 Version2」に係る認定基準をいう。なお、特定調達品目であってエコマーク認定基準を満たす製品については備考 1 4 に示す主要材料の定義によらず、判断の基準を満たすものとみなす。
- 2 1 ダストブロワーに係る判断の基準における「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号）第 2 条第 1 項に定める物質をいう。判断の基準において使用できる物質は、二酸化炭素、ジメチルエーテル及びハイドロフルオロオレフィン（HF01234ze）等。
- 2 2 ダストブロワーに係る判断の基準については、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号）第 2 条第 2 項の指定製品の対象となる製品に適用するものとする。
- 2 3 本項の判断の基準の対象となる「メディアケース」は、CD、DVD 及び BD 用とする。
- 2 4 塗工されている印刷用紙に係る判断の基準は、本基本方針「2. 紙類」の「塗工されている印刷用紙」による。
- 2 5 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。

26 文具類共通の配慮事項⑥の定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO 14067）、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040 及び ISO 14044）又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント ガイドライン」等に整合して算定したものである。

27 木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成 18 年 2 月）」に準拠して行うものとする。
なお、都道府県等による森林、木材等の認証制度も合法性の確認に活用できることとする。
ただし、平成 18 年 4 月 1 日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木については、平成 18 年 4 月 1 日の時点で原料・製品等を保管している者があらかじめ当該原料・製品等を特定し、毎年 1 回林野庁に報告を行うとともに、証明書に特定された原料・製品等であることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。なお、本ただし書きの設定期間については、市場動向を勘案しつつ、適切に検討を実施することとする。

28 紙の原料となる間伐材の確認は、林野庁作成の「間伐材チップの確認のためのガイドライン（平成 21 年 2 月）」に準拠して行うものとする。

29 紙の場合は、複数の木材チップを混合して生産するため、製造工程において製品ごとの実配合を担保することが困難等の理由を勘案し、間伐材等の管理方法は環境省作成の「森林認証材・間伐材に係るクレジット方式運用ガイドライン（平成 21 年 2 月 13 日）」に準拠したクレジット方式を採用することができる。また、森林認証材については、各制度に基づくクレジット方式により運用を行うことができる。

なお、「クレジット方式」とは、個々の製品に実配合されているか否かを問わず、一定期間に製造された製品全体に使用された森林認証材・間伐材等とそれ以外の原料の使用量に基づき、個々の製品に対し森林認証材・間伐材等が等しく使われているとみなす方式をいう。

(2) 目標の立て方

クリアーホルダー、クリアーファイル及びバインダーについては、当該年度の各品目の調達総量（点数）に占める基準値 1 及び基準値 2 それぞれの基準を満たす物品の数量（点数）の割合とする。

上記以外の場合は、各品目の当該年度の調達総量（点数）に占める基準を満たす物品の数量（点数）の割合とする。

4. オフィス家具等

(1) 品目及び判断の基準等

いす	【判断の基準】 ○次の①から④のいずれかの要件及び⑤の要件を満たすこと、又は⑥の要件を満たすこと。ただし、①から④について主要材料以外の材料に木質が含まれる場合は③ア、イ及びウを、紙が含まれる場合で原料にバージンパルプが使用される場合は④イの要件をそれぞれ満たすこと。 ①大部分の材料が金属類である棚又は収納用什器であって、表1に示された区分の製品は、次のア、イ及びウの要件を、それ以外の場合及び大部分の材料が金属類であるディスプレイスタンドにあつては、イ及びウの要件を満たすこと。 ア. 区分ごとの基準を上回らないこと。 イ. 単一素材分解可能率が90%以上であること。 ウ. 表2の評価項目ごとに評価基準に示された環境配慮設計がなされていること。 ②金属を除く主要材料がプラスチックの場合は、次のいずれかの要件を満たすこと。 ア. 再生プラスチックがプラスチック重量の10%以上使用されていること。 イ. バイオマスプラスチックであつて環境負荷低減効果が確認されたものがプラスチック重量の25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。 ③金属を除く主要材料が木質の場合は、次のエの要件を満たすとともに、使用している原料に応じ、ア、イ及びウの要件を満たすこと。 ア. 間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること。 イ. 間伐材は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 ウ. 上記ア以外の場合にあつては、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 エ. 材料からのホルムアルデヒドの放散速度が、0.02mg/m³h以下又はこれと同等のものであること。 ④金属を除く主要材料が紙の場合は、次の要件を満たすこと。 ア. 紙の原料は古紙パルプ配合率50%以上であること。 イ. 紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあつては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 ウ. 上記イについては、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプのうち、合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ⑤保守部品又は消耗品の供給期間は、当該製品の製造終了後5年以
机	
棚	
収納用什器（棚以外）	
ローパーティション	
コートハンガー	
傘立て	
掲示板	
黒板	
ホワイトボード	
個室ブース	
ディスプレイスタンド	

	上とすること。 ⑥エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。 【配慮事項】 ①修理及び部品交換が容易である等長期間の使用が可能な設計がなされている、又は、分解が容易である等部品の再使用若しくは素材の再生利用が容易になるような設計がなされていること。特に金属部分については、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号。以下「資源有効利用促進法」という。）の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ②使用される塗料は、粉体塗料、水性塗料等の有機溶剤及び臭気可能な限り少ないものであること。 ③使用済製品の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 ④材料に木質が含まれる場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源である木材は除く。 ⑤材料に紙が含まれる場合でバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。 ⑥製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ⑦ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品であること。 ⑧製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑨包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
--	--

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「ホワイトボード」とは、黒板以外の各種方式の筆記ボードをいう。

2 「大部分の材料が金属類」とは、製品に使用されている金属類が製品全体重量の95%以上であるものをいう。

3 判断の基準①の「単一素材分解可能率」は次式の算定方法による。

$$\text{単一素材分解可能率（％）} = \text{単一素材まで分解可能な部品数} / \text{製品部品数} \times 100$$

次のいずれかに該当するものは、単一素材分解可能率の算定対象となる部品に含まれないものとする。

- ① 盗難、地震や操作上起こり得る転倒を防止するための部品（錠前、転倒防止機構部品、安定保持部品等）
- ② 部品落下防止の観点から、本体より張り出しが起きる部位を保持する部品（ヒンジ、引出レール等）

③日本産業規格（以下「JIS」という。）又はこれに準ずる部品の固定又は連結等使用する付属のネジ

- 4 「古紙」及び「古紙パルプ配合率」とは、本基本方針「2. 紙類」の「(2) 古紙及び古紙パルプ配合率」による。
- 5 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
- 6 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。
- 7 「バイオマスプラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチックをいい、バイオマスプラスチックには、原料から製品への加工・流通工程において、バイオマス由来原料が化石由来原料と混合される場合に、バイオマス由来原料の投入量に応じて、製品の一部に対してバイオマス特性を割り当てるマスバランス方式によるものを含む。なお、マスバランス方式を活用する場合は、独立した認証機関が定めた基準に基づき、第三者機関がサプライチェーンのトレーサビリティについて評価・認証する仕組みに基づくこと。
- 8 「バイオベース合成ポリマー含有率」とは、プラスチック重量に占める、バイオマスプラスチックに含まれるバイオマス由来原料分の重量の割合をいう。マスバランス方式によりバイオマス由来特性を割り当てたプラスチックを原料とするプラスチックの割当率はプラスチック重量比の基準値を読み替えて適用し、バイオベース合成ポリマー含有率は適用しない。
- 9 放散速度が0.02mg/m²h以下と同等のものとは、次によるものとする。

ア. 対応した JIS 又は日本農林規格があり、当該規格にホルムアルデヒドの放散量の基準が規定されている木質材料については、F☆☆☆☆の基準を満たしたもの。JIS S 1031 に適合するオフィス用机・テーブル、JIS S 1032 に適合するオフィス用いす、JIS S 1039 に適合する書架・物品棚、及び JIS S 1033 に適合するオフィス用収納家具は、本基準を満たす。

イ. 上記 ア. 以外の木質材料については、JIS A 1460 の規定する方法等により測定した数値が次の数値以下であるもの。

平均値	最大値
0.5mg/L	0.7mg/L

- 10 判断の基準③イについては、クリーンウッド法の対象物品に適用することとする。
- 11 判断の基準④ウについては、クリーンウッド法の対象物品以外にあっては、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しないこととする。
- 12 判断の基準⑥の「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、商品類型 No. 130「家具 Version2」に係る認定基準をいう。
- 13 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。
- 14 配慮事項⑥の定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO 14067）、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040 及び ISO 14044）又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント ガイドライン」等に整合して算定したものとする。
- 15 「ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品」とは、当該製品のライフサイクルにおける温室効果ガス排出量の算定基準に基づき、ライフサイクル全般にわたる温室効果ガス排出量の全部を認証された温室効果ガス排出削減・吸収量（以下本項において「クレジット」という。）を調達し、無効化又は償却した上で埋め合わせた（以下

本項において「オフセット」という。)製品をいう。

16 オフセットに使用できるクレジットは、当面の間、J-クレジット、二国間クレジット(JCM)、地域版 J-クレジットなど我が国の温室効果ガスインベントリに反映できるものを対象とする。なお、クレジットの更なる活用を図る観点から、クレジットに関する国内外の議論の動向や市場動向を踏まえつつ、対象品目及び対象クレジットを拡大する等、需要拡大に向けた検討を実施するものとする。

17 木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には次による。

ア. クリーンウッド法の対象物品にあっては、木材関連事業者は、クリーンウッド法に則するとともに、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月)」に準拠して行うものとする。また、木材関連事業者以外にあっては、同ガイドラインに準拠して行うものとする。

イ. クリーンウッド法の対象物品以外にあっては、上記ガイドラインに準拠して行うものとする。なお、都道府県等による森林、木材等の認証制度も合法性の確認に活用できるものとする。

ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者があらかじめ当該原料・製品等を特定し、毎年1回林野庁に報告を行うとともに、証明書に特定された原料・製品等であることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。なお、本ただし書きの設定期間については、市場動向を勘案しつつ、適切に検討を実施することとする。

表1 大部分の材料が金属類である棚又は収納用什器(収納庫)の棚板に係る機能重量の基準

区 分	基準
収納庫(カルテ収納棚等の特殊用途は除く。)の棚板	0.1
棚(書架・軽量棚・中量棚)の棚板	0.1

備考) 棚板に適用される機能重量の基準の算出方法は、次式による。

機能重量の基準＝棚板重量(kg)÷棚耐荷重(kg)

表2 大部分の材料が金属類である棚又は収納用什器に係る環境配慮設計項目

目 的	評 価 項 目	評 価 基 準
リデュース配慮設計	原材料の使用削減	原材料の使用量の削減をしていること。
	軽量化・減量化	部品・部材の軽量化・減量化をしていること。
リサイクル配慮設計	再生可能材料の使用	再生可能な材料を使用していること。
	再生可能材料部品の分離・分解の容易化	再生可能な材料を使用している部分は部品ごとに簡易に分離・分解できる接合方法であること。
		その他の部品は容易に取り外しができること。
	再生資源としての利用	合成樹脂部分の材料表示を図っていること。 材質ごとに分別できる工夫を図っていること。

(2) 目標の立て方

各品目の当該年度の調達総量（点数）に占める基準を満たす物品の数量（点数）の割合とする。

5. 画像機器等

5-1 コピー機等

(1) 品目及び判断の基準等

コピー機 複合機 拡張性のあるデジタルコピー機	【判断の基準】 ＜共通事項＞ ○基準値1は、次の①から⑤の要件を、基準値2は、次の②から⑤の要件をそれぞれ満たすこと。 ①製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ②使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は、特定調達物品等を使用することが可能であること。 ③次のいずれかの要件を満たすこと。 ア. リユースに配慮したコピー機及び複合機並びに拡張性のあるデジタルコピー機（以下「コピー機等」という。）であること。 イ. 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。 ④少なくとも25gを超える部品の一つに再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品が使用されていること。 ⑤使用済製品の回収及び部品の再使用又は材料のマテリアルリサイクルのシステムがあること。また、回収した機器の再使用又は再生利用できない部分については、減量化等が行われた上で、適正処理され、単純埋立てされないこと。 ＜個別事項＞ ①コピー機又は拡張性のあるデジタルコピー機（リユースに配慮したコピー機又は拡張性のあるデジタルコピー機を含む。） ア. モノクロコピー機又は拡張性のあるモノクロデジタルコピー機（大判機を除く。）にあつては、表1-1に示された区分ごとの基準を満たすこと。 イ. カラーコピー機又は拡張性のあるカラーデジタルコピー機（大判機を除く。）にあつては、表1-2に示された区分ごとの基準を満たすこと。 ウ. 大判コピー機又は拡張性のある大判デジタルコピー機にあつては、表1-3に示された区分ごとの基準を満たすこと。 ②複合機（インクジェット方式を除く。） ア. モノクロ複合機（大判機を除く。）にあつては、表2-1、表3及び表4に示された区分ごとの基準を満たすこと。 イ. カラー複合機（大判機を除く。）にあつては、表2-2、表3及び表4に示された区分ごとの基準を満たすこと。 ウ. 大判複合機にあつては、表5に示された区分ごとの基準を満たすこと。 エ. リユースに配慮したモノクロ複合機又は業務用モノクロ複合機（大判機を除く。）にあつては、表6-1に示された区分ごとの基準を満たすこと。 オ. リユースに配慮したカラー複合機又は業務用カラー複合機（大判機を除く。）にあつては、表6-2に示された区分ごとの基準を満たすこと。
--	---

	たすこと。 カ. リユースに配慮した大判複合機にあっては、表 1－3 に示された区分ごとの基準を満たすこと。 【配慮事項】 ① ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品であること。 ② 使用される電池には、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物が含まれないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合は、この限りでない。 ③ 資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、部品の再使用のための設計上の工夫がなされていること。特に希少金属類を含む部品の再使用のための設計上の工夫がなされていること。 ④ 分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ⑤ 紙の使用量を削減できる機能を有すること。 ⑥ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑦ 包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
--	--

備考) 1 「複合機」とは、コピー機能に加えて、プリント、ファクシミリ送信又はスキャンのうち、1 以上の機能を有する機器をいう。

2 「業務用複合機」とは、以下のアからカの項目を全て満たし、かつ、製品の標準又は付属品を含め、以下のキからスの機能の項目のうち、カラー製品の場合は 5 項目以上、モノクロ製品の場合は 4 項目以上を満たす複合機をいう。

ア. 坪量 141g/㎡以上を有する用紙のサポート

イ. A3 判用紙の処理可能

ウ. 製品がモノクロの場合、製品速度 86 枚/分以上（製品速度については後述表 1－1 の備考 1 参照）

エ. 製品がカラーの場合、製品速度 50 枚/分以上

オ. 各色に対するプリント解像度 600×600 ドット/インチ（dpi）以上

カ. ベースモデルで 180kg を超える重量

キ. 紙容量 8,000 枚以上

ク. デジタルフロントエンド

ケ. パンチ穴開け

コ. 無線綴じ又はリング綴じ（若しくは類似のテープ若しくはワイヤ綴じ。ステープル綴じを除く。）

サ. DRAM1,024MB 以上

シ. 第三者による色認証

ス. 塗工紙対応

3 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。

4 判断の基準＜共通事項＞①の定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO 14067）、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040 及び ISO 14044）又は経済産業省・環境省作成の

「カーボンフットプリント ガイドライン」等に整合して算定したものとする。

- 5 「リユースに配慮したコピー機等」とは、製造時にリユースを行なうシステムが構築・維持され、そのシステムから製造されたものであり、以下の「再生型機」及び「部品リユース型機」を指す。
 - ア.「再生型機」とは、使用済みの製品を部分分解・洗浄・修理し、新品同等品質又は一定品質に満たない部品を交換し、専用ラインで組み立てた製品をいう。
 - イ.「部品リユース型機」とは、使用済みの製品を全分解・洗浄・修理し、新造機と同一品質を保証できる部品を新造機と同等の製造ラインで組み立てた製品をいう。
- 6 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。
- 7 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Aの表A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記JISの附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについてはJIS C 0950に準ずるものとする。
- 8 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
- 9 判断の基準＜共通事項＞④については、資源有効利用促進法の特定再利用業種に該当する機器に適用する。
- 10 「マテリアルリサイクル」とは、材料としてのリサイクルをいう。エネルギー回収や油化、ガス化、高炉還元、コークス炉化学原料化は含まない。
- 11 「大判機」とは、幅が406mm以上の連続媒体に対応する製品を含み、A2判又はそれ以上の媒体用に設計された製品が含まれる。
- 12 「希少金属類」とは、昭和59年8月の通商産業省鉱業審議会レアメタル総合対策特別小委員会において特定された31鉱種（希土類は17元素を1鉱種として考慮）の金属をいう。
- 13 リユースに配慮したコピー機等は、使用済みの製品を回収し、厳密な品質検査を経て生産工程に供給され、当該機器の製造が可能となることから、安定的な製品供給が必ずしも保証されない場合がある。このため、調達に当たり、環境側面に関して調達を行う各機関が特定調達物品等であること以外の入札等の要件を示す場合は、判断の基準＜共通事項＞③ア及びイについて併記すること。
- 14 コピー機等の調達時に、機器本体の消耗品としてトナー容器単体で構成される消耗品を有する場合にあっては、本基本方針に示した品目「トナーカートリッジ」の判断の基準①オの「トナーの化学安全性が確認されていること」を満たす場合は、特定調達物品等と同等の扱いとすること。
- 15 判断の基準＜共通事項＞②については、本体機器への影響や印刷品質に問題がなく使用できる用紙であることが前提となる。
- 16 リユースに配慮したコピー機等の判断の基準の個別事項については、使用済みの製品の回収までに相当程度期間を要することから、判断の基準を満たす製品が市場に供給されるまでの期間は、表1-1、表1-2、表6-1及び表6-2の該当する要件を満たすことで対応する判断の基準を満たすものとみなすこととする。なお、期間については、市場動向を勘案しつつ、検討を実施することとする。
- 17 「ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品」とは、当該製品のライフサイクルにおける温室効果ガス排出量の算定基準に基づき、ライフサイクル全般にわたる温室効果ガス排出量の全部を認証された温室効果ガス排出削減・吸収量（以下本項

において「クレジット」という。)を調達し、無効化又は償却した上で埋め合わせた(以下本項において「オフセット」という。)製品をいう。

- 18 オフセットに使用できるクレジットは、当面の間、J-クレジット、二国間クレジット(JCM)、地域版 J-クレジットなど我が国の温室効果ガスインベントリに反映できるものを対象とする。なお、クレジットの更なる活用を図る観点から、クレジットに関する国内外の議論の動向や市場動向を踏まえつつ、対象品目及び対象クレジットを拡大する等、需要拡大に向けた検討を実施するものとする。

表 1-1 モノクロコピー機又は拡張性のあるモノクロデジタルコピー機(リユースに配慮したコピー機又は拡張性のあるデジタルコピー機を含み、大判機を除く。)に係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	自動両面要件
$\text{ipm} \leq 5$	≤ 0.3	要件なし
$5 < \text{ipm} \leq 20$	$\leq 0.04 \times \text{ipm} + 0.1$	
$20 < \text{ipm} \leq 24$	$\leq 0.06 \times \text{ipm} - 0.3$	
$24 < \text{ipm} \leq 30$		基本製品に内蔵されている、 あるいは任意の付属品
$30 < \text{ipm} < 37$	$\leq 0.11 \times \text{ipm} - 1.8$	基本製品に内蔵されている
$37 \leq \text{ipm} \leq 40$		
$40 < \text{ipm} \leq 65$	$\leq 0.16 \times \text{ipm} - 3.8$	
$65 < \text{ipm} \leq 90$	$\leq 0.2 \times \text{ipm} - 6.4$	
$90 < \text{ipm}$	$\leq 0.55 \times \text{ipm} - 37.9$	

- 備考) 1 「製品速度」とは、モノクロ画像を生成する際の最大公称片面印刷速度であり、全ての場合において、算出された ipm 速度は、最も近い整数に四捨五入される。1 ipm (分当たりの画像数) とは、1 分間に A4 判又は 8.5"×11" の用紙 1 枚の片面を印刷することとする。A4 判用紙と 8.5"×11" 用紙とで異なる場合は、その 2 つの速度のうち速い方を適用する。以下表 7 を除く全ての表において同じ。
- 2 A3 判の用紙に対応可能な製品(幅が 275mm 以上の用紙を使用できる製品。)については、区分ごとの基準に 0.3kWh を加えたものを基準とする。以下表 1-2、表 6-1 及び表 6-2 において同じ。
- 3 標準消費電力量の測定方法については、「国際エネルギースタープログラム要件 画像機器の製品基準 画像機器のエネルギー使用量を判断するための試験方法バージョン 2.0」による。以下表 1-2、表 6-1 及び表 6-2 において同じ。

表 1-2 カラーコピー機又は拡張性のあるカラーデジタルコピー機(リユースに配慮したコピー機又は拡張性のあるデジタルコピー機を含み、大判機を除く。)に係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	自動両面要件
$\text{ipm} \leq 10$	≤ 1.3	要件なし
$10 < \text{ipm} \leq 15$	$\leq 0.06 \times \text{ipm} + 0.7$	
$15 < \text{ipm} \leq 19$	$\leq 0.15 \times \text{ipm} - 0.65$	
$19 < \text{ipm} \leq 30$		
$30 < \text{ipm} < 35$	$\leq 0.2 \times \text{ipm} - 2.15$	基本製品に内蔵されている、 あるいは任意の付属品
$35 \leq \text{ipm} \leq 75$		
$75 < \text{ipm}$	$\leq 0.7 \times \text{ipm} - 39.65$	基本製品に内蔵されている

表 1-3 大判コピー機又は拡張性のある大判デジタルコピー機（リユースに配慮した大判コピー機及び大判複合機等を含む。）に係るスリープ移行時間、基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力、待機時消費電力の基準

製品速度 (ipm)	スリープへの移行時間	基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力	待機時消費電力
ipm ≤ 30	30 分	≤ 8.2W	≤ 0.5W
30 < ipm	60 分		

備考) 1 「スリープ」とは、電源を実際に切らなくても、一定時間の無動作後自動的に入る電力節減状態をいう。以下表 3、表 4、表 5 及び表 7 において同じ。

2 スリープモード消費電力の基準は、本表の基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力に表 7 の追加機能に対するスリープモード消費電力許容値を加算して算出された値を適合判断に用いるものとする。

3 消費電力の測定方法については、「国際エネルギースタープログラム要件 画像機器の製品基準 画像機器のエネルギー使用を判断するための試験方法バージョン 2.0」による。

表 2-1 モノクロ複合機（大判機を除く。）に係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	自動両面要件
ipm≤20	≤0.263	要件なし
20<ipm≤24	≤0.018×ipm－0.115	
24<ipm≤40		
40<ipm≤60		≤0.016×ipm－0.033
60<ipm≤80		≤0.037×ipm－1.314
80<ipm	≤0.086×ipm－5.283	基本製品に内蔵し、プリント機能は初期設定されていること

備考) 1 A3 判の用紙に対応可能な製品については、区分ごとの基準に 0.05kWh を加えたものを基準とする。表 2-2 において同じ。

2 Wi-Fi が出荷時にセットされた製品については、区分ごとの基準に 0.1kWh を加えたものを基準とする。表 2-2 において同じ。

3 標準消費電力量の測定方法については、「国際エネルギースタープログラム要件 画像機器の製品基準 画像機器のエネルギー使用を判断するための試験方法（平成 30 年 12 月改定）」による。表 2-2 において同じ。

表 2-2 カラー複合機（大判機を除く。）に係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	自動両面要件
ipm ≤ 19	≤ 0.254	要件なし
ipm = 20		基本製品に内蔵し、プリント機能は初期設定されていること
20 < ipm ≤ 40	≤ 0.024 × ipm - 0.250	
40 < ipm ≤ 60	≤ 0.011 × ipm + 0.283	
60 < ipm ≤ 80	≤ 0.055 × ipm - 2.401	
80 < ipm	≤ 0.118 × ipm - 7.504	

表3 リカバリー時間に係る基準

製品速度 (ipm)	短い初期設定		長い初期設定	
	スリープ移行時間 T_s (分)	リカバリー時間 (秒)	スリープ移行時間 T_s (分)	リカバリー時間 (秒)
$0 < ipm \leq 5$	$0 < T_s \leq 5$	$\leq \min(0.42 \times ipm + 5, 30)$	$5 < T_s$	$\leq \min(0.51 \times ipm + 15, 60)$
$5 < ipm \leq 10$	$0 < T_s \leq 10$		$10 < T_s \leq 15$	
$10 < ipm \leq 20$	$0 < T_s \leq 10$		$10 < T_s \leq 20$	
$20 < ipm \leq 30$	$0 < T_s \leq 10$		$10 < T_s \leq 30$	
$30 < ipm \leq 40$	$0 < T_s \leq 10$		$10 < T_s \leq 45$	
$40 < ipm$	$0 < T_s \leq 15$		$15 < T_s \leq 45$	

備考) 1 「リカバリー時間」とは、スリープモード又はオフモードから稼働準備状態になるまでの時間をいい、算定方法は、以下の式による。

$$\text{リカバリー時間 (秒)} = T_{\text{act1}} - T_{\text{act0}}$$

T_{act1} : スリープモードから最初のシートが当該装置を出るまでの時間 (秒)

T_{act0} : 稼働準備状態から最初のシートが当該装置を出るまでの時間 (秒)

- 2 本表において $\min(A, B)$ は最小関数であり、A と B の小さい値を表す。例えば、短い初期設定におけるリカバリー時間の基準の $\min(0.42 \times ipm + 5, 30)$ は、「 $0.42 \times ipm + 5$ 秒」又は「30 秒」のいずれかのうち小さい値。
- 3 長い初期設定のスリープ移行時間 (T_s) を超える製品については、リカバリー時間に関する規定はない。

表4 モノクロ複合機又はカラー複合機に係るスリープ移行時間の基準

製品速度 (ipm)	スリープ移行時間	
	初期設定	ユーザ調整
ipm ≤ 10	≤ 15 分	≤ 60 分
10 < ipm ≤ 20	≤ 30 分	
20 < ipm ≤ 30	≤ 45 分	
30 < ipm		≤ 120 分

備考) 「ユーザ調整」とは、ユーザが調整可能な最大のスリープ移行時間。表5において同じ。

表5 大判複合機に係るスリープ移行時間、基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力、オフモード消費電力の基準

製品速度 (ipm)	スリープ移行時間		基本マーキングエンジンの スリープモード消費電力		オフモード 消費電力
	初期設定	ユーザ調整	インクジェット	他マーキング技術	
ipm≤10	≤15 分	≤60 分	≤5. 4W	≤8. 7W	≤0. 3W
10<ipm≤20	≤30 分				
20<ipm≤30	≤45 分				
30<ipm		≤120 分			

備考) 1 「他マーキング技術」とは、インパクト方式及びインクジェット方式以外のマーキング技術をいう。

- 2 スリープモード消費電力の基準は、本表の基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力に表7の追加機能に対するスリープモード消費電力許容値を加算して算出された値を適合判断に用いるものとする。ただし、表7の追加機能の種類のうち、スキャナ及び内部ディスクドライブについては、スリープモード消費電力許容値の加算は適用しない。

- 3 消費電力の測定方法については、「国際エネルギースタープログラム要件 画像機器の製品基準 画像機器のエネルギー使用を判断するための試験方法（平成 30 年 12 月改定）」による。

表 6－1 リユースに配慮したモノクロ複合機又は業務用モノクロ複合機（大判機を除く。）に係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	自動両面要件
$\text{ipm} \leq 5$	≤ 0.4	要件なし
$5 < \text{ipm} \leq 24$	$\leq 0.07 \times \text{ipm} + 0.05$	
$24 < \text{ipm} \leq 30$		基本製品に内蔵されている、 あるいは任意の付属品
$30 < \text{ipm} < 37$		
$37 \leq \text{ipm} \leq 50$	$\leq 0.11 \times \text{ipm} - 1.15$	基本製品に内蔵されている
$50 < \text{ipm} \leq 80$	$\leq 0.25 \times \text{ipm} - 8.15$	
$80 < \text{ipm}$	$\leq 0.6 \times \text{ipm} - 36.15$	

表 6－2 リユースに配慮したカラー複合機又は業務用カラー複合機（大判機を除く。）に係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	自動両面要件
$\text{ipm} \leq 10$	≤ 1.5	要件なし
$10 < \text{ipm} \leq 15$	$\leq 0.1 \times \text{ipm} + 0.5$	
$15 < \text{ipm} \leq 19$	$\leq 0.13 \times \text{ipm} + 0.05$	基本製品に内蔵されている、あるいは任意の付属品
$19 < \text{ipm} \leq 30$		
$30 < \text{ipm} < 35$	$\leq 0.2 \times \text{ipm} - 2.05$	基本製品に内蔵されている
$35 \leq \text{ipm} \leq 70$		
$70 < \text{ipm} \leq 80$	$\leq 0.7 \times \text{ipm} - 37.05$	
$80 < \text{ipm}$	$\leq 0.75 \times \text{ipm} - 41.05$	

表 7 追加機能に対するスリープモード消費電力許容値

追加機能の種類	接続の種類	最大データ速度 r (Mbit/秒)	詳細	追加機能許容値 (W)
インターフェース	有線	$r < 20$	例：USB1.x、IEEE488、IEEE1284／パラレル／セントロニクス、RS232C	0.2
		$20 \leq r < 500$	例：USB2.x、IEEE1394／ファイヤワイヤ／i.LINK、100Mb イーサネット	0.4
		$r \geq 500$	例：USB3.x、1Gb イーサネット	0.5
		任意	例：フラッシュメモ리카ード／スマートカードリーダー、カメラインターフェース、ピクトブリッジ	0.2
	ファックスモデム	任意	複合機のみ適用	0.2
	無線、無線周波数 (RF)	任意	例：ブルートゥース、802.11	2.0
	無線、赤外線 (IR)	任意	例：IrDA	0.1

コードレス 電話機	該当なし	該当なし	コードレス電話機と通信する画像製品の能力。画像製品が対応するように設計されているコードレス電話機の数に関係なく、1回のみ適用される。コードレス電話機自体の消費電力要件に対応していない。	0.8
メモリ	該当なし	該当なし	画像製品においてデータ保存用に利用可能な内部容量に適用される。内部メモリの全容量に適用され、RAM に応じて増減する。この許容値は、ハードディスク又はフラッシュメモリには適用されない。	0.5/GB
スキャナ	該当なし	該当なし	複合機及び複写機にのみ適用 例：冷陰極蛍光ランプ（CCFL）あるいは、発光ダイオード（LED）、ハロゲン、熱陰極蛍光管（HCFT）、キセノン又は管状蛍光灯（TL）技術等の CCFL ではない他の技術（ランプの大きさ、又は採用されているランプ／電球の数に関係なく、1 回のみ適用される）。	0.5
電源装置	該当なし	該当なし	標準形式のインクジェット又はインパクトマーキング技術を使用する製品における銘板出力電力（Pout）が 10W を超える内部及び外部電源装置の両方に対して適用される。	0.02 × (Pout - 10.0)
タッチパネル ディスプレイ	該当なし	該当なし	モノクロ及びカラーの両方のタッチパネルディスプレイに適用される。	0.2
内部ディスク ドライブ	該当なし	該当なし	ハードディスク及び半導体ドライブを含め、あらゆる大容量ストレージ製品が含まれる。外部ドライブに対するインターフェイスは対象ではない。	0.15

備考）追加機能の種類のうち、インターフェース追加機能のファクシミリ機能を含めた許容値の数は 2 以下であり、非インターフェース追加機能の許容値の数は無制限である。

(2) 目標の立て方

当該年度のコピー機、複合機及び拡張性のあるデジタルコピー機の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準値 1 及び基準値 2 それぞれの基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

5-2 プリンタ等

(1) 品目及び判断の基準等

プリンタ プリンタ複合機	【判断の基準】 ○次の①から⑦の要件を満たすこと、又は⑧の要件を満たすこと。 ①プリンタ又はプリンタ複合機（大判機を除く。）にあつては、次の基準を満たすこと。 ア. モノクロプリンタ（高性能インクジェット方式を含み、インクジェット方式及びインパクト方式を除く。）にあつては、表1-1、表2及び表3-1に示された区分ごとの基準。モノクロプリンタ複合機にあつては、表1-2、表2及び表3-2に示された区分ごとの基準。 イ. カラープリンタ（高性能インクジェット方式を含み、インクジェット方式及びインパクト方式を除く。）にあつては、表2、表3-1及び表4-1に示された区分ごとの基準。カラープリンタ複合機にあつては、表2、表3-2及び表4-2に示された区分ごとの基準。 ウ. インクジェット方式又はインパクト方式のプリンタにあつては、表5-1に示された区分ごとの基準。インクジェット方式又はインパクト方式のプリンタ複合機にあつては、表5-2に示された区分ごとの基準。 エ. 業務用モノクロプリンタにあつては、表6-1に示された区分ごとの基準。業務用モノクロプリンタ複合機にあつては、表6-2に示された基準。 オ. 業務用カラープリンタにあつては、表6-3に示された区分ごとの基準。業務用カラープリンタ複合機にあつては、表6-4に示された区分ごとの基準。 ②大判プリンタにあつては、表7-1に示された区分ごとの基準、大判プリンタ複合機にあつては、表7-2に示された区分ごとの基準を満たすこと。 ③使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は、特定調達物品等を使用することが可能であること。 ④特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。 ⑤少なくとも部品の一つに再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品が使用されていること。 ⑥ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品が5g以上使用されていること。 ⑦ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品がプラスチック重量の1%以上使用されていること。 ⑧エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。 【配慮事項】 ①使用される電池には、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物が含まれないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合には、この限りでない。 ②分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。
----------------------------	---

	③一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること。 ④紙の使用量を削減できる機能を有すること。 ⑤製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ⑥製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑦包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
--	--

備考) 1 「プリンタ複合機」とは、プリント機能に加えて、コピー、ファクシミリ送信又はスキャンのうち、1以上の機能を有する機器をいう。

2 「業務用プリンタ」又は「業務用プリンタ複合機」とは、以下のアからカの項目を全て満たし、かつ、製品の標準又は付属品を含め、以下のキからスの機能の項目のうち、カラー製品の場合は5項目以上、モノクロ製品の場合は4項目以上を満たすプリンタ又はプリンタ複合機をいう。

ア. 坪量 141g/m²以上を有する用紙のサポート

イ. A3 判用紙の処理可能

ウ. 製品がモノクロの場合、製品速度 86 枚/分以上（製品速度については後述表 1－1 の備考 1 参照）

エ. 製品がカラーの場合、製品速度 50 枚/分以上

オ. 各色に対するプリント解像度 600×600 ドット/インチ（dpi）以上

カ. ベースモデルで 180kg を超える重量

キ. 紙容量 8,000 枚以上

ク. デジタルフロントエンド

ケ.パンチ穴開け

コ. 無線綴じ又はリング綴じ（若しくは類似のテープ若しくはワイヤ綴じ。ステープル綴じを除く。）

サ. DRAM1,024MB 以上

シ. 第三者による色認証

ス. 塗工紙対応

3 「大判機」とは、幅が 406mm 以上の連続媒体に対応する製品を含み、A2 判又はそれ以上の媒体用に設計された製品が含まれる。

4 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。

5 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書 A の表 A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の附属書 B に準ずるものとする。

6 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

- 7 プリンタ等の調達時に、機器本体の消耗品としてトナー容器単体又はインク容器単体で構成される消耗品を有する場合にあっては、本基本方針の「5-6 カートリッジ等」に示した判断の基準①オの「トナーの化学安全性が確認されていること」又は「インクの化学安全性が確認されていること」を満たす場合は、特定調達物品等と同等の扱いとする。
- 8 判断の基準③については、本体機器への影響や印刷品質に問題がなく使用できる用紙であることが前提となる。
- 9 判断の基準⑤、⑥及び⑦については、インパクト方式のプリンタ及びプリンタ複合機には適用しない。
- 10 判断の基準⑥については、令和7年3月以前に販売されている製品には適用しない。
- 11 判断の基準⑦については、プリント基板、ラベル、ケーブル、プラグ、電機部品及び光学部品を除くすべてのプラスチックの重量を対象とし、令和8年3月以前に販売されている製品には適用しない。
- 12 判断の基準⑧の「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、商品類型 No. 155「複写機・プリンタなどの画像機器 Version1」に係る認定基準をいう。
- 13 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。
- 14 配慮事項⑤の定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO 14067）、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040 及び ISO 14044）又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント ガイドライン」等に整合して算定したものとする。

表1-1 モノクロプリンタ（インクジェット方式、インパクト方式及び大判機を除く。）に係る標準消費電力量の基準

製品速度（ipm）	基準（kWh）	自動両面要件
ipm≤20	≤0.226	要件なし
20<ipm≤24	≤0.018×ipm－0.152	
24<ipm≤40		基本製品に内蔵し、初期設定 されていること
40<ipm≤60	≤0.025×ipm－0.439	
60<ipm≤135	≤0.049×ipm－1.903	
135<ipm	≤0.183×ipm－20.127	

- 備考) 1 「製品速度」とは、モノクロ画像を生成する際の最大公称片面印刷速度であり、全ての場合において、算出された ipm 速度は、最も近い整数に四捨五入される。1 ipm（分当たりの画像数）とは、1 分間に A4 判又は 8.5" × 11" の用紙 1 枚の片面を印刷することとする。A4 判用紙と 8.5" × 11" 用紙とで異なる場合は、その 2 つの速度のうち速い方を適用する。以下表 8 を除く全ての表において同じ。
- 2 A3 判の用紙に対応可能な製品については、区分ごとの基準に 0.05kWh を加えたものを基準とする。以下表 1-2、表 4-1 及び表 4-2 において同じ。
 - 3 Wi-Fi が出荷時にセットされた製品については、区分ごとの基準に 0.1kWh を加えたものを基準とする。以下表 1-2、表 4-1 及び表 4-2 において同じ。
 - 4 標準消費電力量の測定方法については、「国際エネルギースタープログラム要件 画像機器の製品基準 画像機器のエネルギー使用を判断するための試験方法（平成 30 年 12 月改定）」による。以下表 1-2、表 4-1、表 4-2 及び表 6-1 から表 6-4 において同じ。

表 1-2 モノクロプリンタ複合機（インクジェット方式、インパクト方式及び大判機を除く。）に係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	自動両面要件
ipm≤20	≤0.263	要件なし
20<ipm≤24	≤0.018×ipm－0.115	
24<ipm≤40		基本製品に内蔵し、プリント機能は初期設定されていること
40<ipm≤60	≤0.016×ipm－0.033	
60<ipm≤80	≤0.037×ipm－1.314	
80<ipm	≤0.086×ipm－5.283	

表 2 リカバリー時間に係る基準

製品速度 (ipm)	短い初期設定		長い初期設定	
	スリープ移行時間 T_s (分)	リカバリー時間 (秒)	スリープ移行時間 T_s (分)	リカバリー時間 (秒)
$0 < \text{ipm} \leq 5$	$0 < T_s \leq 5$	$\leq \min(0.42 \times \text{ipm} + 5, 30)$	$5 < T_s$	$\leq \min(0.51 \times \text{ipm} + 15, 60)$
$5 < \text{ipm} \leq 10$	$0 < T_s \leq 10$		$10 < T_s \leq 15$	
$10 < \text{ipm} \leq 20$	$0 < T_s \leq 10$		$10 < T_s \leq 20$	
$20 < \text{ipm} \leq 30$	$0 < T_s \leq 10$		$10 < T_s \leq 30$	
$30 < \text{ipm} \leq 40$	$0 < T_s \leq 10$		$10 < T_s \leq 45$	
$40 < \text{ipm}$	$0 < T_s \leq 15$		$15 < T_s \leq 45$	

備考) 1 「スリープ」とは、電源を実際に切らなくても、一定時間の無動作後自動的に入る電力節減状態をいう。以下表 3-1、表 3-2、表 5-1、表 5-2、表 7-1、表 7-2 及び表 8 において同じ。

2 「リカバリー時間」とは、スリープモード又はオフモードから稼働準備状態になるまでの時間をいい、算定方法は、以下の式による。

$$\text{リカバリー時間 (秒)} = T_{\text{act1}} - T_{\text{act0}}$$

T_{act1} : スリープモードから最初のシートが当該装置を出るまでの時間 (秒)

T_{act0} : 稼働準備状態から最初のシートが当該装置を出るまでの時間 (秒)

3 本表において $\min(A, B)$ は最小関数であり、A と B の小さい値を表す。例えば、短い初期設定におけるリカバリー時間の基準の $\min(0.42 \times \text{ipm} + 5, 30)$ は、「 $0.42 \times \text{ipm} + 5$ 秒」又は「30 秒」のいずれかのうち小さい値。

4 長い初期設定のスリープ移行時間 (T_s) を超える製品については、リカバリー時間に関する規定はない。

表 3-1 モノクロプリンタ又はカラープリンタ（高性能インクジェット方式を含み、インクジェット方式及びインパクト方式を除く。）に係るスリープ移行時間の基準

製品速度 (ipm)	スリープ移行時間	
	初期設定	ユーザ調整
$\text{ipm} \leq 10$	≤ 5 分	≤ 60 分
$10 < \text{ipm} \leq 20$	≤ 15 分	
$20 < \text{ipm} \leq 30$	≤ 30 分	
$30 < \text{ipm}$	≤ 45 分	≤ 120 分

備考) 「ユーザ調整」とは、ユーザが調整可能な最大のスリープ移行時間。以下表 3-2、表 5-1、表 5-2、表 7-1 及び表 7-2 において同じ。

表 3-2 モノクロプリンタ複合機又はカラープリンタ複合機（高性能インクジェット方式を含み、インクジェット方式及びインパクト方式を除く。）に係るスリープ移行時間の基準

製品速度 (ipm)	スリープ移行時間	
	初期設定	ユーザ調整
ipm ≤ 10	≤ 15 分	≤ 60 分
10 < ipm ≤ 20	≤ 30 分	
20 < ipm ≤ 30	≤ 45 分	
30 < ipm		≤ 120 分

表 4-1 カラープリンタ（インクジェット方式、インパクト方式及び大判機を除く。）に係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	自動両面要件
ipm ≤ 19	≤ 0.275	要件なし
ipm = 20		基本製品に内蔵し、初期設定されていること
20 < ipm ≤ 40	$\leq 0.032 \times \text{ipm} - 0.397$	
40 < ipm ≤ 60	$\leq 0.002 \times \text{ipm} + 0.833$	
60 < ipm	$\leq 0.100 \times \text{ipm} - 5.145$	

表 4-2 カラープリンタ複合機（インクジェット方式、インパクト方式及び大判機を除く。）に係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	自動両面要件
ipm ≤ 19	≤ 0.254	要件なし
ipm = 20		基本製品に内蔵し、プリント機能は初期設定されていること
20 < ipm ≤ 40	$\leq 0.024 \times \text{ipm} - 0.250$	
40 < ipm ≤ 60	$\leq 0.011 \times \text{ipm} + 0.283$	
60 < ipm ≤ 80	$\leq 0.055 \times \text{ipm} - 2.401$	
80 < ipm	$\leq 0.118 \times \text{ipm} - 7.504$	

表 5-1 インクジェット方式又はインパクト方式のプリンタ（大判機を除く。）に係るスリープ移行時間、基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力、オフモード消費電力の基準

製品速度 (ipm)	スリープ移行時間		基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力	オフモード消費電力
	初期設定	ユーザ調整		
ipm ≤ 10	≤ 5 分	≤ 60 分	≤ 0.6W	≤ 0.3W
10 < ipm ≤ 20	≤ 15 分			
20 < ipm ≤ 30	≤ 30 分			
30 < ipm	≤ 45 分	≤ 120 分		

備考) 1 スリープモード消費電力の基準は、本表の基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力に表 8 の追加機能に対するスリープモード消費電力許容値を加算して算出された値を適合判断に用いるものとする。以下表 5-2、表 7-1 及び表 7-2 において同じ。

2 消費電力の測定方法については、「国際エネルギースタープログラム要件 画像機器の製品基準 画像機器のエネルギー使用を判断するための試験方法（平成 30 年 12 月改定）」による。以下表 5-2、表 7-1 及び表 7-2 において同じ。

表 5－2 インクジェット方式又はインパクト方式のプリンタ複合機（大判機を除く。）に係るスリープ移行時間、基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力、オフモード消費電力の基準

製品速度（ipm）	スリープ移行時間		基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力	オフモード消費電力
	初期設定	ユーザ調整		
ipm≤10	≤15 分	≤60 分	≤1.1W	≤0.3W
10<ipm≤20	≤30 分			
20<ipm≤30	≤45 分	≤120 分		
30<ipm				

表 6－1 業務用モノクロプリンタに係る標準消費電力量の基準

製品速度（ipm）	基準（kWh）	自動両面要件
85 < ipm ≤ 90	≤ 0.2 × ipm - 6.4	基本製品に内蔵されている
90 < ipm	≤ 0.55 × ipm - 37.9	

備考） A3 判の用紙に対応可能な製品については、区分ごとの基準に 0.3kWh を加えたものを基準とする。以下表 6－2、表 6－3 及び表 6－4 において同じ。

表 6－2 業務用モノクロプリンタ複合機に係る標準消費電力量の基準

製品速度（ipm）	基準（kWh）	自動両面要件
85 < ipm	≤ 0.6 × ipm - 36.15	基本製品に内蔵されている

表 6－3 業務用カラープリンタに係る標準消費電力量の基準

製品速度（ipm）	基準（kWh）	自動両面要件
49 < ipm ≤ 75	≤ 0.2 × ipm - 2.15	基本製品に内蔵されている
75 < ipm	≤ 0.7 × ipm - 39.65	

表 6－4 業務用カラープリンタ複合機に係る標準消費電力量の基準

製品速度（ipm）	基準（kWh）	自動両面要件
49 < ipm ≤ 70	≤ 0.2 × ipm - 2.05	基本製品に内蔵されている
70 < ipm ≤ 80	≤ 0.7 × ipm - 37.05	
80 < ipm	≤ 0.75 × ipm - 41.05	

表 7－1 大判プリンタに係るスリープ移行時間、基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力、オフモード消費電力の基準

製品速度（ipm）	スリープ移行時間		基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力		オフモード消費電力
	初期設定	ユーザ調整	インクジェット	他マーキング技術	
ipm ≤ 10	5 分	60 分	≤ 4.9W	≤ 2.5W	≤ 0.3W
10 < ipm ≤ 20	15 分				
20 < ipm ≤ 30	30 分				
30 < ipm	45 分	120 分			

備考） 「他マーキング技術」とは、インクジェット方式以外のマーキング技術をいう。表 7－2 において同じ。

表 7-2 大判プリンタ複合機に係るスリープ移行時間、基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力、オフモード消費電力の基準

製品速度 (ipm)	スリープ移行時間		基本マーキングエンジンの スリープモード消費電力		オフモード 消費電力			
	初期設定	ユーザ調整	インクジェット	他マーキング技術				
ipm≤10	≤15 分	≤60 分	≤5. 4W	≤8. 7W	≤0. 3W			
10<ipm≤20	≤30 分							
20<ipm≤30	≤45 分	≤120 分						
30<ipm								

表 8 追加機能に対するスリープモード消費電力許容値

追加機能の種類	接続の種類	最大データ速度 r (Mbit/秒)	詳細	追加機能許容値 (W)
インターフェース	有線	r < 20	例：USB1.x、IEEE488、IEEE1284／パラレル／セントロニクス、RS232C	0.2
		20 ≤ r < 500	例：USB2.x、IEEE1394／ファイヤワイヤ／i.LINK、100Mb イーサネット	0.4
		r ≥ 500	例：USB3.x、1Gb イーサネット	0.5
		任意	例：フラッシュメモリカード／スマートカードリーダー、カメラインターフェース、ピクトブリッジ	0.2
	ファックスモデム	任意	複合機のみ適用	0.2
	無線、無線周波数 (RF)	任意	例：ブルートゥース、802.11	2.0
	無線、赤外線 (IR)	任意	例：IrDA	0.1
コードレス電話機	該当なし	該当なし	コードレス電話機と通信する画像製品の能力。画像製品が対応するように設計されているコードレス電話機の数に関係なく、1回のみ適用される。コードレス電話機自体の消費電力要件に対応していない。	0.8
メモリ	該当なし	該当なし	画像製品においてデータ保存用に利用可能な内部容量に適用される。内部メモリの全容量に適用され、RAM に応じて増減する。この許容値は、ハードディスク又はフラッシュメモリには適用されない。	0.5/GB
電源装置	該当なし	該当なし	標準形式のインクジェット又はインパクトマーキング技術を使用する製品における銘板出力電力 (Pout) が 10W を超える内部及び外部電源装置の両方に対して適用される。	0.02 × (Pout - 10.0)
タッチパネルディスプレイ	該当なし	該当なし	モノクロ及びカラーの両方のタッチパネルディスプレイに適用される。	0.2

備考) 追加機能の種類のうち、インターフェース追加機能の許容値の数はファクシミリ機能を含め 2 以下であり、非インターフェース追加機能の許容値の数は無制限である。

(2) 目標の立て方

当該年度のプリンタ及びプリンタ複合機の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

5-3 ファクシミリ

(1) 品目及び判断の基準等

ファクシミリ	【判断の基準】 ○次のいずれかの要件を満たすこと。 ①次の要件を満たすこと。 ア. モノクロファクシミリ（インクジェット方式を除く。）にあつては、表1に示された区分ごとの基準を満たすこと。 イ. カラーファクシミリ（インクジェット方式を除く。）にあつては、表2に示された区分ごとの基準を満たすこと。 ウ. インクジェット方式のファクシミリにあつては、表3に示された基準を満たすこと。 エ. 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。 オ. 少なくとも部品の一つに再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品が使用されていること。 ②エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。 【配慮事項】 ①使用される電池には、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物が含まれないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合には、この限りでない。 ②分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ④製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ⑤製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑥包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
--------	---

備考) 1 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。

2 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Aの表A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記JISの附属書Bに準ずるものとする。

3 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

4 判断の基準②の「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、商品類型 No. 155「複写機・プリンタなどの画像機器 Version1」に係る認定基準をいう。

5 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。

- 6 配慮事項④の定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO 14067）、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040 及び ISO 14044）又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント ガイドライン」等に整合して算定したものとする。

表1 モノクロファクシミリ（インクジェット方式を除く。）に係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)
$\text{ipm} \leq 5$	≤ 0.3
$5 < \text{ipm} \leq 20$	$\leq 0.04 \times \text{ipm} + 0.1$
$20 < \text{ipm} \leq 30$	$\leq 0.06 \times \text{ipm} - 0.3$
$30 < \text{ipm} \leq 40$	$\leq 0.11 \times \text{ipm} - 1.8$
$40 < \text{ipm} \leq 65$	$\leq 0.16 \times \text{ipm} - 3.8$
$65 < \text{ipm} \leq 90$	$\leq 0.2 \times \text{ipm} - 6.4$
$90 < \text{ipm}$	$\leq 0.55 \times \text{ipm} - 37.9$

- 備考) 1 「製品速度」とは、モノクロ画像を生成する際の最大公称片面印刷速度であり、全ての場合において、算出された ipm 速度は、最も近い整数に四捨五入される。1 ipm（分当たりの画像数）とは、1 分間に A4 判又は 8.5"×11"の用紙 1 枚の片面を印刷することとする。A4 判用紙と 8.5"×11"用紙とで異なる場合は、その 2 つの速度のうち速い方を適用する。表 2 において同じ。
- 2 A3 判の用紙に対応可能な製品（幅が 275mm 以上の用紙を使用できる製品。）については、区分ごとの基準に 0.3kWh を加えたものを基準とする。表 2 において同じ。
- 3 標準消費電力量の測定方法については、「国際エネルギースタープログラム要件 画像機器の製品基準 画像機器のエネルギー使用を判断するための試験方法バージョン 2.0」による。以下表 2 及び表 3 において同じ。

表2 カラーファクシミリ（インクジェット方式を除く。）に係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)
$\text{ipm} \leq 10$	≤ 1.3
$10 < \text{ipm} \leq 15$	$\leq 0.06 \times \text{ipm} + 0.7$
$15 < \text{ipm} \leq 30$	$\leq 0.15 \times \text{ipm} - 0.65$
$30 < \text{ipm} \leq 75$	$\leq 0.2 \times \text{ipm} - 2.15$
$75 < \text{ipm}$	$\leq 0.7 \times \text{ipm} - 39.65$

表3 インクジェット方式のファクシミリに係るスリープ移行時間、基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力、待機時消費電力の基準

スリープへの移行時間	基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力	待機時消費電力
5 分	$\leq 0.6\text{W}$	$\leq 0.5\text{W}$

- 備考) 1 「スリープ」とは、電源を実際に切らなくても、一定時間の無動作後自動的に入る電力節減状態をいう。
- 2 スリープモード消費電力の基準は、本表の基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力に表 4 の追加機能に対するスリープモード消費電力許容値を加算して算出された値を適合判断に用いるものとする。

表4 追加機能に対するスリープモード消費電力許容値

追加機能の種類	接続の種類	最大データ速度 r (Mbit/秒)	詳細	追加機能許容値 (W)
インターフェース	有線	$r < 20$	例：USB1.x、IEEE488、IEEE1284／パラレル／セントロニクス、RS232C	0.2
		$20 \leq r < 500$	例：USB2.x、IEEE1394／ファイヤワイヤ／i.LINK、100Mb イーサネット	0.4
		$r \geq 500$	例：USB3.x、1Gb イーサネット	0.5
		任意	例：フラッシュメモリカード／スマートカードリーダー、カメラインターフェース、ピクトブリッジ	0.2
	ファックスモデム	任意	ファクシミリに適用	0.2
	無線、無線周波数 (RF)	任意	例：ブルートゥース、802.11	2.0
	無線、赤外線 (IR)	任意	例：IrDA	0.1
コードレス電話機	該当なし	該当なし	コードレス電話機と通信する画像製品の能力。画像製品が対応するように設計されているコードレス電話機の数に関係なく、1回のみ適用される。コードレス電話機自体の消費電力要件に対応していない。	0.8
メモリ	該当なし	該当なし	画像製品においてデータ保存用に利用可能な内部容量に適用される。内部メモリの全容量に適用され、RAM に応じて増減する。この許容値は、ハードディスク又はフラッシュメモリには適用されない。	0.5/GB
電源装置	該当なし	該当なし	標準形式のインクジェット又はインパクトマーキング技術を使用する製品における銘板出力電力 (Pout) が 10W を超える内部及び外部電源装置の両方に対して適用される。	$0.02 \times (P_{out} - 10.0)$
タッチパネルディスプレイ	該当なし	該当なし	モノクロ及びカラーの両方のタッチパネルディスプレイに適用される。	0.2
内部ディスクドライブ	該当なし	該当なし	ハードディスク及び半導体ドライブを含め、あらゆる大容量ストレージ製品が含まれる。外部ドライブに対するインターフェイスは対象ではない。	0.15

備考) 追加機能の種類のうち、インターフェース追加機能のファクシミリ機能を含めた許容値の数は2以下であり、非インターフェース追加機能の許容値の数は無制限である。

(2) 目標の立て方

当該年度のファクシミリの調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

5-4 スキャナ

(1) 品目及び判断の基準等

スキャナ	【判断の基準】 ○次のいずれかの要件を満たすこと。 ①次の要件を満たすこと。 ア. 表1に示された基準を満たすこと。 イ. 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。 ウ. 少なくとも部品の一つに再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品が使用されていること。 ②エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。 【配慮事項】 ①使用済製品の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 ②分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ④製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ⑤製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑥包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
------	--

備考) 1 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。

2 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Aの表A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記JISの附属書Bに準ずるものとする。

3 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

4 判断の基準②の「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、商品類型 No. 155「複写機・プリンタなどの画像機器 Version1」に係る認定基準をいう。

5 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。

6 配慮事項④の定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO 14067）、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040 及び ISO 14044）又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント ガイドライン」等に整合して算定したものとする。

表 1 スキャナに係るスリープ移行時間、基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力、オフモード消費電力の基準

製品速度 (ipm)	スリープへの移行時間		基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力	オフモード消費電力
	初期設定	ユーザ調整		
ipm≤10	≤15 分	≤60 分	≤2. 5W	≤0. 3W
10<ipm≤20	≤30 分			
20<ipm≤30	≤45 分	≤120 分		
30<ipm				

備考) 1 「スリープ」とは、電源を実際に切らなくても、一定時間の無動作後自動的に入る電力節減状態をいう。

2 「ユーザ調整」とは、ユーザが調整可能な最大のスリープ移行時間。

3 スリープモード消費電力の基準は、本表の基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力に表 2 の追加機能に対するスリープモード消費電力許容値を加算して算出された値を適合判断に用いるものとする。

4 消費電力の測定方法については、「国際エネルギースタープログラム要件 画像機器の製品基準 画像機器のエネルギー使用を判断するための試験方法（平成 30 年 12 月改定）」による。

表 2 追加機能に対するスリープモード消費電力許容値

追加機能の種類	接続の種類	最大データ速度 r (Mbit/秒)	詳細	追加機能許容値 (W)
インターフェース	有線	$r < 20$	例：USB1. x、IEEE488、IEEE1284／パラレル／セントロニクス、RS232C	0.2
		$20 \leq r < 500$	例：USB2. x、IEEE1394／ファイヤワイヤ／i.LINK、100Mb イーサネット	0.4
		$r \geq 500$	例：USB3. x、1Gb イーサネット	0.5
		任意	例：フラッシュメモリカード／スマートカードリーダー、カメラインターフェース、ピクトブリッジ	0.2
	無線、無線周波数 (RF)	任意	例：ブルートゥース、802.11	2.0
	無線、赤外線 (IR)	任意	例：IrDA	0.1
コードレス電話機	該当なし	該当なし	コードレス電話機と通信する画像製品の能力。画像製品が対応するように設計されているコードレス電話機の数に関係なく、1 回のみ適用される。コードレス電話機自体の消費電力要件に対応していない。	0.8
メモリ	該当なし	該当なし	画像製品においてデータ保存用に利用可能な内部容量に適用される。内部メモリの全容量に適用され、RAM に応じて増減する。この許容値は、ハードディスク又はフラッシュメモリには適用されない。	0.5/GB

電源装置	該当なし	該当なし	標準形式のインクジェット又はインパクトマーキング技術を使用する製品における銘板出力電力（Pout）が10Wを超える内部及び外部電源装置の両方に対して適用される。	$0.02 \times (P_{out} - 10.0)$
タッチパネルディスプレイ	該当なし	該当なし	モノクロ及びカラーの両方のタッチパネルディスプレイに適用される。	0.2

備考）追加機能の種類のうち、インターフェース追加機能の許容値の数は2以下であり、非インターフェース追加機能の許容値の数は無制限である。

(2) 目標の立て方

当該年度のスキャナの調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

5-5 プロジェクタ

(1) 品目及び判断の基準等

プロジェクタ	【判断の基準】 ○次のいずれかの要件を満たすこと。 ①次の要件を満たすこと。 ア. 製品本体の重量が備考3に示された算定式を用いて算出された基準の数値を上回らないこと。 イ. 消費電力が備考4に示された算定式を用いて算出された基準の数値を上回らないこと。 ウ. 待機時消費電力が0.4W以下であること。ただし、ネットワーク待機時は適用外とする。 エ. 光源ランプに水銀を使用している場合は、水銀の使用に関する注意喚起及び適切な廃棄方法に関する情報提供がなされていること、かつ、使用済の光源ランプ又は製品を回収する仕組みがあること。 オ. 保守部品又は消耗品の供給期間は、当該製品の製造終了後5年以上とすること。 カ. 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。 ②エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。 【配慮事項】 ①光源ランプの交換時期が3,000時間以上であること。 ②光源ランプには、可能な限り固体光源が使用されていること。 ③可能な限り低騒音であること。 ④製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ⑤使用済製品の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 ⑥製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ⑦筐体部分におけるハロゲン系難燃剤の使用が可能な限り削減されていること。 ⑧筐体又は部品にプラスチックが使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ⑨製品とともに提供されるマニュアルや付属品等が可能な限り削減されていること。 ⑩製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑪包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
---------------	--

備考) 1 本項の判断の基準の対象となる「プロジェクタ」は、コンピュータ入力端子を有し、コンピュータ等の画像を拡大投写できるフロント投写方式の機器であって、会議室、教室、講堂等で使用するものをいい、1m以内の距離で横幅1.2m以上のスクリーンに投写できるプ

ロジェクタ（以下「短焦点プロジェクタ」という。短焦点プロジェクタのうち、特に 0.5m 以内の距離で同様に投写できるプロジェクタを「超短焦点プロジェクタ」という。）を含むものとする。

- 2 「固体光源」とは、発光ダイオード（LED）、半導体レーザ（LD）等の固体（物質）に電気などのエネルギーを供給し、励起されたときに物質特有の光放射をする固体デバイスをいう。

- 3 製品本体の重量の基準の算定方法は、有効光束に応じて次式による。

$$\text{製品本体重量の基準 (kg)} = 0.0012 \times \Phi \times \alpha \times \beta \quad (\Phi < 5,000)$$

$$\text{製品本体重量の基準 (kg)} = 0.0030 \times \Phi \times \alpha \times \beta \quad (\Phi \geq 5,000)$$

Φ : 有効光束 (lm)

α : 超短焦点プロジェクタの場合は 1.5、短焦点プロジェクタの場合は 1.2、それ以外の場合は 1.0

β : 固体光源の場合は 2.0、それ以外の場合は 1.0

- 4 消費電力の基準の算定方法は、次式による。

$$\text{消費電力の基準 (W)} = 0.070 \times \Phi \times \alpha \times \beta + 85$$

Φ : 有効光束 (lm)

α : 超短焦点プロジェクタの場合は 1.2、短焦点プロジェクタの場合は 1.1、それ以外の場合は 1.0

β : 固体光源の場合は 1.5、それ以外の場合は 1.0

- 5 「待機時消費電力」とは、製品が主電源に接続され、外部機器に接続しない状態で不定時間保たれる可能性のある最低消費電力をいう。待機（スタンバイ）は、製品の最低消費電力モードである。

- 6 判断の基準①ウについては、AC 遮断装置付の製品及び主として携帯目的の軽量型の製品には適用しない。

- 7 判断の基準①エの「情報提供がなされていること」とは、光源ランプ及び製品本体の包装、同梱される印刷物、取扱説明書又はウェブサイトのいずれかでユーザに対し水銀が使用されている旨、及び使用済の光源ランプの適正な廃棄方法に関する情報提供がなされていることをいう。

- 8 判断の基準①エの「回収する仕組みがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。

ア. 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済の光源ランプ又は製品を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（販売店における回収ルート、逆流通ルートによる回収、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。

イ. 回収が適切に行われるよう、光源ランプ及び製品本体に製品名及び事業者名（ブランド名なども可）がユーザに見やすく記載されていること。

ウ. 光源ランプ及び製品本体の包装、同梱される印刷物、取扱説明書又はウェブサイトのいずれかでユーザに対し使用済の光源ランプ又は製品の回収に関する具体的な情報（回収方法、回収窓口等）提供がなされていること。

- 9 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。

- 10 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書 A の表 A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の附属書 B に準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては JIS C 0950

に準ずるものとする。

- 1 1 判断の基準②の「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク商品類型のうち、商品類型 No. 145「プロジェクタ Version2」に係る認定基準をいう。
- 1 2 「光源ランプの交換時期」とは、光源ランプが初期照度の 50%まで低下する平均点灯時間であって、適正なランプ交換を促すための目安の時間をいう。
- 1 3 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。
- 1 4 配慮事項④の定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO 14067）、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040 及び ISO 14044）又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント ガイドライン」等に整合して算定したものとする。
- 1 5 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
- 1 6 調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。
 - ア. 調達に当たって、使用目的・業務内容を十分勘案し、必要な機器・機能のみを要件とすること。
 - イ. マニュアルや付属品については必要最小限とするような契約の方法を検討すること。
 - ウ. 物品の調達時に取扱説明書等に記載されている配慮事項を確認し、使用・廃棄等に当たって当該事項に配慮すること。
 - エ. 使用済の光源ランプ又は製品を回収する仕組みが構築されている場合は、回収の仕組みを利用した適切な処理を行うこと。

(2) 目標の立て方

当該年度のプロジェクタの調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量の割合とする。

5-6 カートリッジ等

(1) 品目及び判断の基準等

トナーカートリッジ	【判断の基準】 ○次のいずれかの要件を満たすこと。 ①次の要件を満たすこと。 ア. 使用済トナーカートリッジの回収及びマテリアルリサイクルのシステムがあること。 イ. 回収したトナーカートリッジ部品の再使用・マテリアルリサイクル率が回収した使用済製品全体質量（トナーを除く。）の60%以上であること。 ウ. 回収したトナーカートリッジ部品の再資源化率が回収した使用済製品全体質量（トナーを除く。）の95%以上であること。 エ. 回収したトナーカートリッジ部品の再使用又は再生利用できない部分については、減量化等が行われた上で、適正処理され、単純埋立てされないこと。 オ. トナーの化学安全性が確認されていること。 カ. 感光体は、カドミウム、鉛、水銀、セレン及びその化合物を処方構成成分として含まないこと。 キ. 使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は、特定調達物品等を使用することが可能であること。 ②エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。 【配慮事項】 ①回収したトナーカートリッジのプラスチックが、材料又は部品として再びトナーカートリッジに使用される仕組みがあること。 ②各種システムの構築及び再資源化率等に係る判断の基準を満たすことを示す証明書等を備えていること。 ③個々のプラスチック製筐体部品は、それぞれ1種類のポリマー又はポリマーブレンドにより構成されていること。また、筐体部品に使用されるすべての25gを超えるプラスチック製部品は、4種類以下の互いに分離可能なポリマー又はポリマーブレンドにより構成されていること。 ④定量的環境情報の算定及び開示については、次のいずれかであること。 ア. 製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 イ. 本体機器において当該機器の消耗品であるトナーカートリッジを含めて、製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が当該カートリッジと同一事業者により開示されていること。 ⑤製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
インクカートリッジ	【判断の基準】 ○次のいずれかの要件を満たすこと。

	①次の要件を満たすこと。 ア. 使用済インクカートリッジの回収システムがあること。 イ. 回収したインクカートリッジ部品の再使用・マテリアルリサイクル率が回収した使用済製品全体質量（インクを除く。）の40%以上であること。 ウ. 回収したインクカートリッジ部品の再資源化率が回収した使用済製品全体質量（インクを除く。）の95%以上であること。 エ. 回収したインクカートリッジ部品の再使用又は再生利用できない部分については、減量化等が行われた上で、適正処理され、単純埋立てされないこと。 オ. インクの化学安全性が確認されていること。 カ. 使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は、特定調達物品等を使用することが可能であること。 ②エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。 【配慮事項】 ①各種システムの構築及び再資源化率等に係る判断の基準を満たすことを示す証明書等を備えていること。 ②個々のプラスチック製筐体部品は、それぞれ1種類のポリマー又はポリマーブレンドにより構成されていること。また、筐体部品に使用されるすべての25gを超えるプラスチック製部品は、4種類以下の互いに分離可能なポリマー又はポリマーブレンドにより構成されていること。 ③定量的環境情報の算定及び開示については、次のいずれかであること。 ア. 製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 イ. 本体機器において当該機器の消耗品であるインクカートリッジを含めて、製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が当該カートリッジと同一事業者により開示されていること。 ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
--	---

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「トナーカートリッジ」又は「インクカートリッジ」（以下「カートリッジ等」という。）は、新たに購入する補充用の製品であって、コピー機やプリンタなどの機器の購入時に装着又は付属しているものは含まない。

2 「トナーカートリッジ」とは、電子写真方式を利用したコピー機、プリンタ及びファクシミリ等の機器に使用されるトナーを充填したトナー容器、感光体又は現像ユニットのいずれか2つ以上を組み合わせで構成される印字のためのカートリッジであって、「新品トナーカートリッジ」又は「再生トナーカートリッジ」をいう。ただし、現像ユニット及び感光体から構成されるカートリッジについては、トナー容器とのセット販売品に限り対象とし、トナー容器単体、感光体単体又は現像ユニット単体で構成される製品は、トナーカートリッジには含まれないものとする。

ア. 「新品トナーカートリッジ」とは、本体機器メーカーによって製造又は委託製造されたトナーカートリッジをいう。

- イ、「再生トナーカートリッジ」とは、使用済トナーカートリッジにトナーを再充填し、必要に応じて消耗部品を交換し、包装又は同梱される印刷物又は取扱説明書のいずれかに再生カートリッジであることの表記をされたトナーカートリッジをいう。
- 3 「インクカートリッジ」とは、インクジェット方式を利用したコピー機、プリンタ及びファクシミリ等の機器に使用されるインクを充填したインクタンク及び印字ヘッド付きインクタンクである印字のためのカートリッジであって、「新品インクカートリッジ」又は「再生インクカートリッジ」をいう。ただし、インク容器単体で構成される製品は、インクカートリッジには含まれないものとする。
- ア、「新品インクカートリッジ」とは、本体機器メーカーによって製造又は委託製造されたインクカートリッジをいう。
- イ、「再生インクカートリッジ」とは、使用済インクカートリッジにインクを再充填し、必要に応じて消耗部品を交換し、包装又は同梱される印刷物又は取扱説明書のいずれかに再生カートリッジであることの表記をされたインクカートリッジをいう。
- 4 「マテリアルリサイクル」とは、材料としてのリサイクルをいう。エネルギー回収や油化、ガス化、高炉還元、コークス炉化学原料化は含まない。
- 5 「再使用・マテリアルリサイクル率」とは、使用済みとなって排出され、回収されたカートリッジ等の質量のうち、再使用又はマテリアルリサイクルされた部品質量の割合をいう。ただし、「回収されたカートリッジ等」の対象から、ウェブサイト又はカタログ等において回収対象外として公表しているカートリッジ等は除く。
- 6 「再資源化率」とは、使用済みとなって排出され、回収されたカートリッジ等質量のうち、再使用、マテリアルリサイクル、エネルギー回収や油化、ガス化、高炉還元又はコークス炉化学原料化された部品質量の割合をいう。ただし、「回収されたカートリッジ等」の対象から、ウェブサイト又はカタログ等において回収対象外として公表しているカートリッジ等は除く。
- 7 トナーカートリッジに係る判断の基準①ア及びインクカートリッジに係る判断の基準①アの「回収システムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。
- ア. 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みのカートリッジ等を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（販売店における回収ルート、逆流通ルートによる回収、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。
- イ. カートリッジ本体に、製品名及び事業者名（ブランド名なども可）をユーザが見やすいように記載していること。
- ウ. 製品の包装、同梱される印刷物、本体機器製品の取扱説明書又はウェブサイトのいずれかでユーザに対し使用済カートリッジ等の回収に関する具体的な情報（回収方法、回収窓口等）提供がなされていること。
- 8 トナーカートリッジに係る判断の基準①エ及びインクカートリッジに係る判断の基準①エの「適正処理」とは、再使用又は再生利用できない部分については、使用済カートリッジ等を回収した事業者が自らの責任において適正に処理・処分していることをいい、他の事業者が実施する回収システムによって行う処理（事業者間において交わされた契約、合意等によって行う場合を除く。）は含まれない。ただし、その対象から、ウェブサイト又はカタログ等において回収対象外として公表しているカートリッジ等は除く。
- 9 トナーカートリッジに係る判断の基準②及びインクカートリッジに係る判断の基準②の「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク商品類型のうち、前者が商品類型 No. 132「トナーカートリッジ Version2」に係る認定基準を、後者が同じく商品類型 No. 142「インクカートリッジ Version2」に係る認定基準をいう。
- 10 トナー及びインクの「化学安全性」とは、次の基準による。

ア. トナー及びインクは、以下の①～④を満たすこと。ただし、②及び③に該当する物質の使用が技術的に不可避であり、かつ直ちに代替えが困難である場合は、適用免除に関する根拠資料等の情報が開示され、容易に確認できる場合はその限りではない。

①カドミウム、鉛、水銀、六価クロム、ニッケル及びその化合物が処方構成成分として添加されていないこと。ただし、着色剤として用いられる分子量の大きいニッケルの錯化合物を除く。

②規則 (EC) No. 1272/2008 の Annex VI、の表 3.1 の CMR カテゴリ 1A、1B 又は 2（別表 1）に分類される各物質が処方構成成分として添加されていないこと。

別表 1 使用を制限する危険有害性カテゴリ

危険有害性クラス	危険有害性 カテゴリコード	CLP 規則 (EC) No. 1272/2008 H フレーズ
発がん性	Carc. 1A 及び 1B	H350：発がんのおそれ
発がん性	Carc. 1A 及び 1B	H350i：吸入による発がんのおそれ
発がん性	Carc. 2	H351：発がんのおそれの疑い
生殖細胞変異原性	Muta. 1A 及び 1B	H340：遺伝性疾患のおそれ
生殖細胞変異原性	Muta. 2	H341：遺伝性疾患のおそれの疑い
生殖毒性	Repr. 1A 及び 1B	H360：生殖能または胎児への悪影響のおそれ
生殖毒性	Repr. 2	H361：生殖能または胎児への悪影響のおそれの疑い

REACH 規則第 59 条第 1 項に記載のリスト（いわゆる SVHC 候補リスト）に掲げられた物質は対象に含まれる。

③トナー及びインクは、混合物として、規則 (EC) No. 1272/2008 の Annex I に定められた危険有害性カテゴリ STOT SE1、SE2、RE1、RE2（別表 2）に分類されないこと。

別表 2 対象となる危険有害性カテゴリ

危険有害性クラス	危険有害性 カテゴリコード	CLP 規則 (EC) No. 1272/2008 H フレーズ
特定標的臓器有害性、単回暴露	STOT SE1	H370：臓器の障害
特定標的臓器有害性、単回暴露	STOT SE2	H371：臓器の障害のおそれ
特定標的臓器有害性、反復暴露	STOT RE1	H372：長期にわたる、または反復暴露により臓器の障害
特定標的臓器有害性、反復暴露	STOT RE2	H373：長期にわたる、または反復暴露により臓器の障害のおそれ

④REACH 規則 (EC) No. 1097/2006 の Annex XVII Appendix 8（別表 3）にリストされた発がん性芳香族アミンを生成するアゾ着色料（染料または顔料）が処方構成成分として添加されていないこと。

別表 3 アゾ基の分解により生成してはならないアミン

	化学物質名	CAS No.
1	4-アミノジフェニル	92-67-1
2	ベンジジン	92-87-5
3	4-クロロ- <i>o</i> -トルイジン	95-69-2
4	2-ナフチルアミン	91-59-8
5	<i>o</i> -アミノアゾトルエン	97-56-3
6	2-アミノ-4-ニトロトルエン	99-55-8
7	<i>p</i> -クロロアニリン	106-47-8
8	2,4-ジアミノアニソール	615-05-4
9	4,4'-ジアミノジフェニルメタン	101-77-9

10	3,3'-ジクロロベンジジン	91-94-1
11	3,3'-ジメトキシベンジジン	119-90-4
12	3,3'-ジメチルベンジジン	119-93-7
13	3,3'-ジメチル-4,4'-ジアミノジフェニルメタン	838-88-0
14	p-クレシジン	120-71-8
15	4,4'-メチレンービスー（2-クロロアニリン）	101-14-4
16	4,4'-オキシジアニリン	101-80-4
17	4,4'-チオジアニリン	139-65-1
18	o-トルイジン	95-53-4
19	2,4-トルイレンジアミン	95-80-7
20	2,4,5-トリメチルアニリン	137-17-7
21	o-アニシジン	90-04-0
22	4-アミノアゾベンゼン	60-09-3

- イ. トナー及びインクに殺虫・殺菌性物質を使用する場合には、「殺生物製品の市場での入手と使用を可能とすることに関する 2012 年 5 月 22 日付の欧州議会及び理事会規則 (EU) No528/2012」の Annex I にリストされ、製品分類 6 に該当する成分のみを処方構成成分として添加していること。ただし、リストされていない物質を使用する場合には、当該指令に基づいて承認申請が提出されていなければ添加は許されるが、不認可が決定された場合にはその限りでない。
- ウ. トナー及びインクに関し、Ames 試験において陰性であること。
- エ. トナー及びインクの SDS（安全データシート）を備えていること。
- 1 1 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。
- 1 2 トナーカートリッジに係る配慮事項④及びインクカートリッジに係る配慮事項③の定量的環境情報は、カーボンフットプリント (ISO 14067)、ライフサイクルアセスメント (ISO 14040 及び ISO 14044) 又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント ガイドライン」等に整合して算定したものとする。
- 1 3 調達を行う各機関は、カートリッジ等の調達に当たって、本体機器への影響や印刷品質を勘案し、次の事項に十分留意すること。
- ア. 以下のカートリッジ等の品質保証がなされていること。
- ①自社規格によって品質管理が十分なされたものであり、印字不良・ジャム・トナー／インク漏れ・ノズル詰り・本体破損などの品質不良についての品質保証（使用される製品に起因する品質不良が発生した場合において、代替品の手配、機器本体の修理等）がなされていること（一般に本体機器の保証外のカートリッジ等の使用に起因する不具合への対応は、保守契約又は保証期間内であっても有償となる場合が多い。）。
 - ②本項の判断の基準を満たす製品の使用に起因するコピー機、プリンタ等の機器本体への破損故障等の品質に係る問題が発生した場合は、当該製品の情報（製品名、事業者名、ブランド名、機器本体名等）及び発生した問題を記録するよう努めること。
- イ. 使用目的・用途等を踏まえインクカートリッジを選択すること。
- ①写真画質等の高い印刷品質が必要な場合、長期保存する場合、直射日光の当たる場所での使用を想定する場合等は、耐光性、耐オゾン性、耐水性等に優れ、本体機器と連携のとれたインクカートリッジを選択すること。
 - ②新品インクカートリッジに充填されているインクと再生インクカートリッジに充填されているインクは同一のものではないことから発色が異なることを認識し、使用するインクカートリッジを選択すること。
- 1 4 調達を行う各機関は、カートリッジ等の調達に当たって、製品の化学安全性及び事業者の回収システム・リサイクルシステム・適正処理システム等の構築に関する信頼性の確

保の観点から、事業者が次の書類を備えていること（例えば、事業者の判断で公開するウェブサイトで確認できることなど）に十分留意すること。

ア．トナー又はインクに関する Ames 試験に係る報告書等

イ．トナー又はインクに関する SDS（安全データシート）

ウ．配慮事項に示された各種システムの構築及び再資源化率等に係る判断の基準を満たすことを示す証明書等

(2) 目標の立て方

当該年度のトナーカートリッジ及びインクカートリッジの調達総量（個数）に占める基準を満たす物品の数量（個数）の割合とする。

6. 電子計算機等

6-1 電子計算機

(1) 品目及び判断の基準等

電子計算機	【判断の基準】 ①サーバ型電子計算機にあつては、エネルギー消費効率が表1に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。 ②クライアント型電子計算機にあつては、アの要件又はイ、ウ及びエのいずれかの要件を満たすこと。 ア. 表2に示されたエネルギー消費効率が区分ごとの算定式により算定した基準エネルギー消費効率を上回らないこと。 イ. デスクトップコンピュータ、一体型デスクトップコンピュータ又はノートブックコンピュータの場合は、備考5アの算定式により算定した標準年間消費電力量が備考5イの算定式により算定した最大年間消費電力量以下であること。 ウ. ワークステーションの場合は、備考6アの算定式により算定した加重消費電力が備考6イの算定式により算定した最大加重消費電力以下であること。 エ. シンクライアントの場合は、備考5アの算定式により算定した標準年間消費電力量が備考7の算定式により算定した最大年間消費電力量以下であること。 ③特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。 ④一般行政事務用ノートパソコンの場合にあつては、搭載機器・機能の簡素化がなされていること。 ⑤筐体又は部品にプラスチックが使用される場合には、少なくとも筐体又は部品の一つに再生プラスチック又はバイオマスプラスチックであつて環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。 【配慮事項】 ①資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ②一般行政事務用ノートパソコンにあつては、二次電池（バッテリー）の駆動時間が必要以上に長くないこと。 ③一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること。 ④筐体又は部品にプラスチックが使用される場合には、再生プラスチック又はバイオマスプラスチックであつて環境負荷低減効果が確認されたものが可能な限り高い配合率で使用されていること。 ⑤筐体又は筐体部品にマグネシウム合金が使用される場合には、再生マグネシウム合金が可能な限り使用されていること。 ⑥製品とともに提供されるマニュアルやリカバリCD等の付属品が可能な限り削減されていること。 ⑦製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑧包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
-------	--

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「電子計算機」に含まれないものとする。

- ①演算処理装置、主記憶装置、入出力制御装置及び電源装置がいずれも多重化された構造のもの
 - ②入出力用信号伝送路（最大データ転送速度が1秒につき10ギガビット以上のものに限る。）が512本以上のもの
 - ③4を超える中央演算処理装置を用いて演算を実行することができるもの
 - ④サーバ型電子計算機において、ビット数の異なる命令を実行できるように設計された中央演算処理装置を用いたもののうち、電子計算機毎に専用に設計された中央演算処理装置を搭載したもの
 - ⑤サーバ型電子計算機において、ビット数の異なる命令を実行できるように設計された中央演算処理装置を用いたもののうち、64ビットのコンピュータアーキテクチャ専用に設計された中央演算処理装置を搭載したもの
 - ⑥サーバ型電子計算機において、ビット数の異なる命令を実行できるように設計されている中央演算処理装置以外の中央演算処理装置を用いたもののうち、十進浮動小数点演算を実行する機構を備えていない中央演算処理装置を搭載したもの
 - ⑦専ら内蔵された電池を用いて、電力線から電力供給を受けることなしに使用されるもの
- 2 「サーバ型電子計算機」とは、ネットワークを介してサービス等を提供するために設計された電子計算機をいう。
- 3 「クライアント型電子計算機」とは、サーバ型電子計算機以外の電子計算機をいう。
- 4 判断の基準②イ、ウ及びエ、備考5から備考8において使用するコンピュータの種類及び動作モードは、以下のとおり。

ア. コンピュータの種類

1. 「デスクトップコンピュータ」とは、主要装置（本体）が机又は床の上等に設置されることを想定したコンピュータであって、携帯用には設計されておらず、外付けのモニタ、キーボード、マウス等を使用するものをいう。
2. 「一体型デスクトップコンピュータ」とは、1つのケーブルを通じて交流電力の供給を受ける単一機器としてコンピュータとコンピュータディスプレイが機能するデスクトップコンピュータをいう。
3. 「ノートブックコンピュータ」とは、携帯用に設計され、交流電力源への直接接続有り又は無しのいずれかで長時間動作するように設計されたコンピュータであって、一体型ディスプレイを装備しているものをいう。
4. 「ワークステーション」とは、集約的演算タスクのうち、グラフィックス、CAD、ソフトウェア開発、金融や科学的用途などに通常使用される高機能単一ユーザコンピュータをいう。
5. 「シンクライアント」とは、主要機能を得るために遠隔コンピュータ資源への接続に依存する独立給電型コンピュータであって、携帯用ではなく、卓上等の常設場所への設置を想定しているものをいう（回転式記憶媒体のない機器に限る。）。また、ハードウェアとディスプレイが1つのケーブルを通じて交流電力の供給を受ける一体型シンクライアントを含む。なお、携帯用として設計され、シンクライアント及びノートブックコンピュータの定義をともに満たすコンピュータは、本項においてノートブックコンピュータに含まれるものとする。

イ. 動作モード

1. 「オフモード」とは、主電源に接続され、製造事業者の説明書に従って使用される製品において、最低消費電力状態であり、使用者は電源をオフにしていない（影響を与

えていない) 状態をいう。

2. 「スリープモード」とは、一定時間使用されない時に、自動的に又は手動選択により入る低電力状態をいう。
3. 「アイドル状態」とは、オペレーティングシステムやその他のソフトウェアの読込が終了し、ユーザプロファイルが作成され、初期設定によって当該コンピュータが開始する基本アプリケーションに動作が限定されており、スリープモードではない状態をいう。アイドル状態は、長期アイドルモードと短期アイドルモードの2つのモードにより構成される。
4. 「長期アイドルモード」とは、コンピュータがアイドル状態に達しており、画面を表示しない低電力状態に移行しているが、作業モードに維持されている時のモードをいう。
5. 「短期アイドルモード」とは、コンピュータがアイドル状態に達しており、画面はオン状態で、長期アイドルは開始していないモードをいう。
6. 「代替低電力モード」とは、コンピュータが一定時間使用されないときに自動的に又は手動選択により入る低電力状態であり、ディスプレイがオフになりコンピュータが機能低下状態に入ることを行う。

各動作モードにおける消費電力の測定方法については、「国際エネルギースタープログラム制度運用細則（令和3年4月施行） 別表第2-1」による。

- 5 デスクトップコンピュータ、一体型デスクトップコンピュータ、ノートブックコンピュータ及びシンククライアントに係る標準年間消費電力量の算定方法、デスクトップコンピュータ、一体型デスクトップコンピュータ及びノートブックコンピュータに係る最大年間消費電力量の算定方法は、以下の式による。

ア. 標準年間消費電力量

$$E = (8,760/1,000) \times (P_{OFF} \times T_{OFF} + P_{SL} \times T_{SL} + P_{LI} \times T_{LI} + P_{SI} \times T_{SI})$$

E：標準年間消費電力量（単位：kWh/年）

P_{OFF} ：オフモード消費電力（単位：W）

P_{SL} ：スリープモード消費電力（単位：W）

P_{LI} ：長期アイドルモード消費電力（単位：W）

P_{SI} ：短期アイドルモード消費電力（単位：W）

T_X ：表3-1及び表3-2に規定するモード別比率（年間の時間割合）（単位：%）

スリープモードに替わり、代替低電力モード（10W 以下の場合に限る。）を用いるデスクトップコンピュータ、一体型デスクトップコンピュータ及びノートブックコンピュータについては、上記算定式において、スリープモード消費電力（ P_{SL} ）及び長期アイドルモード消費電力（ P_{LI} ）の代わりに代替低電力モードを、独立したシステムのスリープモードを持たないシンククライアントについては、上記算定式において、スリープモード消費電力（ P_{SL} ）の代わりに長期アイドルモード消費電力（ P_{LI} ）をそれぞれ使用することができる。

イ. 最大年間消費電力量

$$E_{MAX} = (1 + A_{PSU} + A_{PRXY}) \times (TEC_{BASE} + TEC_{MEM} + TEC_{GR} + TEC_{ST} + TEC_{DIS} + TEC_{SW} + TEC_{MBWS} + TEC_{IG10G} + TEC_{IG6G})$$

E_{MAX} ：最大年間消費電力量（単位：kWh/年）

A_{PSU} ：表3-3に規定する効率を満たす電源装置に付与される許容値

A_{PRXY} ：プロキシ許容値。デスクトップコンピュータ又は一体型デスクトップコンピュータであり、表3-1の備考に示す条件1を満たす場合の許容値は0.12、条件2を満たす場合は表3-4に規定する代替低電力モードの許容値

TEC_{BASE} ：表3-5（デスクトップコンピュータ）、表3-6（一体型デスクトップコ

ンピュータ)又は表3-7(ノートブックコンピュータ)に規定する基本許容値
(単位:kWh)

TEC_{MEM}:表3-8に規定するシステム搭載メモリの追加許容値(単位:kWh/ギガバイト)

TEC_{GR}:表3-8に規定する独立型グラフィックス追加許容値(単位:kWh)

TEC_{ST}:表3-8に規定する内部記憶装置(ストレージ)の追加許容値(単位:kWh)

TEC_{DIS}:表3-8に規定する性能強化ディスプレイの追加許容値(単位:kWh)

TEC_{SW}:表3-8に規定する切替可能グラフィックスの追加許容値(単位:kWh)

TEC_{MBWS}:表3-8に規定するモバイルワークステーションの追加許容値(単位:kWh)

TEC_{1G10G}:表3-8に規定するスループット1GB/秒以上10GB/秒未満のイーサネットポートを有する場合の追加許容値(単位:kWh)

TEC_{10G}:表3-8に規定する10GB/秒イーサネットポートを有する場合の追加許容値(単位:kWh)

6 ワークステーションに係る加重消費電力及び最大加重消費電力の算定方法は、以下の式による。

ア. 加重消費電力

$$\text{加重消費電力 (W)} = 0.10 \times P_{\text{OFF}} + 0.35 \times P_{\text{SL}} + 0.20 \times P_{\text{LI}} + 0.35 \times P_{\text{SI}}$$

P_{OFF} : オフモード消費電力(単位:W)

P_{SL} : スリープモード消費電力(単位:W)

P_{LI} : 長期アイドルモード消費電力(単位:W)

P_{SI} : 短期アイドルモード消費電力(単位:W)

イ. 最大加重消費電力

$$\text{最大加重消費電力 (W)} = 0.28 \times (P_{\text{MAX}} + N_{\text{HDD}} \times 5)$$

P_{MAX} : 最大消費電力測定値(単位:W)

N_{HDD} : HDD(ハードディスクドライブ)又はSSD(半導体ドライブ)の搭載数

7 シンククライアントに係る最大年間消費電力量の算定方法は、次式による。

$$E_{\text{TMAX}} = \text{TEC}_{\text{BASE}} + \text{TEC}_{\text{GR}} + \text{TEC}_{\text{WOL}} + \text{TEC}_{\text{DIS}}$$

E_{TMAX} : 最大年間消費電力量(単位:kWh/年)

TEC_{BASE} : 基本許容値31kWh

TEC_{GR} : 独立型グラフィックス許容値36kWh

TEC_{WOL} : ウェイクオンラン(WOL)許容値2kWh

TEC_{DIS} : 表3-8に規定する一体型デスクトップコンピュータに対する一体型ディスプレイ許容値(単位:kWh)

ただし、 TEC_{GR} 、 TEC_{WOL} 及び TEC_{DIS} の許容値の加算については、出荷時に初期設定で有効にされている場合に限る。

8 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。

9 判断の基準③については、パーソナルコンピュータに適用することとし、特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950(電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法)の附属書Aの表A.1(特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値)に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記JISの附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについてはJIS C 0950に準ずるものと

する。

- 10 「一般行政事務用ノートパソコン」とは、クライアント型電子計算機のうち電池駆動型のものであって、通常の行政事務の用に供するもの（携帯を行う場合や一般行政事務以外の用途に使用されるものを除く。）をいう。
- 11 「搭載機器・機能の簡素化」とは、次の要件を満たすことをいう。なお、赤外線通信ポート、シリアルポート、パラレルポート、PC カード、S-ビデオ端子等のインターフェイスは、装備されていないことが望ましい。
- ア. 内蔵モデム、CD/DVD、BD 等は、標準搭載されていないこととし、調達時に選択又は外部接続可能であること。
- イ. 周辺機器を接続するための USB インターフェイスを複数備えていること。
- 12 一般行政事務用ノートパソコンの「二次電池（バッテリー）に必要な駆動時間」とは、停電等の緊急時において、コンピュータを終了させ、電源を遮断する（シャットダウン）ための時間が確保されていることをいう。
- 13 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
- 14 「バイオマスプラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチックをいい、バイオマスプラスチックには、原料から製品への加工・流通工程において、バイオマス由来原料が化石由来原料と混合される場合に、バイオマス由来原料の投入量に応じて、製品の一部に対してバイオマス特性を割り当てるマスバランス方式によるものを含む。なお、マスバランス方式を活用する場合は、独立した認証機関が定めた基準に基づき、第三者機関がサプライチェーンのトレーサビリティについて評価・認証する仕組みに基づくこと。
- 15 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。
- 16 判断の基準⑤の筐体又は部品には本体機器に付属する AC アダプタ等を含む。また、判断の基準⑤については、サーバ型電子計算機には適用しない。
- 17 調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。
- ア. 化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。
- イ. 調達に当たって、使用目的・業務内容を十分勘案し、必要な機器・機能のみを要件とすること。
- ウ. マニュアルやリカバリ CD 等の付属品については必要最小限とするようなライセンス契約の方法を検討すること。
- 18 判断の基準②アのエネルギー消費効率に係る基準については、判断の基準を満たす製品の市場動向を勘案しつつ、適切に検討を実施することとする。

表 1 サーバ型電子計算機に係る基準エネルギー消費効率

区 分		基準エネルギー消費効率
中央演算処理装置の 種別	中央演算処理装置の ソケット数	
x86	1	8.9
	2	11.9
	4	8.9
SPARC	1	6.3

Power	2	4.2
	4	3.5
	1	4.6
	2	4.9
	4	4.2

- 備考) 1 「x86」とは、ビット数の異なる命令を実行できるように設計された中央演算処理装置のうち、電子計算機毎に専用に設計された中央演算処理装置以外のものであって、32 ビットのアーキテクチャと互換性をもった 64 ビットのものをいう。
- 2 「SPARC」とは、ビット数の異なる命令を実行できるように設計された中央演算処理装置以外の中央演算処理装置のうち、十進浮動小数点演算を実行する機能とレジスタ制御機能を備えたものをいう。「レジスタ制御機能」とは、レジスタの内容を中央演算処理装置内に退避及び復元する機構をもつことで、主プログラムで使用中のレジスタの内容をメモリに退避及び復元することなくサブルーチンプログラムでそのレジスタを使用可能とする機能をいう。
- 3 「Power」とは、ビット数の異なる命令を実行できるように設計された中央演算処理装置以外の中央演算処理装置のうち、十進浮動小数点演算を実行する機能を備えているが、レジスタ制御機能は備えていないものをいう。
- 4 エネルギー消費効率の算定法については、「電子計算機のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」(平成 31 年経済産業省告示第 69 号)の「3 エネルギー消費効率の測定方法 (1)」による。

表2 クライアント型電子計算機に係る基準エネルギー消費効率算定式

区 分					基準エネルギー消費効率の算定式
製品形態の種別	P スコア	画面サイズ	筐体容量	区分名	
ノートブックパーソナルコンピュータ	8 未満	15 型未満	—	A	$E=5.21+TEC_{MEM}+TEC_{DIS}+TEC_{ST}+TEC_{GR}$
		15 型以上	—	B	$E=7.75+TEC_{MEM}+TEC_{DIS}+TEC_{ST}+TEC_{GR}$
	8 以上	—	—	C	$E=11.34+TEC_{MEM}+TEC_{DIS}+TEC_{ST}+TEC_{GR}$
デスクトップパーソナルコンピュータ	一体形	8 未満	—	D	$E=39.87+TEC_{MEM}+TEC_{DIS}+TEC_{ST}+TEC_{GR}$
		8 以上	—	E	$E=53.32+TEC_{MEM}+TEC_{DIS}+TEC_{ST}+TEC_{GR}$
	分離型	—	5L 未満	F	$E=29.59+TEC_{MEM}+TEC_{ST}+TEC_{GR}$
		—	5L 以上 20L 未満	G	$E=31.33+TEC_{MEM}+TEC_{ST}+TEC_{GR}+TEC_{PW}$
		—	20L 以上 35L 未満	H	$E=28.45+TEC_{MEM}+TEC_{ST}+TEC_{GR}+TEC_{PW}$
		—	35L 以上	I	$E=40.47+TEC_{MEM}+TEC_{ST}+TEC_{GR}+TEC_{PW}$
		—	—	—	—

- 備考) 1 「一体形デスクトップパーソナルコンピュータ」とは、コンピュータ本体とディスプレイが一つの交流電源ケーブルを介して交流電力を受け単一機器として機能するデスクトップコンピュータをいう。
- 2 「分離型デスクトップパーソナルコンピュータ」とは、ディスプレイを有さないコンピュータ本体と外部ディスプレイからなるデスクトップコンピュータをいう。
- 3 「P スコア」とは、中央演算処理装置のコア数に中央演算処理装置のクロック周波数(単位:ギガヘルツ)を乗じた数値とする。
- 4 「画面サイズ」とは、表示画面の対角外径寸法をセンチメートル単位で表した数値を 2.54 で除して小数点第 2 位以下を四捨五入した数値とする。
- 5 「筐体容量」とは、電子計算機においてハードウェアを構成する部品を収納する筐体の容量をリットルで表した数値とする。
- 6 E は次の数値を表すものとする。
E: 基準エネルギー消費効率(単位: kWh/年)

- 7 TEC_{MEM}の数値は次の式により算出するものとする。

$$TEC_{MEM} = M_{MAX} \times \alpha_M$$

M_{MAX}：キャッシュメモリを除いた最大記憶容量（単位：ギガバイト）

α_Mの数値は次の表の左欄に掲げる区分に応じて、同表の右欄に掲げる数値とする。

区 分	α _M
区分 A、B 及び C	0.186
区分 D、E、F、G、H 及び I	0.248

- 8 TEC_{DIS}は次の表の左欄に掲げる区分に応じて、同表の右欄に掲げる算定式により算出するものとする。

区 分	画面サイズ	TEC _{DIS}
区分 A、B 及び C	—	$TEC_{DIS} = (8.76 \times 0.30) \times ((S \div 2.54^2) \times 0.0300 + r \times 0.244)$
区分 D 及び E	17.4 型未満	$TEC_{DIS} = (8.76 \times 0.35) \times ((S \div 2.54^2) \times 0.0300 + r \times 0.244)$
	17.4 型以上	$TEC_{DIS} = (8.76 \times 0.35) \times ((S \div 2.54^2) \times 0.0393)$

S：表示画面の縦寸法に横寸法を乗じて小数点 2 位以下を四捨五入した数値（単位：平方センチメートル）

r：画面に表示される総画素数（単位：メガピクセル）

- 9 TEC_{ST}は次の表の左欄に掲げる区分に応じて、同表の右欄に掲げる数値とし、2.5 型磁気ディスク装置及び 3.5 型磁気ディスク装置のいずれも有さない場合は 0 とする。

区 分	磁気ディスク装置の種別	TEC _{ST}
区分 A、B 及び C	—	2.510
区分 D、E、F、G、H 及び I	2.5 型磁気ディスク装置を有するもの	3.140
	3.5 型磁気ディスク装置を有するもの	20.380

- 10 TEC_{GR}は次の表の左欄に掲げる区分に応じて、同表の右欄に掲げる算定式により算出するものとし、独立型 GPU を有さない場合は 0 とする。

区 分	TEC _{GR}
区分 A、B 及び C	TEC _{GR} = 4.198
区分 D、E、F、G、H 及び I	TEC _{GR} = 0.587 × FB + 30.463

FB：画面に表示する画像データを一時的に保管するメモリ領域（単位：ギガビット/秒）
ただし、上記の算定式の結果、TEC_{GR}が 130 以上の場合は 130 の数値を用いるものとする。

- 11 TEC_{PW}の数値は次の式により算出するものとする。

$$TEC_{PW} = P_{AC} \times 0.0543$$

P_{AC}：内部電源装置の定格入力（単位：W）

- 12 エネルギー消費効率の算定法については、「電子計算機のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」（平成 31 年経済産業省告示第 69 号）の「3 エネルギー消費効率の測定方法（2）」による。

表 3-1 デスクトップコンピュータ、一体型デスクトップコンピュータ及びシンククライアントのモード別比率

モード	デスクトップ及び一体型デスクトップ	シンククライアント
T _{OFF}	15%	45%
T _{SL}	45%	5%
T _{LI}	10%	15%
T _{SI}	30%	35%

備考) プロキシ対応型のモード別比率又はプロキシ許容値を適用する製品は、以下の条件 1 又は条件 2 のいずれかを満たしていること。表 3-2 において同じ。

【条件 1】

- ・ ECMA393 の規格を満たしていること。
- ・ ノートブックコンピュータは表 3-2 のプロキシ対応型の能力を出荷時の初期設定で有効にしていること。
- ・ デスクトップコンピュータ又は一体型デスクトップコンピュータは、ECMA393 のフルキャパシティ（プロキシ対応型・全対応）の規格を満たす場合に限り、本項の判断の基準の備考 5 の最大年間消費電力量の算定式において適切なプロキシ許容値適用すること。

【条件 2】

- ・ ノートブックコンピュータ又は一体型デスクトップコンピュータは、スリープモード又は 2.5W 以下の電力でネットワーク接続を維持する代替低電力モードを可能にすること。
- ・ デスクトップコンピュータは、スリープモード又は 3.0W 以下の電力でネットワーク接続を維持する代替低電力モードを可能にすること。

表 3-2 ノートブックコンピュータのモード別比率

モード	従来型	プロキシ対応型			
		基本能力	遠隔復帰	サービス検知 ネームサービス	全対応
T _{OFF}	25%	25%	25%	25%	25%
T _{SL}	35%	39%	41%	43%	45%
T _{LI}	10%	8%	7%	6%	5%
T _{SI}	30%	28%	27%	26%	25%

表 3-3 内部電源装置許容値 (A_{PSU})

電源装置	対象機器	負荷条件別最低効率				電源装置 許容値
		10%	20%	50%	100%	
内部電源 装置 (IPS)	デスクトップ	0.86	0.90	0.92	0.89	0.015
		0.90	0.92	0.94	0.90	0.03
	一体型 デスクトップ	0.86	0.90	0.92	0.89	0.015
		0.90	0.92	0.94	0.90	0.04

表 3-4 代替低電力モードの測定電力量に対するプロキシ許容値 (A_{PRXY})

対象機器	代替低電力モード又はスリープ における最大測定電力量 (W)	プロキシ許容値 (A _{PRXY})
デスクトップ	2.5	0.12
	3.0	0.06
一体型 デスクトップ	2.0	0.06
	2.5	0.03

備考) 許容値はネットワークの常時接続性を維持する代替低電力モード又はスリープモードを有する製品に適用できる。

表 3-5 デスクトップコンピュータに対する基本許容値 (TEC_{BASE})

区分	グラフィックス性能	デスクトップコンピュータ	
		性能	基本許容値
I1	一体型又は切替可能 グラフィックス	$P \leq 8$	26.0
I2		$P > 8$	46.0
D1	独立型グラフィックス	$P \leq 8$	35.0
D2		$P > 8$	45.0

備考) P の算定方法は、次式による。表 3-6 及び表 3-7 において同じ。

$$P = \text{CPU のコア数} \times \text{CPU クロック周波数 (GHz)}$$

コア数は物理的な CPU のコア数を表し、CPU クロック周波数 (GHz) は、最大 TDP 周波数を表し、ターボブースト周波数ではない。

表 3-6 一体型デスクトップコンピュータに対する基本許容値 (TEC_{BASE})

区分	一体型デスクトップコンピュータ	
	性能	基本許容値
1	$P < 8$	9.0
2	$P \geq 8$	27.0

表 3-7 ノートブックコンピュータに対する基本許容値 (TEC_{BASE})

区分	ノートブックコンピュータ	
	性能	基本許容値
0	$P \leq 2$	6.5
1	$2 < P < 8$	8.0
2	$P \geq 8$	14.0

表 3-8 デスクトップコンピュータ、一体型デスクトップコンピュータ、ノートブックコンピュータ及びシンクライアントにおける追加許容値

機 能		デスク トップ	一体型 デスクトップ	ノートブック
TEC_{MEM} (kWh)		$1.7 + (0.24 \times \text{GB})$		$2.4 + (0.294 \times \text{GB})$
TEC_{GR} (kWh)		$50.4 \times \tanh(0.0038 \times \text{FB_BW} - 0.137) + 23$		$29.3 \times \tanh(0.0038 \times \text{FB_BW} - 0.137) + 13.4$
TEC_{SW} (kWh)		14.4		適用なし
TEC_{ST} (kWh)	3.5" HDD	16.5		適用なし
	2.5" HDD	2.1		2.6

	ハイブリッド HDD/SSD	0.8		
	SSD (M.2 接続を 含む)	0.4		
TEC _{DIS} (kWh)	A<190	適用 なし	$[(3.43 \times r) + 0.148 \times A + 1.30] \times (1 + EP)$	$8.76 \times 0.30 \times (1 + EP) \times (0.43 \times r + 0.0263 \times A)$
	190≦A<210		$[(3.43 \times r) + 0.018 \times A + 26.1] \times (1 + EP)$	
	210≦A<315		$[(3.43 \times r) + 0.078 \times A + 13.2] \times (1 + EP)$	
	A≧315		$[(3.43 \times r) + 0.156 \times A - 11.3] \times (1 + EP)$	
TEC _{MEWS} (kWh)		適用なし		4.0
TEC _{1G10G} (kWh)		4.0		適用なし
TEC _{10G} (kWh)		18.0		適用なし

備考) 1 TEC_{MEM} は、システム搭載メモリの GB 毎に適用するものとする。

2 TEC_{GR} は、システムに搭載した独立型グラフィックスに適用するものとする。切替可能なグラフィックスには適用しない。

3 FB_BW は、ギガバイト毎秒 (GB/s) によるディスプレイフレームバッファ幅であり、算定方法は、次式による。

$$FB_BW = \text{データレート (MHz)} \times \text{フレームバッファ幅} / (8 \times 1000)$$

4 切替可能グラフィックス (TEC_{SW}) には、独立型グラフィックス許容値 (TEC_{GR}) を適用することはできないものとする。ただし、切替可能グラフィックスを提供し、初期設定で自動切替の場合、デスクトップコンピュータ及び一体型デスクトップコンピュータについては、許容値 14.4 を適用することができる。

5 TEC_{ST} は、製品に追加内部記憶装置 (ストレージ) が存在する場合に 1 回のみ適用することができる。

6 TEC_{DIS} における EP は、性能強化ディスプレイに関する許容値であり、次のとおり。

EP=0 : 性能強化ディスプレイなし

EP=0.3 : 性能強化ディスプレイであり、画面の対角線が 27 インチ未満

EP=0.75 : 性能強化ディスプレイであり、画面の対角線が 27 インチ以上

r はスクリーン解像度 (メガピクセル)

A は可視スクリーン面積 (平方インチ)。出荷時及び測定時に複数のディスプレイがある場合はディスプレイごとに許容値を適用する

7 TEC_{MBWS} は、モバイルワークステーションの定義を満たす場合に 1 回のみ適用することができる。

8 TEC_{1G10G} は、スループット 1GB/秒以上 10GB/秒未満のイーサネットポートをシステムに有する場合に 1 回のみ適用することができる。

9 TEC_{10G} は、10GB/秒イーサネットポートをシステムに有する場合に 1 回のみ適用することができる。

(2) 目標の立て方

当該年度の電子計算機の調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

6-2 磁気ディスク装置

(1) 品目及び判断の基準等

磁気ディスク装置	【判断の基準】 ○エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率を上回らないこと。 【配慮事項】 ①特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。 ②使用済製品の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 ③分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ④一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ⑤製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑥製品の梱包又は包装にプラスチックを使用している場合は、再生プラスチック又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが可能な限り使用されていること。
----------	--

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「磁気ディスク装置」に含まれないものとする。

- ①記憶容量が1ギガバイト以下のもの
- ②電子計算機に接続した通信ケーブルを通じた電力供給のみを受けて動作するもの
- 2 特定の化学物質とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。
- 3 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Aの表A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記JISの附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについてはJIS C 0950に準ずるものとする。
- 4 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
- 5 「バイオマスプラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチックをいい、バイオマスプラスチックには、原料から製品への加工・流通工程において、バイオマス由来原料が化石由来原料と混合される場合に、バイオマス由来原料の投入量に応じて、製品の一部に対してバイオマス特性を割り当てるマスバランス方式によるものを含む。なお、マスバランス方式を活用する場合は、独立した認証機関が定めた基準に基づき、第三者機関がサプライチェーンのトレーサビリティについて評価・認証する仕組みに基づくこと。
- 6 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

表 磁気ディスク装置に係る基準エネルギー消費効率又は算定式

区 分			基 準 エ ネ ル ギ ー 消費効率又は算定式
磁気ディスク装置 1 台当たりのディスク ドライブ搭載可能数	ディスクドライブの外形寸法	ディスク 枚数	
1 台		1 枚	$E = \exp(2.98 \times \ln(N) - 30.8)$
		2 枚又は 3 枚	$E = \exp(2.98 \times \ln(N) - 31.2)$
		4 枚以上	$E = \exp(2.11 \times \ln(N) - 23.5)$
2 台以上 11 台以下	—	—	$E = \exp(1.56 \times \ln(N) - 17.7)$
12 台以上	3.5 型（幅 75mm 超）を含む構成	—	0.00213
	2.5 型（幅 75mm 以下）のみの構成	—	$E = \exp(0.952 \times \ln(N) - 14.2) / 0.5$

備考) 1 E 及び N は次の数値を表すものとする。

E : 基準エネルギー消費効率

N : ディスクドライブの定常回転数（単位：回毎分）

2 $\ln$ は底を e とする対数を表す。

3 回転数の異なるディスクドライブが混載される場合にあつては、回転数（N）は、各ディスクドライブの回転数を搭載台数で加重平均した値とする。

4 幅はディスクドライブ外形の 3 つの辺のうち、長さが中間であるものとする。

5 エネルギー消費効率の算定法については、「磁気ディスク装置のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」（平成 22 年経済産業省告示第 75 号）の「3 エネルギー消費効率の測定方法」による。

(2) 目標の立て方

当該年度の磁気ディスク装置の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

6-3 ディスプレイ

(1) 品目及び判断の基準等

ディスプレイ	【判断の基準】 ①コンピュータモニタにあつては、備考3の算定式により算定した年間消費電力量が備考4アの算定式により算定した最大年間消費電力量以下であること。 ②サイネージディスプレイにあつては、次の要件を満たすこと。 ア. 備考6アの算定式に示したオンモード消費電力の要件を満たすこと。 イ. スリープモード消費電力が備考7の算定式により算定したスリープモード消費電力基準以下であること。 ③オフモード消費電力が0.5W以下であること。 ④動作が再開されたとき、自動的に使用可能な状態に戻ること。 ⑤特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。 【配慮事項】 ①使用済製品の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 ②資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑤包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
--------	---

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「ディスプレイ」は、ディスプレイスクリーン及び関連電子装置を有する製品であつて、主な機能として、一つ以上の入力を経たコンピュータ、ワークステーション又はサーバ、外部ストレージ、若しくはネットワーク接続からの視覚情報を表示するもの（コンピュータモニタ及びサイネージディスプレイ）とする。

コンピュータモニタは、卓上での使用を基本とし、かつ、一人の人が見ることを想定したものである。また、サイネージディスプレイ（タイルドディスプレイシステム構成されたものを含む。）は、通常、卓上の使用を基本とせず、かつ、複数の人が見ることを想定したものであつて、次の①から⑤の要件のうち、3つ以上を満たすものとする。

- ①対角線画面サイズが30インチを超えるもの
- ②最大公表輝度が1平方メートル当たり400カンデラ（400cd/m²）を超えるもの
- ③画素密度が1平方インチ当たり7,000ピクセル（7,000ピクセル/in²）以下であるもの
- ④搭載スタンドなしで出荷されるものであつて、デスクトップ上のディスプレイを支えるよう設計される又は壁に垂直に取り付けるように構成されているもの
- ⑤RJ45又はRS232ポートを有するもの

2 判断の基準②、判断の基準③及び備考3から備考7までにおいて使用する動作モードは、以下のとおり。ただし、オフモードを備えていない製品の場合は、判断の基準③は適用しない。

- ①「オンモード」とは、ディスプレイが稼働し、主な機能を提供しているモードをいう。
- ②「スリープモード」とは、ディスプレイが一つ以上の主要ではない保護機能又は継続機能を提供する低電力モードをいう。なお、スリープモードは、以下の機能を有している。
- ・遠隔スイッチ、タッチ機能、内部センサー又はタイマーを経由してオンモードにする。
 - ・時計を含む情報を提供する又は状態を表示する。
 - ・センサー機能を維持する。
 - ・ネットワークの存在を維持することができる。
- ③「オフモード」とは、ディスプレイが電力源に接続され、視覚情報を提供せず、かつ遠隔装置、内部信号又は外部信号により他のいかなるモードへも切り替えができないモードをいう。なお、ディスプレイは、使用者による統合型電源スイッチ又は制御装置の直接的な操作によってのみ、本モードを抜け出ることができる。また、一部の製品については、オフモードを持たないこともある。

3 コンピュータモニタに係る年間消費電力量の算定方法は、次式による。

$$E_{TEC} = 8.76 \times (0.35 \times P_{ON} + 0.65 \times P_{SLEEP})$$

E_{TEC} : 年間消費電力量 (単位 : kWh)
 P_{ON} : オンモード消費電力 (単位 : W)
 P_{SLEEP} : スリープモード消費電力 (単位 : W)

4 コンピュータモニタに係る最大年間消費電力量、自動明るさ調節許容値及びタッチ機能許容値の算定方法は、次式による。

ア. 最大年間消費電力量

$$\text{最大年間消費電力量 (kWh)} = (E_{TEC_MAX} + E_{EP} + E_{ABC} + E_N + E_T + E_C + E_{HDR} + E_{USB}) \times \text{eff}_{AC_DC}$$

E_{TEC_MAX} : 表 1 により算定された最大消費電力量基準 (単位 : kWh)

E_{EP} : 下記イにより算定された性能強化ディスプレイに適用される許容値 (単位 : kWh)

E_{ABC} : 下記ウにより算定された自動明るさ調節に適用される許容値 (単位 : kWh)

E_N : 完全なネットワーク接続性に適用される許容値 $E_N = 2.9$ (kWh)

E_T : 下記エにより算定されたタッチ機能に適用される許容値 (単位 : kWh)

E_C : 下記オにより算定された曲面ディスプレイに適用される許容値 (単位 : kWh)

E_{HDR} : 表 2 により算定された HDR ディスプレイに適用される許容値 (単位 : kWh)

E_{USB} : USB Type-C を有するディスプレイに適用される許容値 $E_{USB} = 2.75$ (kWh)

eff_{AC_DC} : ディスプレイの給電で発生する交流・直流変換損失の標準補正係数であり、交流給電ディスプレイは 1.0、標準直流ディスプレイは 0.85

イ. 性能強化ディスプレイ許容値

次の全ての要件を満たすコンピュータモニタについては、次式により算定された性能強化ディスプレイの消費電力量の許容値を最大年間消費電力量に用いることができる。

- ・画面カバーガラスの有無にかかわらず、平面画面においては少なくとも 85° から直角の水平視野角度において、曲面画面においては少なくとも 83° から直角の水平視野角度において、最低 60 対 1 のコントラスト比であること
- ・基本解像度は 2.3 メガピクセル以上であること
- ・色域は CIE LUV の 32.9% 以上であること

$$E_{EP} = ((1.70 \times ((G/100\%) - 0.52)) \times E_{TEC_MAX})$$

G : 色域であり CIE LUV を百分率で表したもの

E_{TEC_MAX} : 最大消費電力量基準 (単位 : kWh)

ウ. 自動明るさ調節許容値

自動明るさ調節が初期設定で可能なコンピュータモニタの場合、オンモード電力低減率 R_{ABC} を算定し、 R_{ABC} が 20% 以上の場合に、自動明るさ調節許容値 E_{ABC} を適用する。オンモード電力低減率 R_{ABC} 及び自動明るさ調節許容値 E_{ABC} の算定方法は、次式による。

$$R_{ABC} = 100 \times ((P_{300} - P_{12}) / P_{300})$$

P_{300} : 300lx の周囲光水準で試験したときのオンモード消費電力 (単位 : W)

P_{12} : 12lx の周囲光水準で試験したときのオンモード消費電力 (単位 : W)

$$E_{ABC} \text{ (kWh)} = 0.05 \times E_{TEC_MAX}$$

E_{TEC_MAX} : 最大消費電力量基準 (単位 : kWh)

エ. タッチ機能許容値

$$E_T \text{ (kWh)} = 0.17 \times E_{TEC_MAX}$$

E_{TEC_MAX} : 最大消費電力量基準 (単位 : kWh)

オ. 曲面ディスプレイ許容値

$$E_C \text{ (kWh)} = 0.15 \times E_{TEC_MAX}$$

E_{TEC_MAX} : 最大消費電力量基準 (単位 : kWh)

5 サイネージディスプレイに係る最大オンモード消費電力の算定方法は、次式による。

$$P_{ON_MAX} = (4.0 \times 10^{-5} \times L \times A) + 120 \times \tanh(0.0005 \times (A - 140.0) + 0.03) + 20$$

P_{ON_MAX} : 最大オンモード消費電力 (単位 : W)

A : 可視画面面積 (単位 : 平方インチ)

L : 最大測定輝度 (単位 : cd/m²)

6 サイネージディスプレイに係るオンモード消費電力の要件及び自動明るさ調節許容値の算定方法は、次式による。

ア. オンモード消費電力の要件

$$\text{オンモード消費電力 (W)} \leq P_{ON_MAX} + P_{ABC} + P_{Module}$$

P_{ON_MAX} : 最大オンモード消費電力 (単位 : W)

P_{ABC} : 下記イにより算定された自動明るさ調節に適用される許容値 (単位 : W)

P_{Module} : 組み込み又はプラグインモジュールを有するディスプレイに適用される許容値

$$P_{Module} = 2.5 \text{ (W)}$$

イ. 自動明るさ調節許容値

自動明るさ調節が初期設定で可能なサイネージディスプレイの場合、備考 4 ウによりオンモード電力低減率 R_{ABC} を算定し、 R_{ABC} が 20% 以上の場合に、自動明るさ調節許容値 P_{ABC} を適用する。自動明るさ調節許容値 P_{ABC} の算定方法は、次式による。

$$P_{ABC} \text{ (W)} = 0.05 \times P_{ON_MAX}$$

P_{ON_MAX} : 最大オンモード消費電力 (単位 : W)

7 サイネージディスプレイに係るスリープモード消費電力基準の算定方法は、次式による。 なお、最大スリープモード消費電力及び各許容値は、下表による。

$$\text{スリープモード消費電力基準} = P_{SLEEP_MAX} + P_N + P_{OS} + P_T$$

P_{SLEEP_MAX} : 最大スリープモード消費電力 (単位 : W)

P_N : 完全なネットワーク接続性に適用される許容値 (単位 : W)

P_{OS} : 占有センサーに適用される許容値 (単位 : W)

P_T : タッチ機能に適用される許容値 (単位 : W)

表 画面サイズによるスリープモード消費電力基準及び各許容消費電力

画面サイズ (インチ)	P_{SLEEP_MAX} (W)	P_N (W)	P_{OS} (W)	P_T (W)
画面サイズ ≤ 30	0.5	3.0	0.3	0.0
画面サイズ > 30				1.5

- 8 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。
- 9 判断の基準⑤については、パーソナルコンピュータ表示装置に適用することとし、特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Aの表A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては JIS C 0950 に準ずるものとする。
- 10 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
- 11 調達を行う各機関は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。
- 12 消費電力等の測定方法については、「国際エネルギースタープログラム制度運用細則（令和3年4月施行） 別表第2-2（令和3年4月発効）」による。

表1 コンピュータモニタに係る最大消費電力量基準

可視画面面積（平方インチ）	最大消費電力量基準（kWh）
$A < 190$	$(4.00 \times r) + (0.172 \times A) + 1.50$
$190 \leq A < 210$	$(4.00 \times r) + (0.020 \times A) + 30.40$
$210 \leq A < 315$	$(4.00 \times r) + (0.091 \times A) + 15.40$
$A \geq 315$	$(4.00 \times r) + (0.182 \times A) - 13.20$

備考）rは画面解像度（メガピクセル）を、Aは可視画面面積（平方インチ）をそれぞれ表す。

表2 コンピュータモニタに係るHDRディスプレイの消費電力量の許容値

VESA Display HDR 適合	許容値（kWh）
HDR600	$0.05 \times E_{TEC_MAX}$
HDR1000	$0.10 \times E_{TEC_MAX}$

備考）1 HDR ディスプレイの消費電力量の許容値は Display HDR600 又は 1000 を満たすモデルに適用される。

2 E_{TEC_MAX} は最大消費電力量基準（kWh）を表す。

(2) 目標の立て方

当該年度のディスプレイの調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

6-4 記録用メディア

(1) 品目及び判断の基準等

記録用メディア	【判断の基準】 ○次のいずれかの要件を満たすこと〔判断の基準はケースに適用〕。 ①再生プラスチックがプラスチック重量の 40%以上使用されていること。 ②厚さ 5mm 程度以下のスリムタイプケースであること、又は集合タイプ（スピンドルタイプなど）であること。 ③バイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。 ④紙製にあつては、古紙パルプ配合率 70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 【配慮事項】 ①材料に紙が含まれる場合でバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ②製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
---------	---

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「記録用メディア」は、直径 12cm の CD-R、CD-RW、DVD±R、DVD±RW、DVD-RAM、BD-R、BD-RE とする。

- 2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
- 3 「バイオマスプラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチックをいい、バイオマスプラスチックには、原料から製品への加工・流通工程において、バイオマス由来原料が化石由来原料と混合される場合に、バイオマス由来原料の投入量に応じて、製品の一部に対してバイオマス特性を割り当てるマスバランス方式によるものを含む。なお、マスバランス方式を活用する場合は、独立した認証機関が定めた基準に基づき、第三者機関がサプライチェーンのトレーサビリティについて評価・認証する仕組みに基づくこと。
- 4 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。
- 5 木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成 18 年 2 月）」に準拠して行うものとする。なお、都道府県等による森林、木材等の認証制度も合法性の確認に活用できることとする。

(2) 目標の立て方

当該年度の記録用メディアの調達総量（個数）に占める基準を満たす物品の数量（個数）の割合とする。

7. オフィス機器等

7-1 シュレッダー

(1) 品目及び判断の基準等

シュレッダー	【判断の基準】 ○次のいずれかの要件を満たすこと。 ①次の要件を満たすこと。 ア. 待機時消費電力が1.5W以下であること。 イ. 低電力モード又はオフモードを備える機器については、これらのモードへの移行時間が出荷時に10分以下に設定されていること。 ウ. 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。 ②エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。 【配慮事項】 ①製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ②使用済製品の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 ③分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ④一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ⑤裁断された紙の減容及び再生利用の容易さに配慮されていること。 ⑥製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑦包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
--------	---

備考) 1 次のいずれかに該当するものについては、本項の判断の基準の対象とする「シュレッダー」に含まれないものとする。

①裁断モーターの出力が 500W 以上のもの

②裁断を行っていないときに、自動的に裁断モーターが停止しないもの

2 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。

3 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Aの表A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記JISの附属書Bに準ずるものとする。

4 判断の基準②の「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク商品類型のうち、商品類型 No. 161「シュレッダー Version1」に係る認定基準をいう。

5 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。

- 6 配慮事項①の定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO 14067）、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040 及び ISO 14044）又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント ガイドライン」等に整合して算定したものとする。
- 7 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
- 8 「待機時消費電力」とは、電源を入れた状態で、裁断を行っていないときに消費される電力をいう。ただし、低電力モード又はオフモードを備える機器については、これらのモードにおける消費電力をいう。
- 9 「低電力モード」とは、一定時間操作が行われなかった後に自動的に切り替えられ実現される低電力状態をいう。
- 10 「オフモード」とは、一定時間が経過した後に自動オフ機能によって電源を切った状態をいう。

(2) 目標の立て方

当該年度のシュレッダーの調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

7-2 デジタル印刷機

(1) 品目及び判断の基準等

デジタル印刷機	【判断の基準】 ①エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準の数値を上回らないこと。 ②特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。 ③使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は、特定調達物品等を使用することが可能であること。 【配慮事項】 ①インク容器の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ②使用される電池には、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物が含まれないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合は、この限りでない。 ③分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ④一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ⑤低電力モード（一定時間操作が行われなかった後に自動的に切り替えられる低電力状態をいう。以下同じ。）及びオートシャットオフモード（一定時間操作が行われなかった後に自動オフ機能によって電源を切った状態をいう。以下同じ。）への移行時間は出荷時に5分以下に設定されていること。ただし、出荷後、変更することができない構造の機械については既定値とする。 ⑥製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑦包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
---------	--

- 備考) 1 「デジタル印刷機」とは、デジタル製版機能を有した孔版方式の全自動印刷機をいう。
- 2 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。
- 3 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Aの表A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記JISの附属書Bに準ずるものとする。
- 4 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

表 デジタル印刷機のエネルギー消費効率の基準

		デジタル印刷機エネルギー消費効率 (W)			
		A3 対応機		B4 対応機, A4 対応機	
		プリンタ機能 作動時	プリンタ機能 非作動時	プリンタ機能 作動時	プリンタ機能 非作動時
プリンタ機能標準装備型		35.5	28	22	20
上記以外	プリンタ機能あり	35.5		22	
	プリンタ機能なし		24		19

備考) 1 「プリンタ機能標準装備型」とは、パソコンの出力プリンタとして動作する機能が標準装備として付加され、製品として切り離すことのできないものをいう。

2 「上記以外」とは、拡張機能としてパソコンの出力プリンタとして動作する機能を付加できるもの及びパソコンの出力プリンタとして動作することができないものをいう。

3 「A3 対応機」、「B4 対応機」、「A4 対応機」とは、次による。

A3 対応機：最大印刷領域の各辺がそれぞれ 287mm、409mm 以上のもの

B4 対応機：最大印刷領域の各辺がそれぞれ 250mm、353mm 以上のもの

A4 対応機：最大印刷領域の各辺がそれぞれ 204mm、288mm 以上のもの

4 エネルギー消費効率の算定方法については次式による。

$$E = (A + 7 \times B) \div 8$$

A：機械立ち上げ時の 1 時間における消費電力量 (Wh)

- ・ 電源の投入後、印刷速度はデフォルトで、テストチャートを使用して 1 版目を製版し、①の条件で印刷を行う。印刷終了後直ちに同じ条件で 2 版目の製版を開始し、①の条件で印刷を行う。その後その状態で放置するものとする。
- ・ 電源投入後速度変更はしない。

B：通常時の 1 時間における消費電力量 (Wh)

- ・ A の測定終了後 1 版目を製版し、①の条件で印刷を行う。印刷終了後直ちに同じ条件で 2 版目の製版を開始し、①の条件で印刷を行う。その後その状態で放置するものとする。

A、B の測定条件

- ① 1 版当たりの印刷枚数 200 枚／版
- ② 1 時間の製版枚数 2 版／時
- ③ 1 時間の印刷枚数 400 枚／時
- ④ 印刷速度 工場出荷時に設定された電源投入時の速度
- ⑤ テストチャート A4、画像面積比率 4～7%
- ⑥ 標準印刷用紙 64g/m²の上質紙
- ⑦ 測定時の環境条件 温度：21±3℃／湿度：65±10%
測定前に 12 時間以上放置
- ⑧ プリンタ機能非作動時の測定の場合、放置時におけるオートシャットオフモード又は低電力モードへの移行を認める。
- ⑨ 低電力モード及びオートシャットオフモードへの移行時間は 5 分にセットする。ただし、出荷後、変更することができない構造の機械については既定値を用いる。

- ⑩ プリンタ機能作動時の測定の場合、オートシャットオフモード機能を作動させてはならない、また、放置時における低電力モードへの移行を認める。

(2) 目標の立て方

当該年度のデジタル印刷機の調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

7-3 掛時計

(1) 品目及び判断の基準等

掛時計	【判断の基準】 ○次のいずれかの要件を満たすこと。 ①太陽電池及び小形充電式電池（二次電池）を有し、一次電池を使用せず作動するものであること。 ②太陽電池及び一次電池が使用される場合には、通常の使用状態で一次電池が5年以上使用できるものであること。 ③一次電池のみで使用される場合には、電池が5年以上使用できるものであること。 【配慮事項】 ①使用される一次電池の個数が、可能な限り少ないこと。 ②プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
-----	---

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「掛時計」は、通常の執務室・会議室等において使用する壁掛型の時計とし、講堂等において使用する大型のもの等は除く。
- 2 「通常の使用状態」とは、室内の開放された壁、柱等に掛けられて使用されている状態をいう。
- 3 判断の基準③における一次電池の電池寿命の求め方は JIS B 7026 による。
- 4 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

(2) 目標の立て方

当該年度の掛時計の調達総量（個数）に占める基準を満たす物品の数量（個数）の割合とする。

7-4 電子式卓上計算機

(1) 品目及び判断の基準等

電子式卓上計算機	【判断の基準】 ①使用電力の50%以上が太陽電池から供給されること。 ②再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。 ③特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。 【配慮事項】 ○製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
----------	---

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「電子式卓上計算機」は、通常の行政事務の用に供するものとする。

2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

3 「バイオマスプラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチックをいい、バイオマスプラスチックには、原料から製品への加工・流通工程において、バイオマス由来原料が化石由来原料と混合される場合に、バイオマス由来原料の投入量に応じて、製品の一部に対してバイオマス特性を割り当てるマスバランス方式によるものを含む。なお、マスバランス方式を活用する場合は、独立した認証機関が定めた基準に基づき、第三者機関がサプライチェーンのトレーサビリティについて評価・認証する仕組みに基づくこと。

4 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

5 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。

6 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Aの表A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記JISの附属書Bに準ずるものとする。

(2) 目標の立て方

当該年度の電子式卓上計算機の調達総量（個数）に占める基準を満たす物品の数量（個数）の割合とする。

7-5 電池

(1) 品目及び判断の基準等

一次電池又は小形充電式電池	【判断の基準】 ○次のいずれかの要件を満たすこと。 ①一次電池にあつては、表に示された負荷抵抗の区分ごとの最小平均持続時間を下回らないこと。 ②小形充電式電池（二次電池）であること。 【配慮事項】 ①使用済みの小形充電式電池の回収システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 ②製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
---------------	---

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「一次電池又は小形充電式電池」は、我が国における形状の通称「単1形」「単2形」「単3形」又は「単4形」とする。
- 2 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。
- 3 配慮事項②の定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO 14067）、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040 及び ISO 14044）又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント ガイドライン」等に整合して算定したものとする。
- 4 「最小平均持続時間」は JIS C 8515 に規定する放電試験条件に準拠して測定するものとする。JIS C 8515 で規定されるアルカリ乾電池に適合する一次電池は、本基準を満たす。

表 一次電池に係る最小平均持続時間

通称	主な用途など	放電試験条件			最小平均持続時間
		放電負荷	1日当たりの放電時間	終止電圧	初度
単 1 形	携帯電灯	2.2Ω	注1	0.9V	750分
	モータ使用機器・玩具	2.2Ω	1時間	0.8V	16時間
	ポータブルステレオ	600mA	2時間	0.9V	11時間
単 2 形	モータ使用機器・玩具	3.9Ω	1時間	0.8V	14時間
	携帯電灯	3.9Ω	注1	0.9V	790分
	ポータブルステレオ	400mA	2時間	0.9V	8時間
単 3 形	高負荷機器	1,500mW 650mW	注2	1.05V	40回
	携帯電灯 (LED)	3.9Ω	注3	0.9V	230分
	モータ使用機器・玩具	3.9Ω	1時間	0.8V	5時間
	玩具 (モーターなし)	250mA	1時間	0.9V	5時間
	CDプレーヤ・電子ゲーム	100mA	1時間	0.9V	15時間
	ラジオ・時計・リモコン	50mA	注4	1.0V	30時間
単 4 形	携帯電灯	5.1Ω	注3	0.9V	130分
	モータ使用機器・玩具	5.1Ω	1時間	0.8V	120分
	デジタルオーディオ	50mA	注5	0.9V	12時間
	リモコン	24Ω	注6	1.0V	14.5時間

備考) 初度の最小平均持続時間に対する12か月貯蔵後の最小平均持続時間の比率は90%以上であること。

注1: 4分放電・11分放電休止の周期を8時間連続して繰り返す。

注2: 5分放電 (1,500mWの2秒放電・650mWの28秒放電の交互放電)・55分放電休止の周期を24時間連続して繰り返す。

注3: 4分放電・56分放電休止の周期を8時間連続して繰り返す。

注4: 1時間放電・7時間放電休止の周期を24時間連続して繰り返す。

注5: 1時間放電・11時間放電休止の周期を24時間連続して繰り返す。

注6: 15秒放電・45秒放電休止の周期を8時間連続して繰り返す。

(2) 目標の立て方

当該年度の電池 (単1形から単4形) の調達総量 (個数) に占める基準を満たす物品の数量 (個数) の割合とする。

8. 移動電話等

(1) 品目及び判断の基準等

携帯電話 PHS スマートフォン	【判断の基準】 ○次の①から⑩の要件を満たすこと、又は⑪の要件を満たすこと。 ①携帯電話又はPHSにあっては、ア又はイのいずれかの要件を満たすこと。 ア. 搭載機器・機能の簡素化がなされていること。 イ. 機器本体を交換せずに、端末に搭載するアプリケーションのバージョンアップが可能となる取組がなされていること。 ②スマートフォンにあっては、製品出荷時に搭載されたオペレーティングシステムの更新（セキュリティ、修正、機能）が可能であること。 ③分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていることなど、表に掲げる評価基準に示された環境配慮設計がなされていること。環境配慮設計の実施状況については、その内容がウェブサイトを始め環境報告書等により公表され、容易に確認できること。 ④使用済製品の回収及びマテリアルリサイクルのシステムがあること。回収及びマテリアルリサイクルのシステムについては、取組効果の数値が製造事業者、通信事業者又は販売事業者等のウェブサイトを始め環境報告書等により公表され、容易に確認できること。 ⑤回収した製品の部品の再使用又は再生利用できない部分については、製造事業者、通信事業者又は販売事業者において適正処理されるシステムがあること。 ⑥バッテリーの初期容量の残容量80%を満たす充電サイクル数が、携帯電話にあっては500サイクル以上、スマートフォンにあっては800サイクル以上であること。 ⑦バッテリーの長寿命化機能を搭載していること。 ⑧バッテリー等の消耗品について、製造事業者、通信事業者又は販売事業者において修理するシステム、及び更新するための部品を保管するシステムがあること（製品製造終了後6年以上保有）。 ⑨特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。 ⑩製品にプラスチックが使用される場合には、プラスチック重量に占める再生プラスチックの配合率及びバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものの配合率の情報が開示されていること。また、当該情報がウェブサイト等で容易に確認できること。 ⑪エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。 【配慮事項】 ①製品の省電力化や充電器の待機時消費電力の低電力化等による省エネルギー化がなされていること。 ②筐体又は部品に希少金属類が使用されている場合、希少金属類を可
---------------------------------------	---

	可能な限り減量または代替する取組がなされていること。 ③機器本体や消耗品以外の部品についても、修理するシステム、及び更新するための部品を保管するシステムがあること。 ④筐体部分におけるハロゲン系難燃剤の使用が可能な限り削減されていること。 ⑤筐体又は部品（充電器を含む。）にプラスチックが使用される場合には、再生プラスチック又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが可能な限り使用されていること。 ⑥製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ⑦製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑧包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ⑨製品の包装又は梱包にプラスチックを使用している場合は、再生プラスチック又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが可能な限り使用されていること。
--	--

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「携帯電話」とは、携帯用に搭載される移動局電話装置で携帯電話無線基地局に接続されるものであって、通常の行政事務の用に供するものをいう。

2 本項の判断の基準の対象とする「PHS」とは、携帯用に搭載される移動局電話装置で公衆用 PHS 基地局に接続されずに内線等として、通常の行政事務の用に供するものをいう。

3 本項の判断の基準の対象とする「スマートフォン」とは、携帯電話又は PHS に携帯情報端末を融合させたもので、音声通話機能・ウェブ閲覧機能を有し、利用者が自由にアプリケーションソフトを追加して機能拡張等が可能な端末をいう。

4 「搭載機器・機能の簡素化」とは、可能な限り通話及びメール機能等に限定することとする。

5 判断の基準③については、表の評価項目ごとに評価基準に示された環境配慮設計がなされていることを指す。

6 判断の基準④の「回収及びマテリアルリサイクルのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。

回収のシステムについては、次の要件ア、イ及びウを満たすこと。

ア. 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品等を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（販売店における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。

イ. 回収が適切に行われるよう、製品本体に製品名及び事業者名（ブランド名なども可）が廃棄時に見やすく記載されていること。

ウ. 製品の包装、同梱される印刷物、製品本体の取扱説明書又はウェブサイトのいずれかでユーザに対し使用済製品等の回収に関する具体的な情報（回収方法、回収窓口等）の提供がなされていること。

マテリアルリサイクルのシステムについては、次の要件エ及びオを満たすこと。

エ. 金属やプラスチック等を材料としてリサイクルするための取組がなされていること。

- オ. 部品の素材情報については、廃棄時に分別が容易なよう可能な限り記載されていること。
- 7 判断の基準⑦の「バッテリーの長寿命化機能」とは、満充電しないことでバッテリー負荷を低減し、充電サイクル数を増やすなどのバッテリーの管理機能をいい、例えばバッテリーが全容量の 80%まで充電されると自動的に充電を終了することをオプションでユーザーが選択できる機能などを指す。
- 8 判断の基準⑧の「製品製造終了後 6 年以上保有」については、スマートフォンにあっては、当該基準を満たす製品が市場に十分供給されるまでの期間は、「製品製造終了後 3 年以上保有」とする。なお、当該期間については、市場動向を勘案しつつ、検討を実施することとする。また、通信システムの切替等にともない、当該機器が継続的に使用できない場合には適用しないものとする。
- 9 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエテルをいう。
- 10 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書 A の表 A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の附属書 B に準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては JIS C 0950 に準ずるものとする。
- 11 「希少金属類」とは、昭和 59 年 8 月の通商産業省鉱業審議会レアメタル総合対策特別小委員会において特定された 31 鉱種（希土類は 17 元素を 1 鉱種として考慮）の金属をいう。
- 12 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
- 13 「バイオマスプラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチックをいい、バイオマスプラスチックには、原料から製品への加工・流通工程において、バイオマス由来原料が化石由来原料と混合される場合に、バイオマス由来原料の投入量に応じて、製品の一部に対してバイオマス特性を割り当てるマスバランス方式によるものを含む。なお、マスバランス方式を活用する場合は、独立した認証機関が定めた基準に基づき、第三者機関がサプライチェーンのトレーサビリティについて評価・認証する仕組みに基づくこと。
- 14 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。
- 15 「バイオマスプラスチック」の重量は、当該プラスチック重量にバイオベース合成ポリマー含有率（プラスチック重量に占めるバイオマスプラスチックに含まれるバイオマス由来原料分の重量の割合）を乗じたものとする。マスバランス方式によりバイオマス由来特性が割り当てられたプラスチックを原料とする場合にあっては、当該割当率をもってバイオベース合成ポリマー含有率に代えて適用するものとする。
- 16 判断の基準⑪の「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、商品類型 No. 166「スマートフォン・携帯電話 Version1」に係る認定基準をいう（PHS は除く）。
- 17 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらし程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。
- 18 配慮事項⑥の定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO 14067）、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040 及び ISO 14044）又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント ガイドライン」等に整合して算定したものとする。

19 調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。

- ア. 調達に当たって、使用目的・業務内容を十分勘案し、必要な機器・機能を要件とすること。
- イ. マニュアルや充電器等の付属品については必要最小限とするような契約の方法を検討すること。
- ウ. 物品の調達時に取扱説明書等に記載されている配慮事項を確認し、配慮すること。
- エ. 移動電話等端末の更新等により端末を処分するに当たっては、回収システムを利用した適切な処理を行うこと。
- オ. 環境負荷低減に寄与するスマートフォン用の携帯型充電器に係るシェアリングサービスの活用可能性について検討すること。

表 移動電話等に係る環境配慮設計項目

目 的	評 価 項 目	評 価 基 準
リデュース配慮設計	製品等の省資源化（小型化、軽量化）	製品の容積や質量を、削減抑制していること。
	製品の省電力化	製品の消費電力を抑制していること。また、低消費電力技術等の開発に取り組んでいること。
	製品の長寿命化	製品の信頼性、耐久性が維持又は向上していること。
リユース配慮設計	共有化設計	充電器等について、リユースが容易な設計になっていること。
	分離・分解しやすい設計	リユースのための分離・分解が容易であること。
リサイクル配慮設計	リサイクル時の環境負荷低減	希少な材料を含む部品や鉄、銅、アルミニウム等汎用金属類の種類が把握できていること。
		複合材料の使用やリサイクルを阻害する加工等を削減していること。
	分離・分解が容易な構造	再資源化原料として利用が可能な材料、部品にするための分離・分解が容易であること。
		異種材料の分離が容易な構造であること。
		リサイクルのための分離・分解が容易であること。
	分別の容易性	リサイクルのための材料、部品等の材料判別が容易であること。
		製品の筐体に使用するプラスチックの種類、グレードが可能な限り統一されていること。

(2) 目標の立て方

当該年度の携帯電話、PHS及びスマートフォンの調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

9. 家電製品

9-1 電気冷蔵庫等

(1) 品目及び判断の基準等

電気冷蔵庫	【判断の基準】 ①電気冷蔵庫及び電気冷凍冷蔵庫にあっては、エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの算定式を用いて算出した以下の数値を上回らないこと。 ア. 基準値 1 は、基準エネルギー消費効率に100/105を乗じて小数点以下を切り捨てた数値。 イ. 基準値 2 は、基準エネルギー消費効率の数値。 ②電気冷凍庫にあっては、エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの算定式を用いて算出した以下の数値を上回らないこと。 ア. 基準値 1 は、基準エネルギー消費効率に100/110を乗じて小数点以下を切り捨てた数値。 イ. 基準値 2 は、基準エネルギー消費効率の数値。 ③冷媒及び断熱材発泡剤にフロン類が使用されていないこと。 ④特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。 【配慮事項】 ①資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ②プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ③使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。 ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑤包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
電気冷凍庫	
電気冷凍冷蔵庫	

備考) 1 次の①から④のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「電気冷蔵庫」及び「電気冷凍冷蔵庫」に含まれないものとする。

- ①業務の用に供するために製造されたもの
- ②熱電素子を使用するもの
- ③吸収式のもの
- ④ワイン貯蔵が主な用途であるもの

また、上記①から③のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「電気冷凍庫」に含まれないものとする。

2 「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号）第 2 条第 1 項に定める物質をいう。

3 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。

4 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950（電気・電子機器の特定の化学物質の含

有表示方法)の附属書Aの表A.1(特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値)に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記JISの附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについてはJIS C 0950に準ずるものとする。ただし、判断の基準④については、電気冷凍庫には適用しない。

- 5 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)
- 6 調達を行う各機関は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。

表 電気冷蔵庫、電気冷凍冷蔵庫及び電気冷凍庫に係る基準エネルギー消費効率算定式

種 別	区 分		基準エネルギー消費効率 の算定式
	冷却方式	定格内容積	
電気冷蔵庫及び 電気冷凍冷蔵庫	冷気自然対流方式のもの	—	$E_1 = 0.735 \times V_1 + 122$
	冷気強制循環方式のもの	375 リットル以下	$E_1 = 0.199 \times V_1 + 265$
		375 リットル超	$E_1 = 0.281 \times V_1 + 112$
電気冷凍庫	冷気自然対流方式のもの	—	$E_2 = 0.589 \times V_2 + 74$
	冷気強制循環方式のもの	—	$E_2 = 1.328 \times V_2 + 80$

備考) 1 E_1 、 V_1 及び E_2 、 V_2 は、次の数値を表すものとする。

E_1 : 基準エネルギー消費効率 (単位: kWh/年)

V_1 : 調整内容積(各貯蔵室の定格内容積に調整内容積係数を乗じた数値の総和であって、次に掲げる算定式により算出し、小数点以下を四捨五入した数値) (単位: L)

$$V_1 = \sum (Kc_i \times V_i) \quad (i=1, \dots, n)$$

Kc_i : 調整内容積係数(次の表の左欄に掲げる貯蔵室の種類ごとに右欄に掲げる数値)

V_i : 定格内容積(次の表の左欄に掲げる貯蔵室の種類ごとの数値) (単位: L)

n : 電気冷蔵庫及び電気冷凍冷蔵庫の貯蔵室数

貯蔵室の種類	調整内容積係数 (Kc_i)
パントリー	0.38
セラー	0.62
冷蔵	1
チラー	1.1
ゼロスター	1.19
ワンスター	1.48
ツースター	1.76
スリースター又はフォースター	2.05

E_2 : 基準エネルギー消費効率 (単位: kWh/年)

V_2 : 調整内容積(各貯蔵室の定格内容積に調整内容積係数を乗じた数値の総和であって、次に掲げる算定式により算出し、小数点以下を四捨五入した数値) (単位: L)

$$V_2 = \sum (Kc_i \times V_i) \quad (i=1, \dots, n)$$

Kc_i : 調整内容積係数(次の表の左欄に掲げる貯蔵室の種類ごとに右欄に掲げる数値)

V_i : 定格内容積(次の表の左欄に掲げる貯蔵室の種類ごとの数値) (単位: L)

n : 電気冷凍庫の貯蔵室数

貯蔵室の種類	調整内容積係数 (Kc / i)
ワンスター	1.48
ツースター	1.76
スリースター又はフォースター	2.05

- 2 電気冷蔵庫及び電気冷凍冷蔵庫のエネルギー消費効率の算定法については、「電気冷蔵庫のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」(平成 25 年経済産業省告示第 34 号)の「3 エネルギー消費効率の測定方法 (3)」による。
- 3 電気冷凍庫のエネルギー消費効率の算定法については、「電気冷凍庫のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」(平成 25 年経済産業省告示第 35 号)の「3 エネルギー消費効率の測定方法 (3)」による。

(2) 目標の立て方

当該年度の電気冷蔵庫、電気冷凍庫及び電気冷凍冷蔵庫の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準値 1 及び基準値 2 それぞれの基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

9-2 テレビジョン受信機

(1) 品目及び判断の基準等

テレビジョン受信機	【判断の基準】 ○次の①から⑥の要件、又は⑦の要件を満たすこと。 ①液晶パネルを有するテレビジョン受信機（以下「液晶テレビ」という。）のうち、2K未満のものにあつては、エネルギー消費効率が次の数値を上回らないこと。 ア. 基準値1は、表1に示された区分の算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率（以下「当該区分の基準エネルギー消費効率」という。）の数値。 イ. 基準値2は、当該区分の基準エネルギー消費効率に133/100を乗じて小数点第2位以下を切り捨てた数値。 ②液晶テレビのうち、2K以上4K未満のものにあつては、エネルギー消費効率が当該区分の基準エネルギー消費効率の数値を上回らないこと。 ③液晶テレビのうち、4K以上のものにあつては、エネルギー消費効率が次の数値を上回らないこと。 ア. 基準値1は、当該区分の基準エネルギー消費効率の数値。 イ. 基準値2は、当該区分の基準エネルギー消費効率に125/100を乗じて小数点第2位以下を切り捨てた数値。 ④有機ELパネルを有するテレビジョン受信機（以下「有機ELテレビ」という。）にあつては、エネルギー消費効率が次の数値を上回らないこと。 ア. 基準値1は、当該区分の基準エネルギー消費効率の数値。 イ. 基準値2は、当該区分の基準エネルギー消費効率に114/100を乗じて小数点第2位以下を切り捨てた数値。 ⑤リモコン待機時の消費電力が0.5W以下であること。 ⑥特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。 ⑦エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。 【配慮事項】 ①製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ②資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑤包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ⑥製品の包装又は梱包にプラスチックを使用している場合は、再生プラスチック又はバイオマスプラスチックであつて環境負荷低減効果が確認されたものが可能な限り使用されていること。若しくは、プラス
-----------	--

	チック代替素材の活用等により、プラスチック使用の削減が図られていること。
--	--------------------------------------

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「テレビジョン受信機」に含まれないものとする。

- ①産業用のもの
 - ②ブラウン管方式のもの
 - ③テレビジョン放送による国内基幹放送を受信することができないもの
 - ④映像を表示する装置であって直視型でないもの
 - ⑤プラズマディスプレイ方式のもの
 - ⑥受信機型サイズが 10 型若しくは 10V 型以下のもの
 - ⑦ワイヤレス方式のもの
 - ⑧電子計算機用ディスプレイであってテレビジョン放送受信機能を有するもの
 - ⑨垂直方向の画素数が 4,320 かつ水平方向の画素数が 7,680 のもの（以下「8K」という。）
- 2 「2K」とは、垂直方向の画素数が 1,080 かつ水平方向の画素数が 1,920 のものをいう。以下同じ。
 - 3 「4K」とは、垂直方向の画素数が 2,160 かつ水平方向の画素数が 3,840 のものをいう。以下同じ。
 - 4 判断の基準⑤については、赤外線リモコンに適用することとし、「リモコン待機時の消費電力」とは、リモコンで電源を切った状態の消費電力をいう。
 - 5 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。
 - 6 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Aの表A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては JIS C 0950 に準ずるものとする。
 - 7 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
 - 8 判断の基準⑦の「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、商品類型 No.152「テレビ Version1」に係る認定基準をいう。なお、判断の基準①ア、判断の基準③ア又は判断の基準④アを満たし、かつ、判断の基準⑦を満たす場合は基準値 1 とする。
 - 9 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。
 - 10 配慮事項①の定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO 14067）、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040 及び ISO 14044）又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント ガイドライン」等に整合して算定したものとする。
 - 11 「バイオマスプラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチックをいい、バイオマスプラスチックには、原料から製品への加工・流通工程において、バイオマス由来原料が化石由来原料と混合される場合に、バイオマス由来原料の投入量に応じて、製品の一部に対してバイオマス特性を割り当てるマスバランス方式によるものを含む。なお、マスバランス方式を活用する場合は、独立した認証機関が定めた基準に基づき、第三者機関がサプライチェーンのトレーサビリティについて評価・認証する仕組みに基づくこと。

1 2 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

1 3 調達を行う各機関は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。

表 1 液晶テレビ又は有機ELテレビに係る基準エネルギー消費効率の算定式

区 分		基準エネルギー消費効率の算定式
パネル種類	画素数	
液晶	2K 未満	$E=0.00407 \times A + 30.08$
	2K 以上 4K 未満	$E=0.00605 \times A + 56.13$
	4K 以上	$E=0.00728 \times A + 62.99$
有機 EL	—	$E=0.02136 \times A - 16.40$ (A<4,258 の場合 75.0)

備考) 1 E 及び A は次の数値を表すものとする。

E : 基準エネルギー消費効率 (単位 : kWh/年)

A : 画面面積 (単位 : 平方センチメートル)

2 表 2 に掲げる付加機能を有するものについては、エネルギー消費効率から表 2 の右欄の想定消費電力量の数値を減じた数値で判断するものとする。

3 エネルギー消費効率の算定方法については、「テレビジョン受信機のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」(平成 22 年経済産業省告示第 24 号)の「2 エネルギー消費効率の測定方法 2-2」による。

表 2 液晶テレビ又は有機ELテレビに係る付加機能に対する想定消費電力量

付 加 機 能	想定消費電力量 (kWh/年)
2K チューナーを 2 つ以上内蔵	2.8
4K チューナーを 2 つ以上内蔵	5.5
録画装置内蔵 (HDD3.5 インチ)	11.0
録画装置内蔵 (HDD2.5 インチ)	4.8
録画装置内蔵 (SSD)	3.7
ブルーレイディスクレコーダー又は DVD レコーダー内蔵 (4K 以上に対応)	23.9
ブルーレイディスクレコーダー又は DVD レコーダー内蔵 (4K 未満に対応)	16.7
動画倍速表示 (4K 以上に対応)	18.3
動画倍速表示 (4K 未満に対応)	17.0

備考) 「動画倍速表示」とは、1 秒間に 120 コマ以上の静止画を表示するものをいう。

(2) 目標の立て方

当該年度のテレビジョン受信機の調達 (リース・レンタル契約を含む。) 総量 (台数) に占める基準値 1 及び基準値 2 それぞれの基準を満たす物品の数量 (台数) の割合とする。

9－3 電気便座

(1) 品目及び判断の基準等

電気便座	【判断の基準】 ○エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を上回らないこと。 【配慮事項】 ①製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ②分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑤包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
------	---

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「電気便座」に含まれないものとする。

- ①他の給湯設備から温水の供給を受けるもの
 - ②温水洗浄装置のみのもの
 - ③可搬式のもののうち、福祉の用に供するもの
 - ④専ら鉄道車両等において用いるためのもの
 - ⑤幼児用大便器において用いるためのもの
 - ⑥暖房用の便座のみを有するもの
- 2 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。
- 3 配慮事項①の定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO 14067）、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040 及び ISO 14044）又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント ガイドライン」等に整合して算定したものとする。
- 4 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

表 電気便座に係る基準エネルギー消費効率

区 分		基準エネルギー消費効率
温水洗浄便座（洗浄機能有り）	貯湯式（貯湯タンク有り）	172
	瞬間式（貯湯タンク無し）	87

備考） 1 「温水洗浄便座」とは、暖房用の便座に温水洗浄装置を組み込んだものをいう。

2 エネルギー消費効率の算定法については、「電気便座のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」（平成 19 年経済産業省告示第 288 号）の「3 エネルギー消費効率の測定方法（2）」による。

（2）目標の立て方

当該年度の電気便座の調達総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

9-4 電子レンジ

(1) 品目及び判断の基準等

電子レンジ	【判断の基準】 ①エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を上回らないこと。 ②待機時消費電力が0.05W未満であること。 ③特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。 【配慮事項】 ①製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ②分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑤包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
-------	--

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「電子レンジ」に含まれないものとする。

- ①ガスオーブンを有するもの
 - ②業務の用に供するために製造されたもの
 - ③定格入力電圧が200ボルト専用のもの
 - ④庫内高さが135ミリメートル未満のもの
 - ⑤システムキッチンその他のものに組み込まれたもの
- 2 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。
- 3 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Aの表A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記JISの附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについてはJIS C 0950に準ずるものとする。
- 4 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。
- 5 配慮事項①の定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO 14067）、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040 及び ISO 14044）又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント ガイドライン」等に整合して算定したものとする。
- 6 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

- 7 調達を行う各機関は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。

表 電子レンジに係る基準エネルギー消費効率

区 分			基準エネルギー 消 費 効 率
機 能	加熱方式	庫内容積	
オープン機能を有するものの以外（単機能レンジ）			60.1
オープン機能を有するものの（オープンレンジ）	ヒーターの露出があるもの（熱風循環加熱方式のものを除く。）	30L 未満のもの	73.4
		30L 以上のもの	78.2
	ヒーターの露出があるものの以外（熱風循環加熱方式のものを除く。）	30L 未満のもの	70.4
		30L 以上のもの	79.6
	熱風循環加熱方式のもの		73.5

備考) 1 「庫内容積」とは、家庭用品品質表示法（昭和 37 年法律第 104 号）に基づく電気機械器具品質表示規程で定める加熱室の有効寸法より算出した数値をいう。

- 2 エネルギー消費効率の算定法については、「電気レンジのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」（平成 18 年経済産業省告示第 63 号）の「2 エネルギー消費効率の測定方法」による。

(2) 目標の立て方

当該年度の電子レンジの調達総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

10. エアコンディショナー等

10-1 エアコンディショナー

(1) 品目及び判断の基準等

家庭用エアコンディショナー 業務用エアコンディショナー	【判断の基準】 ①家庭用エアコンディショナーにあつては、エネルギー消費効率が表1に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率又は算定式を用いて算定した数値を下回らないこと。 ②業務用エアコンディショナーにあつては、基準値1はアの要件を、基準値2はイの要件を満たすこと。ただし、ビル用マルチエアコンディショナーについては、アの要件を満たすこと又はイの要件及び③の要件を満たすことで基準値1の要件とする。 ア. エネルギー消費効率が表2に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率又は算定式を用いて算定した数値を下回らないこと。 イ. エネルギー消費効率が表2に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率又は算定式を用いて算定した数値に88/100を乗じて小数点以下1桁未満の端数を切り捨てた数値を下回らないこと。 ③冷媒に使用される物質の地球温暖化係数は750以下であること。 ④業務用エアコンディショナーにあつては、常時監視システムを使用したものであること。 ⑤特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。 【配慮事項】 ①冷媒に可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されていること。 ②資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③製品を設計し、製造する場合は、冷媒の充填量の低減、一層の漏えい防止、回収のしやすさなどに配慮し、併せてこれらの情報の開示がなされていること。 ④プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ⑤製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑥包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
---	---

備考) 1 次のいずれかに該当するものについては、本項の判断の基準の対象とする「エアコンディショナー」に含まれないものとする。

- ①冷房能力が28kW（マルチタイプの場合は50.4kW）を超えるもの
- ②冷房の用にのみに供するもの、窓に設置される構造のもの及び壁を貫通して設置される構造のもの
- ③水冷式のもの
- ④圧縮用電動機を有しない構造のもの
- ⑤電気以外のエネルギーを暖房の熱源とする構造のもの
- ⑥機械器具の性能維持若しくは飲食物の衛生管理のための空気調和を目的とする温度制

御機能又は除じん性能を有する構造のもの

⑦専ら室外の空気を冷却して室内に送風する構造のもの

⑧スポットエアコンディショナー

⑨車両その他の輸送機関用に設計されたもの

⑩高気密・高断熱住宅用に設計されたもので、複数の居室に分岐ダクトで送風し、かつ、換気装置と連動した制御を行う構造のもの

⑪冷房のための熱を蓄える専用の蓄熱槽(暖房用を兼ねるものを含む。)を有する構造のもの

⑫専用の太陽電池モジュールで発生した電力によって圧縮機、送風機その他主要構成機器を駆動する構造のもの

⑬床暖房又は給湯の機能を有するもの

⑭分離熱源型のマルチタイプのもののうち冷房によって吸収された熱を暖房の熱源として用いるもの

2 「マルチタイプのもの」とは、1の室外機に2以上の室内機を接続するものをいう。

3 「ビル用マルチエアコンディショナー」とは、分離型であってマルチタイプのもののうち、室内機ごとに空気の温度又は湿度を調整することができるものをいう。

4 判断の基準③については、経済産業省関係フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則(平成27年経済産業省令第29号)第3条に規定する家庭用エアコンディショナー及び業務用エアコンディショナーのうち、「エアコンディショナーの製造業者等の判断の基準となるべき事項」(平成27年経済産業省告示第50号)により目標値及び目標年度が定められる製品に適用するものとする。なお、業務用エアコンディショナーのうち、ビル用マルチエアコンディショナーの基準値2の場合は、本項の判断の基準を適用しない。

5 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。

6 「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号)第2条第1項に定める物質をいう。

7 「常時監視システム」とは、「第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項」(平成26年経済産業省・環境省告示第13号)第二1(2)①に規定するフロンの漏えい又は機器の故障等を常時監視するシステムをいう(本体に内蔵・搭載されているタイプと別売りの専用機器を本体に接続するタイプの両方を含む。)。本体の使用開始時点において、当該システムの利用に必要な機器の設置・接続(サービス契約を要する場合には当該契約の締結を含む。)が完了して、当該システムが利用可能な状態となっていることをもって適合となる。

8 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。

9 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950(電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法)の附属書Aの表A.1(特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値)に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記JISの附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについてはJIS C 0950に準ずるものとする。

10 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)

1 1 調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。

- ア. 化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。
- イ. 家庭用エアコンディショナーとして製造・販売されている製品を買い換える場合には、当該製品が特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号）の適用対象となることを踏まえて、買換後の新しい製品を購入する事業者へ廃棄する古い製品の引取を依頼し、当該事業者から特定家庭用機器廃棄物管理票（家電リサイクル券）の写しを受け取ること。

表 1 家庭用エアコンディショナーに係る基準エネルギー消費効率又は算定式

区 分			基準エネルギー消費効率 又は算定式
ユニットの形態	冷房能力	仕様	
直吹き形で壁掛け形のもの	2.8kW 以下	寒冷地仕様以外のもの	6.6
		寒冷地仕様のもの	6.2
	2.8kW 超 28.0kW 以下	寒冷地仕様以外のもの	$E=6.84-0.210 \times (A-2.8)$ ただし、E=6.6 を上限、 E=5.3 を下限とする。
		寒冷地仕様のもの	$E=6.44-0.210 \times (A-2.8)$ ただし、E=6.2 を上限、 E=4.9 を下限とする。
直吹き形で壁掛け形以外のもの（マルチタイプのもののうち室内機の運転を個別制御するものを除く。）	3.2kW 以下	—	5.4
	3.2kW 超 4.0kW 以下	—	5.0
	4.0kW 超 28.0kW 以下	—	4.5
マルチタイプのものであって室内機の運転を個別制御するもの	4.0kW 以下	—	5.6
	4.0kW 超 7.1kW 以下	—	5.6
	7.1kW 超 28.0kW 以下	—	5.5

備考) 1 「寒冷地」とは、「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項（平成 28 年国土交通省告示第 265 号）」別表第 10 に規定する地域の区分のうち、1、2、3 又は 4 の地域をいう。

2 「寒冷地仕様のもの」とは、寒冷地での使用を想定したものであって、次の①から③までの仕様をすべて満たすものをいう。

①積雪、低温に起因する故障を防止するように設計・製造されたもの。

②JIS B 8615-1:2013 暖房極低温（-7℃）で定格暖房標準能力以上を発揮するもの。

③JIS C 9612:201 解説表に記載されている地域の寒冷地最低外気温（-15℃以下）で JIS B 8615-1:2013 6.3.5 の運転性能要求事項を満たすもの。

3 E 及び A は次の数値を表すものとする。

E：基準エネルギー消費効率（単位：年間エネルギー消費効率）

A：冷房能力（単位：kW）

4 エネルギー消費効率の算定法については、「エアコンディショナーのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」（平成 21 年経済産業省告示第 213 号）の「3 エネルギー消費効率の測定方法（3）」による。

表2 業務用エアコンディショナーに係る基準エネルギー消費効率又は算定式

形態及び機能	区 分		基準エネルギー消費効率 又は算定式
	室内機の種類	冷房能力	
複数組合せ形のもの 及び下記以外のもの	四方向カセット形	3.6kW 未満	$E=6.0$
		3.6kW 以上 10.0kW 未満	$E=6.0-0.083 \times (A-3.6)$
		10.0kW 以上 20.0kW 未満	$E=6.0-0.12 \times (A-10)$
		20.0kW 以上 28.0kW 以下	$E=5.1-0.060 \times (A-20)$
	四方向カセット形 以外	3.6kW 未満	$E=5.1$
		3.6kW 以上 10.0kW 未満	$E=5.1-0.083 \times (A-3.6)$
		10.0kW 以上 20.0kW 未満	$E=5.1-0.10 \times (A-10)$
		20.0kW 以上 28.0kW 以下	$E=4.3-0.050 \times (A-20)$
マルチタイプのも で室内機の運転を個 別制御するもの		10.0kW 未満	$E=5.7$
		10.0kW 以上 20.0kW 未満	$E=5.7-0.11 \times (A-10)$
		20.0kW 以上 40.0kW 未満	$E=5.7-0.065 \times (A-20)$
		40.0kW 以上 50.4kW 以下	$E=4.8-0.040 \times (A-40)$
室内機が床置きでダ クト接続形のものと 及びこれに類するもの	直吹き形	20.0kW 未満	$E=4.9$
		20.0kW 以上 28.0kW 以下	$E=4.9$
	ダクト形	20.0kW 未満	$E=4.7$
		20.0kW 以上 28.0kW 以下	$E=4.7$

備考) 1 「ダクト接続形のもの」とは、吹き出し口にダクトを接続するものをいう。

2 E 及び A は次の数値を表すものとする。

E：基準エネルギー消費効率（単位：年間エネルギー消費効率）

A：冷房能力（単位：kW）

3 エネルギー消費効率の算定法については、「エアコンディショナーのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」（平成 21 年経済産業省告示第 213 号）の「3 エネルギー消費効率の測定方法 (2)」による。

(2) 目標の立て方

家庭用エアコンディショナーにあつては、当該年度の家庭用エアコンディショナーの調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

業務用エアコンディショナーにあつては、当該年度の業務用エアコンディショナーの調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準値 1 及び基準値 2 それぞれの基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

10-2 ガスヒートポンプ式冷暖房機

(1) 品目及び判断の基準等

ガスヒートポンプ式冷暖房機	【判断の基準】 ①期間成績係数が1.07以上であること。 ②冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。 【配慮事項】 ①冷媒に可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されていること。 ②特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。 ③分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ④プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ⑤製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑥包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
---------------	--

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「ガスヒートポンプ式冷暖房機」は、JIS B 8627 に規定されるもので、定格冷房能力が、7.1kW を超え 28kW 未満のものとする。

2 期間成績係数については、JIS B 8627 に規定する方法により算出するものとする。

3 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。

4 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。

5 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Aの表A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記JISの附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについてはJIS C 0950に準ずるものとする。

6 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

(2) 目標の立て方

当該年度のガスヒートポンプ式冷暖房機の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

10-3 ストープ

(1) 品目及び判断の基準等

ストープ	【判断の基準】 ○次のいずれかの要件を満たすこと。 ①ガスストーブにあっては、エネルギー消費効率が表1に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。 ②石油ストーブにあっては、エネルギー消費効率が表2に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率又は算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率を下回らないこと。 【配慮事項】 ①製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ②分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑤包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
------	--

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「ストープ」は、ガス又は灯油を燃料とするものに限り、次のいずれかに該当するものは、これに含まれないものとする。

- ①開放式のもの
 - ②ガス（都市ガスのうち13Aのガスグループ（ガス事業法施行規則（昭和45年通商産業省令第97号）第25条第3項のガスグループをいう。以下同じ。）に属するもの及び液化石油ガスを除く。）を燃料とするもの
 - ③半密閉式ガスストーブ
 - ④最大の燃料消費量が4.0L/hを超える構造の半密閉式石油ストーブ
 - ⑤最大の燃料消費量が2.75L/hを超える構造の密閉式石油ストーブ
- 2 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。
- 3 配慮事項①の定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO 14067）、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040 及び ISO 14044）又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント ガイドライン」等に整合して算定したものとする。
- 4 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

表１ ガスストーブに係る基準エネルギー消費効率

区 分	基準エネルギー消費効率
密閉式	82.0

備考) エネルギー消費効率の算定法については、「ストーブのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」(平成14年経済産業省告示第432号)の「3 エネルギー消費効率の測定方法」による。以下表2において同じ。

表２ 石油ストーブに係る基準エネルギー消費効率又はその算定式

区 分		基準エネルギー消費効率 又はその算定式
給排気方式	伝熱方式	
密閉式	自然対流式	83.5
	強制対流式	86.0
半密閉式	放射式	69.0
	放射式以外のものであって最大の燃料消費量が1.5L/h以下のもの	67.0
	放射式以外のものであって最大の燃料消費量が1.5L/hを超えるもの	$E = -3.0 \times L + 71.5$

備考) E及びLは、次の数値を表す。

E：基準エネルギー消費効率（単位：％）

L：最大燃料消費量（単位：L/h）

(2) 目標の立て方

当該年度のストーブの調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

1 1. 温水器等

1 1-1 電気給湯器

(1) 品目及び判断の基準等

ヒートポンプ式 電気給湯器	【判断の基準】 ①家庭用ヒートポンプ式電気給湯器にあつては、エネルギー消費効率が表 1 に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。 ②業務用ヒートポンプ式電気給湯器にあつては、表 2 に示された加熱能力に対応した年間加熱効率を下回らないこと。 ③冷媒にフロン類が使用されていないこと。 【配慮事項】 ①冷媒に可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されていること。 ②製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ③分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ④プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ⑤製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑥包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
------------------	---

- 備考) 1 暖房の用に供することができるものは、本項の判断の基準の対象とする「家庭用ヒートポンプ式電気給湯器」に含まれないものとする。
- 2 「業務用ヒートポンプ式電気給湯器」とは、業務の用に供する温水最高出口温度が 65℃以上の一過式の給湯器をいう。
- 3 「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号）第 2 条第 1 項に定める物質をいう。
- 4 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。
- 5 配慮事項②の定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO 14067）、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040 及び ISO 14044）又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント ガイドライン」等に整合して算定したものとする。
- 6 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
- 7 判断の基準③は、業務用ヒートポンプ式電気給湯器については適用しないものとする。ただし、冷媒にオゾン層を破壊する物質は使用されていないこととする。

表 1 家庭用ヒートポンプ式電気給湯器に係る基準エネルギー消費効率

想定世帯	貯湯缶数	貯湯容量	仕様	基準エネルギー消費効率
少人数	—	—	寒冷地仕様以外のもの	3.0
			寒冷地仕様	2.7
標準	一缶	320リットル未満	寒冷地仕様以外のもの	3.1
			寒冷地仕様	2.7
		320リットル以上 550リットル未満	寒冷地仕様以外のもの	3.5
			寒冷地仕様	2.9
		550リットル以上	寒冷地仕様以外のもの	3.2
			寒冷地仕様	2.7
	多缶	—	寒冷地仕様以外のもの	3.0
			寒冷地仕様	2.7

- 備考) 1 「貯湯容量」とは、JIS C 9220 に規定する湯水を貯蔵できるタンクの容量をいう。
- 2 「寒冷地仕様」とは、JIS C 9220 に規定する冬の寒さが厳しい地域での使用を想定した仕様をいう。
- 3 エネルギー消費効率の算定法については、「電気温水機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」（平成 25 年経済産業省告示第 38 号）の「3 エネルギー消費効率の測定方法」による。

表 2 業務用ヒートポンプ式電気給湯器に係る年間加熱効率の基準

加熱能力	年間加熱効率
20kW以下	4.0
20kW超	3.5

- 備考) 1 加熱能力は、測定条件が中間期で乾球温度が 16°CDB 及び湿球温度 12°CWB における能力とする。
- 2 年間加熱効率は、JRA 4060 に規定する年間標準貯湯加熱エネルギー消費効率の算出方法による。

(2) 目標の立て方

当該年度のヒートポンプ式電気給湯器の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

1 1 - 2 ガス温水機器

(1) 品目及び判断の基準等

ガス温水機器	【判断の基準】 ①電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機（以下「ハイブリッド給湯器」という。）にあっては、年間給湯効率が108%以上であること。 ②ガス瞬間湯沸器のうち、自然通気式のものにあっては、エネルギー消費効率が表に示された基準エネルギー消費効率の基準値2の数値を下回らないこと。 ③ガス瞬間湯沸器のうち、強制通気式のものにあっては、次の要件を満たすこと。 ア. 基準値1は、潜熱回収型ガス温水機器であって、エネルギー消費効率が表に示された基準エネルギー消費効率の基準値1の数値を下回らないこと。 イ. 基準値2は、エネルギー消費効率が表に示された基準エネルギー消費効率の基準値2の算定式に97/100を乗じて小数点第2位以下を切り捨てた数値を下回らないこと。 ④ガスふろがまにあっては、次の要件を満たすこと。 ア. 基準値1は、潜熱回収型ガス温水機器であって、エネルギー消費効率が表に示された基準エネルギー消費効率の基準値1の数値を下回らないこと。 イ. 基準値2は、エネルギー消費効率が表に示された基準エネルギー消費効率の基準値2の算定式に94/100を乗じて小数点第2位以下を切り捨てた数値を下回らないこと。 ⑤ガス暖房機器にあっては、次の要件を満たすこと。 ア. 基準値1は、潜熱回収型ガス温水機器であって、エネルギー消費効率が表に示された基準エネルギー消費効率の基準値1の数値を下回らないこと。 イ. 基準値2は、エネルギー消費効率が表の基準値2に示された基準エネルギー消費効率に92/100を乗じて小数点第2位以下を切り捨てた数値を下回らないこと。 【配慮事項】 ①製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ②分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑤包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
--------	---

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「ガス温水機器」に含まれないものとする。

①貯蔵式湯沸器

- ②JIS S 2109:2019 又は JIS S 2112:2019 の対象となるもの以外のもの
- ③業務の用に供するために製造されたもの
- ④都市ガスのうち 13A のガスグループに属さないガスを燃料とするもの
- ⑤ガス瞬間湯沸器のうち通気方式が自然通気式であって、給排気方式が開放式以外のもの
- ⑥ガスふろがまのうち次のいずれかに該当するもの
- ・ 給湯の機能を有しないもの
 - ・ 通気方式が自然通気式のもの
 - ・ 循環方式が自然循環式のもの
 - ・ 屋内に設置する構造のもの
- ⑦暖房の用のみに供するもの
- ⑧既存建築物・施設等における従来型（JIS S 2091:2013 の 4. 4 の a）の燃焼機器の種類に規定する潜熱回収型燃焼機器以外の機器）の機器の取替であって、設置上の制約があるもの
- 2 ハイブリッド給湯器の年間給湯効率、一般社団法人日本ガス石油機器工業会規格「電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機の年間給湯効率測定方法」（JGKAS A705）による。
- 3 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。
- 4 配慮事項①の定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO 14067）、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040 及び ISO 14044）又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント ガイドライン」等に整合して算定したものとする。
- 5 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
- 6 調達を行う機関は、機器の設置上の制約がない場合は、可能な限り潜熱回収型ガス温水機器を設置すること。

表 ガス温水機器に係る基準エネルギー消費効率

区 分		基準エネルギー消費効率又は算定式	
用 途	通気方式	基準値 1	基準値 2
ガス瞬間湯沸器	自然通気式	—	77.50%
	強制通気式	87%	$84.37\% \times \alpha \text{ II}$
ガスふろがま	—	88%	$87.21\% \times \alpha \text{ III}$
ガス暖房機器	—	92%	90.32%

- 備考) 1 ガス瞬間湯沸器のうち自然通気式のものに係る判断の基準は基準値 2 のみとする。
- 2 $\alpha \text{ II}$ 及び $\alpha \text{ III}$ は別表に示した構造の種類に応じた数値とする。
- 3 エネルギー消費効率の算定方法については、「ガス温水機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」（平成 16 年経済産業省告示第 316 号）の「3 エネルギー消費効率の測定方法 (2)」による。

別表 構造係数（ α Ⅱ及び α Ⅲ）

構 造	α Ⅱ	α Ⅲ
壁貫通型	0.9998	0.9839
壁組込型	0.9869	—
壁組込型（従来型に限る。）	—	0.9576
強制給排気式	0.9900	—
強制排気式（従来型に限る。）	0.9661	—
レンジフード一体型（従来型に限る。）	0.8415	—
その他	1.0000	1.0000

- 備考） 1 「壁貫通型」とは、JIS S 2092:2010 の 4 の表 3 の屋内式機器の給排気方式による区分に規定する密閉式かつ自然給排気式（BF）の機器の給排気筒トップに置き換えて設置する機器であって JIS S 2092:2010 の表 2—屋内外設置による区分に規定する屋外式の機器をいう。
- 2 「壁組込型」とは、壁組込型取付ボックスと一体の機器としてガス機器防火性能評定試験により評定された機器であって JIS S 2092:2010 の表 2—屋内外設置による区分に規定する屋外式の機器をいう。
- 3 「強制給排気式」とは、JIS S 2092:2010 の 4 の表 3 の屋内式機器の給排気方式による区分に規定する密閉式かつ強制給排気式（FF）の機器をいう。
- 4 「強制排気式」とは、JIS S 2092:2010 の 4 の表 3 の屋内式機器の給排気方式による区分に規定する半密閉式かつ強制排気式（FE）の機器をいう。
- 5 「レンジフード一体型」とは、JIS S 2092:2010 の 4 の表 3 の屋内式機器の給排気方式による区分に規定する密閉式かつ強制給排気式の強制給排気外壁式（FF-W）の機器であって操作部がレンジフードに内蔵されており給気管及び排気管の直径が 40 ミリメートル以下の機器をいう。

(2) 目標の立て方

当該年度のガス温水機器の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準値 1 及び基準値 2 それぞれの基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

1 1 - 3 石油温水機器

(1) 品目及び判断の基準等

石油温水機器	【判断の基準】 ①基準値 1 は、潜熱回収型石油温水機器であること。 ②基準値 2 は、エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率又は算定式を用いて算定した以下の数値を下回らないこと。 ア. 給湯用のもののうち、瞬間形のものにあつては、基準エネルギー消費効率に98/100を乗じて小数点第2位以下を切り捨てた数値。 イ. 給湯用のもののうち、貯湯式急速加熱形のものにあつては、基準エネルギー消費効率に95/100を乗じて小数点第2位以下を切り捨てた数値。 ウ. 暖房用のもののうち、貯湯式急速加熱形のものにあつては、基準エネルギー消費効率に98/100を乗じて小数点第2位以下を切り捨てた数値。 【配慮事項】 ①製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ②分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑤包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
--------	---

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「石油温水機器」に含まれないものとする。

- ①バーナー付ふろがま（ポット式バーナーを組み込んだものに限る。）
 - ②JIS S 3021:2017、JIS S 3024:2017 又は JIS S 3027:2017 の対象となるもの以外（JIS S 2091:2013に規定する高圧力型石油小形給湯機及び高圧力型石油給湯機付ふろがまを除く。）のもの
 - ③業務の用に供するために製造されたもの
 - ④給湯用のもののうち、加熱形態が貯湯式であつて、急速加熱形以外のもの
 - ⑤暖房用のもののうち、加熱形態が貯湯式であつて、急速加熱形以外のもの
- 2 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。
- 3 配慮事項①の定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO 14067）、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040 及び ISO 14044）又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント ガイドライン」等に整合して算定したものとする。
- 4 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

- 5 調達を行う機関は、機器の設置上の制約がない場合は、可能な限り潜熱回収型石油温水機器を設置すること。

表 石油温水機器に係る基準エネルギー消費効率

区分			基準エネルギー消費効率 又は算定式
用 途		加熱方式	
給湯用のもの	浴用なし	瞬間形	$89.68 \times \beta \text{ I}$
		貯湯式急速加熱形	76.88
	浴用あり	瞬間形	$90.01 \times \beta \text{ III}$
		貯湯式急速加熱形	76.07
暖房用のもの		貯湯式急速加熱形	$87.06 \times \beta \text{ V}$

備考) 1 $\beta \text{ I}$ 、 $\beta \text{ III}$ 及び $\beta \text{ V}$ は別表に示した構造の種類に応じた数値とする。

- 2 エネルギー消費効率の算定方法については、「石油温水機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」(平成 14 年経済産業省告示第 435 号)の「3 エネルギー消費効率の測定方法 (2)」による。

別表 構造係数 ($\beta \text{ I}$ 、 $\beta \text{ III}$ 及び $\beta \text{ V}$)

構 造	$\beta \text{ I}$	$\beta \text{ III}$	$\beta \text{ V}$
圧力噴霧式	0.9585	0.9492	—
オン・オフ制御式(従来型に限る。)	—	—	1.0051
その他	1.0000	1.0000	1.0000

備考) 1 「圧力噴霧式」とは、JIS S 3031:2009 の 4.1 の表 2 の燃焼方式による機器の区分に規定する圧力噴霧式の機器をいう。

- 2 「オン・オフ制御式」とは、JIS S 2091:2013 の 4.4 の e) の 3) の制御及び制御装置に規定するオン・オフ制御の方式の機器をいう。

- 3 「従来型」とは、JIS S 2091:2013 の 4.4 の a) の燃焼機器の種類に規定する潜熱回収型燃焼機器以外の機器をいう。

(2) 目標の立て方

当該年度の石油温水機器の調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準値 1 及び基準値 2 それぞれの基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

1 1 - 4 ガス調理機器

(1) 品目及び判断の基準等

ガス調理機器	【判断の基準】 ① こんろ部にあつては、エネルギー消費効率が表 1 に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。 ② グリル部にあつては、エネルギー消費効率が表 2 に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率の算定式を用いて算定した基準エネルギー消費効率を上回らないこと。 ③ オープン部にあつては、エネルギー消費効率が表 3 に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率の算定式を用いて算定した基準エネルギー消費効率を上回らないこと。 【配慮事項】 ① 製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ② 分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③ プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ④ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑤ 包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
--------	---

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「ガス調理機器」に含まれないものとする。

- ① 業務の用に供するために製造されたもの
 - ② ガス（都市ガスのうち 13A のガスグループに属するもの及び液化石油ガスを除く。）を燃料とするもの
 - ③ ガスグリル
 - ④ ガスクッキングテーブル
 - ⑤ ガス炊飯器
 - ⑥ カセットこんろ
- 2 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。
- 3 配慮事項①の定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO 14067）、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040 及び ISO 14044）又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント ガイドライン」等に整合して算定したものとする。
- 4 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

表 1 ガス調理機器のこんろ部に係る基準エネルギー消費効率

区 分			こんろ部 基準エネルギー消費効率
ガス調理機器の種別	設置形態	バーナーの数	
ガスこんろ	卓上形		51.0
	組込形		48.5
ガスグリル付こんろ	卓上形	2口以下	56.3
		3口以上	52.4
	組込形	2口以下	53.0
		3口以上	55.6
	キャビネット形又は据置形		49.7
ガスレンジ			48.4

- 備考) 1 「ガスレンジ」とは、ガスオープンとガスこんろを組み合わせたものをいう。
- 2 「卓上形」とは、台の上に置いて使用するものをいう。
- 3 「組込形」とは、壁又は台に組み込んで使用するものをいう。
- 4 「キャビネット形」とは、専用のキャビネットの上に取り付けて使用するものをいう。
- 5 「据置形」とは、台又は床面に据え置いて使用するものをいう。
- 6 こんろ部のエネルギー消費効率の算定法については、「ガス調理機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」(平成 16 年経済産業省告示第 315 号)の「3 エネルギー消費効率の測定方法 (1)」による。

表 2 ガス調理機器のグリル部に係る基準エネルギー消費効率算定式

区 分		グリル部 基準エネルギー消費効率の算定式
燃焼方式	調理方式	
片面焼き	水あり	$E=25.1Vg+123$
	水なし	$E=25.1Vg+16.4$
両面焼き	水あり	$E=12.5Vg+172$
	水なし	$E=12.5Vg+101$

- 備考) 1 E 及び Vg は、次の数値を表すものとする。
- E : グリル部基準エネルギー消費効率 (単位 : Wh)
- Vg : 庫内容積 (単位 : L)
- 2 「片面焼き」とは、食材の片側から加熱調理する方式のものをいう。
- 3 「両面焼き」とは、食材の両面から加熱調理する方式のものをいう。
- 4 「水あり」とは、グリル皿に水を張った状態で調理する方式のものをいう。
- 5 「水なし」とは、グリル皿に水を張らない状態で調理する方式のものをいう。
- 6 「庫内容積」とは、焼網面積にグリル皿底面から入口上部までの高さを乗じた数値を小数点以下 2 桁で四捨五入した数値をいう。
- 7 グリル部のエネルギー消費効率の算定法については、「ガス調理機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」(平成 16 年経済産業省告示第 315 号)の「3 エネルギー消費効率の測定方法 (2)」による。

表3 ガス調理機器のオープン部（ガスオープンを含む。）に係る基準エネルギー消費効率算定式

設置状態	オープン部 基準エネルギー消費効率の算定式
卓上又は据置形	$E=18.6V_o+306$
組込形	$E=18.6V_o+83.3$

備考) 1 E 及び V_o は、次の数値を表すものとする。

E : オープン部基準エネルギー消費効率（単位：Wh）

V_o : 庫内容積（単位：L）

- 2 「卓上形」とは、台の上に置いて使用するものをいう。
- 3 「組込形」とは、壁又は台に組み込んで使用するものをいう。
- 4 「据置形」とは、台又は床面に据え置いて使用するものをいう。
- 5 「庫内容積」とは、庫内底面積に庫内高さを乗じた数値を小数点以下 2 桁で四捨五入した数値をいう。
- 6 オープン部のエネルギー消費効率の算定法については、「ガス調理機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」（平成 16 年経済産業省告示第 315 号）の「3 エネルギー消費効率の測定方法（2）」による。

(2) 目標の立て方

当該年度のガス調理機器の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

12. 照明

12-1 照明器具

(1) 品目及び判断の基準等

LED 照明器具	【判断の基準】 ①投光器及び防犯灯を除くLED照明器具である場合は、次の要件を満たすこと。 ア. 基準値1は、固有エネルギー消費効率が表1-1に示された基準を満たすこと、又は、固有エネルギー消費効率が表1-2に示された基準を満たし、かつ、初期照度補正制御、人感センサ制御、あかるさセンサ制御、調光制御等の省エネルギー効果の高い機能があること。 イ. 基準値2は、固有エネルギー消費効率が表1-2に示された基準を満たすこと。 ウ. 演色性は平均演色評価数Raが80以上であること。ただし、ダウンライト及び高天井器具の場合は、平均演色評価数Raが70以上であること。 ②投光器及び防犯灯である場合は、次の要件を満たすこと。 ア. 固有エネルギー消費効率が表2に示された基準を満たすこと。 イ. 演色性は平均演色評価数Raが70以上であること。 ③LEDモジュール寿命は40,000時間以上であること。 ④特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。 【配慮事項】 ①初期照度補正制御、人感センサ制御、あかるさセンサ制御、調光制御等の省エネルギー効果の高い機能があること。 ②製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ③ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品であること。 ④分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ⑤使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。 ⑥製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑦包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
LED を光源とした内照式表示灯	【判断の基準】 ①定格寿命は30,000時間以上であること。 ②特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。 【配慮事項】 ①製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクル

	における温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ②ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品であること。 ③分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ④使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。 ⑤プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ⑥製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑦包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
--	--

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「LED 照明器具」とは、照明用白色 LED を用いた、つり下げ形、じか付け形、埋込み形及び壁付け形として使用する照明器具並びに投光器及び防犯灯とする。ただし、従来の蛍光灯で使用されている口金と同一形状の口金を有する LED ランプを装着できる照明器具のうち、口金を経て LED ランプへ給電する構造を持つ照明器具については、当面の間、対象外とする。また、「誘導灯及び誘導標識の基準」(平成 11 年消防庁告示第 2 号)に定める誘導灯又は建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)第 126 の 5 に定める非常用の照明装置のうち、蓄電池や非常用電源により停電時のみ点灯する専用型は、LED 照明器具には含まれないものとする。
- 2 本項の LED 照明器具の「LED 照明器具の固有エネルギー消費効率」とは、器具から出る全光束を定格消費電力で割った値とする(定格消費電力は、器具外部に独立型電源装置を設置する必要がある場合はその電源装置の定格消費電力とする。)。なお、調光・調色機能付器具の固有エネルギー消費効率については、最大消費電力時における全光束から算出された値とする。
- 3 「平均演色評価数 Ra」の測定方法は、JIS C 7801(一般照明用光源の測光方法)及び JIS C 8152-2(照明用白色発光ダイオード(LED)の測光方法—第 2 部: LED モジュール及び LED ライトエンジン)に規定する光源色及び演色評価数測定に準ずるものとする。
- 4 本項の LED 照明器具の「ダウンライト」とは、JIS Z 8113:1998「照明用語」に規定されるダウンライトをいう。
- 5 本項の LED 照明器具の「高天井器具」とは、JIS Z 8113:1998「照明用語」に規定される天井灯のうち、定格光束 11,000lm 以上のものをいう。
- 6 本項の LED 照明器具の「投光器」とは、JIS Z 8113:1998「照明用語」に規定される投光器をいう。
- 7 本項の LED 照明器具の「防犯灯」とは、道路等に設置し、犯罪の防止と安全通行の確保等を図る観点から必要な照度を確保することを目的とした照明灯をいう。
- 8 本項の LED 照明器具の「LED モジュール寿命」とは、光源の初期の光束が 70%まで減衰するまでの時間とする。また、その測定方法は、JIS C 8152-3(照明用白色発光ダイオード(LED)の測光方法—第 3 部: 光束維持率の測定方法)に準ずるものとする。
- 9 LED 照明器具の全光束測定方法については、JIS C 8105-5:2011(照明器具—第 5 部: 配光測定方法)に準ずるものとする。
- 10 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。
- 11 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950(電気・電子機器の特定の化学物質の

含有表示方法)の附属書Aの表A.1(特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値)に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記JISの附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについてはJISC 0950に準ずるものとする。

- 1 2 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。
- 1 3 LED照明器具に係る配慮事項②及びLEDを光源とした内照式表示灯に係る配慮事項①の定量的環境情報は、カーボンフットプリント(ISO 14067)、ライフサイクルアセスメント(ISO 14040 及び ISO 14044)又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント ガイドライン」等に整合して算定したものとする。
- 1 4 LED照明器具に係る配慮事項③及びLEDを光源とした内照式表示灯に係る配慮事項②の「ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品」とは、当該製品のライフサイクルにおける温室効果ガス排出量の算定基準に基づき、第三者機関により検証等を受けたライフサイクル全般にわたる温室効果ガス排出量の全部を認証された温室効果ガス排出削減・吸収量(以下本項において「クレジット」という。)を調達し、無効化又は償却した上で埋め合わせた(以下本項において「オフセット」という。)製品をいう。
- 1 5 オフセットに使用できるクレジットは、当面の間、J-クレジット、二国間クレジット(JCM)、地域版 J-クレジットなど我が国の温室効果ガスインベントリに反映できるものを対象とする。なお、クレジットの更なる活用を図る観点から、クレジットに関する国内外の議論の動向や市場動向を踏まえつつ、対象品目及び対象クレジットを拡大する等、需要拡大に向けた検討を実施するものとする。
- 1 6 本項の「LEDを光源とした内照式表示灯」とは、内蔵するLED光源によって文字等を照らす表示板、案内板等とし、放熱等光源の保護に対応しているものとする。ただし、「誘導灯及び誘導標識の基準」(平成11年消防庁告示第2号)に定める誘導灯は、内照式表示灯には含まれないものとする。
- 1 7 本項のLEDを光源とした内照式表示灯の「定格寿命」とは、光源の初期の光束が50%まで減衰するまでの時間とする。
- 1 8 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)
- 1 9 調達を行う各機関は、安全管理・品質管理が十分なされたものを、比較検討の上、選択するよう留意すること。
- 2 0 調達を行う各機関は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。

表1-1 LED照明器具に係る固有エネルギー消費効率の基準値1(投光器及び防犯灯を除く。)

光源色	固有エネルギー消費効率
昼光色	144lm/W以上
昼白色	
白色	
温白色	102lm/W以上
電球色	

備考) 1 「光源色」は、JIS Z 9112(蛍光灯・LEDの光源色及び演色性による区分)に規定する光源色の区分に準ずるものとする(表1-2及び表2において同じ。)

2 昼光色、昼白色、白色、温白色及び電球色以外の光を発するものは、本項の「LED照明器

具」に含まれないものとする。

- 3 ダウンライトのうち、器具埋込穴寸法が 300mm 以下であって、光源色が昼光色、昼白色及び白色のものについては、固有エネルギー消費効率の基準を 114lm/W 以上、温白色及び電球色のものについては、固有エネルギー消費効率の基準を 96lm/W 以上とする。
- 4 高天井器具のうち、光源色が昼光色、昼白色及び白色のものについては、固有エネルギー消費効率の基準を 156lm/W 以上とする。

表 1-2 LED照明器具に係る固有エネルギー消費効率の基準値 2（投光器及び防犯灯を除く。）

光 源 色	固有エネルギー消費効率
昼 光 色	120lm/W以上
昼 白 色	
白 色	
温 白 色	85lm/W以上
電 球 色	

備考) 1 ダウンライトのうち、器具埋込穴寸法が 300mm 以下であって、光源色が昼光色、昼白色及び白色のものについては、固有エネルギー消費効率の基準を 95lm/W 以上、温白色及び電球色のものについては、固有エネルギー消費効率の基準を 80lm/W 以上とする。

- 2 高天井器具のうち、光源色が昼光色、昼白色及び白色のものについては、固有エネルギー消費効率の基準を 130lm/W 以上とする。

表 2 投光器及び防犯灯に係る固有エネルギー消費効率の基準

光 源 色	固有エネルギー消費効率	
	投光器	防犯灯
昼 光 色	105lm/W以上	80lm/W以上
昼 白 色		
白 色		
温 白 色	90lm/W以上	対象外
電 球 色		

(2) 目標の立て方

当該年度の投光器及び防犯灯を除く LED 照明器具の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準値 1 及び基準値 2 それぞれの基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

投光器及び防犯灯にあつては、調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

LED を光源とした内照式表示灯にあつては、調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

12-2 ランプ

(1) 品目及び判断の基準等

電球形LEDランプ	【判断の基準】 ○次のいずれかの要件を満たすこと。 ①次の要件を満たすこと。 ア. 口金の種類が E26、E17 又は GX53 の場合は、表 1 に示された光源色の区分ごとの基準を満たすこと。 イ. 上記ア以外の場合は、ランプ効率が表 2 に示された光源色の区分ごとの基準を満たすこと。ただし、ビーム開きが 90 度未満の反射形タイプの場合は、ランプ効率が 50lm/W 以上であること。 ウ. 演色性は平均演色評価数 Ra が 70 以上であること。 エ. 定格寿命は 40,000 時間以上であること。ただし、ビーム開きが 90 度未満の反射形タイプの場合は、30,000 時間以上であること。 ②エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。 【配慮事項】 ①製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ②ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品であること。 ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
-----------	--

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「電球形 LED ランプ」は、電球用のソケットにそのまま使用可能なランプであって、一般照明として使用する白色 LED 使用の電球形状のランプとする。ただし、振動又は衝撃に耐えることを主目的とするもの、人感センサ、非常用照明（直流電源回路）等は除く。

2 「口金の種類が E26、E17 又は GX53」とは、JIS C 8158（一般照明用電球形 LED ランプ（電源電圧 50V 超））に規定する口金の種類を表す記号が「E26、E17 又は GX53」であるものをいう。

3 「平均演色評価数 Ra」の測定方法は、JIS C 7801（一般照明用光源の測光方法）に規定する光源色及び演色評価数測定に準ずるものとする。

4 「光源色」は、JIS Z 9112（蛍光ランプ・LED の光源色及び演色性による区分）に規定する光源色の区分に準ずるものとする。

5 昼光色、昼白色、白色、温白色及び電球色以外の光を発するものは、本項の「電球形 LED ランプ」に含まれないものとする。

6 「定格寿命」とは、光源の初期の光束が 70% まで減衰するまでの時間とする。また、その測定方法は、JIS C 8152-3（照明用白色発光ダイオード（LED）の測光方法—第 3 部：光束維持率の測定方法）に準ずるものとする。

7 判断の基準②の「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、商品類型 No. 150「電球形 LED ランプ Version1」に係る認定基準をいう。

8 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。

9 配慮事項①の定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO 14067）、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040 及び ISO 14044）又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント ガイドライン」等に整合して算定したものとする。

10 「ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品」とは、当該製品のライフサイクルにおける温室効果ガス排出量の算定基準に基づき、第三者機関により検証等を受けたライフサイクル全般にわたる温室効果ガス排出量の全部を認証された温室効果ガス排出削減・吸収量（以下本項において「クレジット」という。）を調達し、無効化又は償却した上で埋め合わせた（以下本項において「オフセット」という。）製品をいう。

11 オフセットに使用できるクレジットは、当面の間、J-クレジット、二国間クレジット（JCM）、地域版 J-クレジットなど我が国の温室効果ガスインベントリに反映できるものを対象とする。なお、クレジットの更なる活用を図る観点から、クレジットに関する国内外の議論の動向や市場動向を踏まえつつ、対象品目及び対象クレジットを拡大する等、需要拡大に向けた検討を実施するものとする。

表1 E26、E17又はGX53口金の電球形LEDランプに係るランプ効率の基準

光源色	ランプ効率
昼光色	110.0lm/W以上
昼白色	
白色	
温白色	98.6lm/W以上
電球色	

備考) 次のいずれかに該当する場合は、表2に示された光源色の区分ごとの基準を満たすこと。

- ①電源電圧 50V 以下のもの
- ②平均演色評価数 Ra が 90 以上のもの
- ③調光器対応機能付きのもの

表2 E26、E17又はGX53口金以外の電球形LEDランプに係るランプ効率の基準

光源色	ランプ効率
昼光色	80lm/W以上
昼白色	
白色	
温白色	70lm/W以上
電球色	

備考) 調光・調色対応の電球形 LED ランプについては、表2の光源色別の区分のランプ効率の基準から 5lm/W を差し引いた値とする。なお、当該ランプのランプ効率については、最大消費電力時における全光束から算出された値とする。

(2) 目標の立て方

各品目の当該年度における調達総量（個数）に占める基準を満たす物品の数量（個数）の割合とする。

13. 自動車等

13-1 自動車

(1) 品目及び判断の基準等

乗用車	【判断の基準】 ①乗用車にあつては、次の要件を満たすこと。 ア. 電動車等であること。ただし、ハイブリッド自動車の場合は、これに加えて表1に示された区分の排出ガス基準（ガソリン又はLPガスを燃料とする車両に限る。）に適合するとともに、表2に示された区分ごとの燃費基準値を満たし、かつ、備考12に示された算定式により算定された燃費基準値を下回らないこと。 イ. エアコンディショナーの冷媒に使用される物質の地球温暖化係数は150以下であること。
小型バス	②小型バスにあつては、基準値1はアを、基準値2はイを満たすこと。ただし、ガソリンを燃料とする場合は、これに加えて表1に示された区分の排出ガス基準に適合すること。 ア. 電動車等であること。 イ. 次世代自動車であること又は表3に示された区分の燃費基準値を満たすこと。 ③小型貨物車にあつては、基準値1はアを、基準値2はイを満たすこと。ただし、ガソリン又はLPガスを燃料とする場合は、これに加えて表1に示された区分の排出ガス基準に適合すること。 ア. 電動車等であること。 イ. 次世代自動車であること又は利用する燃料に対応した表4-1及び表4-2に示された区分の燃費基準値を満たすこと。 ④バス等にあつては、基準値1はアを、基準値2はイを満たすこと。 ア. 電動車等であること。 イ. 次世代自動車であること又は表5に示された区分の燃費基準値を満たすこと。 ⑤トラック等にあつては、基準値1はアを、基準値2はイを満たすこと。 ア. 電動車等であること。 イ. 次世代自動車であること又は表6に示された区分の燃費基準値を満たすこと。 ⑥トラクタにあつては、基準値1はアを、基準値2はイを満たすこと。 ア. 電動車等であること。 イ. 次世代自動車であること又は表7に示された区分の燃費基準値を満たすこと。 【配慮事項】 ①エアコンディショナーの冷媒に使用される物質の地球温暖化係数は150以下であること。 ②資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。特に、希少金属類の減量化や再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③再生材が可能な限り使用されていること。 ④バイオマスプラスチック又は植物を原料とする合成繊維であつて環境負荷低減効果が確認されたものが可能な限り使用されていること。
小型貨物車	
バス等	
トラック等	
トラクタ	

⑤エコドライブ支援機能を搭載していること。

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする自動車は、道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）第 2 条の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車を除く。）とする。

2 「車両総重量」とは、道路運送車両法第 40 条第 3 号に規定する車両総重量をいう。以下同じ。

3 「車両重量」とは、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）第 1 条第 6 号に規定する空車状態における車両の重量をいう。以下同じ。

4 「電動車等」とは、電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車及び水素自動車をいう。

5 「次世代自動車」とは、電動車等、天然ガス自動車及びクリーンディーゼル自動車をいう。

6 「乗用車」とは、乗車定員 9 人若しくは 10 人以下かつ車両総重量 3.5t 以下の乗用自動車であって、普通自動車、小型自動車及び軽自動車をいう。

7 「小型バス」とは、乗車定員 11 人以上かつ車両総重量 3.5t 以下の乗用自動車をいう。

8 「小型貨物車」とは、車両総重量 3.5t 以下の貨物自動車をいう。

9 「バス等」とは、乗車定員 10 人以上かつ車両総重量 3.5t 超の乗用自動車をいう。

10 「トラック等」とは、車両総重量 3.5t 超の貨物自動車（けん引自動車を除く。）をいう。

11 「トラクタ」とは、車両総重量 3.5t 超の貨物自動車（けん引自動車に限る。）をいう。

12 乗用車に係る燃費基準値（WLTC モード燃費値）の算定方法は、次式による。なお、次式において係数 α 及び β を乗ずる前に小数点以下第 1 位未満を四捨五入すること。

$$FE = (-2.47 \times 10^{-6} \times M^2 - 8.52 \times 10^{-4} \times M + 30.65) \times \alpha \times \beta \quad (M < 2,759\text{kg})$$

$$FE = 9.5 \times \alpha \times \beta \quad (M \geq 2,759\text{kg})$$

FE：燃費基準値（km/L）（小数点以下第 1 位未満を四捨五入）

M：車両重量（kg）

α ：燃費基準達成率であって 0.8

β ：燃料がガソリンの場合は 1.0、軽油の場合は 1.1、LP ガスの場合は 0.74

13 判断の基準①イ及び配慮事項①については、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号）第 2 条第 2 項の指定製品の対象となる製品に適用するものとする。

14 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。

15 「希少金属類」とは、昭和 59 年 8 月の通商産業省鉱業審議会レアメタル総合対策特別小委員会において特定された 31 鉱種（希土類は 17 元素を 1 鉱種として考慮）の金属をいう。

16 「バイオマスプラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチックをいい、バイオマスプラスチックには、原料から製品への加工・流通工程において、バイオマス由来原料が化石由来原料と混合される場合に、バイオマス由来原料の投入量に応じて、製品の一部に対してバイオマス特性を割り当てるマスバランス方式によるものを含む。なお、マスバランス方式を活用する場合は、独立した認証機関が定めた基準に基づき、第三者機関がサプライチェーンのトレーサビリティについて評価・認証する仕組みに基づくこと。

17 「植物を原料とする合成繊維」には、バイオマスプラスチックを原料とする合成繊維を含む。

- 18 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。
- 19 「エコドライブ支援機能」とは、最適なアクセル操作、シフトチェンジ等の運転者への支援機能、エコドライブ実施状況の表示、分析・診断等の機能、カーナビゲーションシステムと連動した省エネルギー経路の選択機能等をいう。
- 20 ガソリンを燃料とする自動車にあっては、バイオエタノール混合ガソリン（E3、E10及びETBE）の供給体制が整備されている地域から、その積極的な利用に努めること。
- 21 軽油を燃料とする自動車にあっては、バイオディーゼル燃料混合軽油（B5）及びリニューアブルディーゼル（RD）の供給体制が整備されている地域から、その積極的な利用に努めること。
- 22 判断の基準①イについては、令和9年3月31日まで経過措置を設けることとし、この期間においては適用はしない。

表1 ガソリン自動車又はLPガス自動車に係る排出ガス基準

区 分		一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物
乗用車	JC08モード	1.15g/km以下	0.013g/km以下	0.013g/km以下
	WLTCモード	1.15g/km以下	0.05g/km以下	0.025g/km以下
小型バス（1.7t以下）軽量貨物車	JC08モード	1.15g/km以下	0.025g/km以下	0.025g/km以下
	WLTCモード	1.15g/km以下	0.05g/km以下	0.025g/km以下
小型バス（1.7t超）中量貨物車	JC08モード	2.55g/km以下	0.025g/km以下	0.035g/km以下
	WLTCモード	2.55g/km以下	0.075g/km以下	0.035g/km以下
軽貨物車	JC08モード	4.02g/km以下	0.025g/km以下	0.025g/km以下
	WLTCモード	4.02g/km以下	0.05g/km以下	0.025g/km以下

- 備考) 1 粒子状物質については、排出がないとみなされる程度であること。
- 2 「軽量貨物車」とは、車両総重量 1.7t 以下の貨物自動車を用いる。以下同じ。
- 3 「中量貨物車」とは、車両総重量 1.7t 超 3.5t 以下の貨物自動車を用いる。以下同じ。
- 4 「軽貨物車」とは、貨物自動車のうち軽自動車であるものをいう。以下同じ。
- 5 排出ガスの測定モードに即し JC08 モード又は WLTC モードのいずれかを満たすこと。

表2 ガソリン乗用車、ディーゼル乗用車及びLPガス乗用車に係るJC08モード又はWLTCモード燃費基準

区 分	燃費基準値		
	ガソリン	ディーゼル	LPガス
車両重量が 741kg未満	24.6km/L以上	27.1km/L以上	19.2km/L以上
車両重量が 741kg以上 856kg未満	24.5km/L以上	27.0km/L以上	19.2km/L以上
車両重量が 856kg以上 971kg未満	23.7km/L以上	26.1km/L以上	18.5km/L以上
車両重量が 971kg以上1,081kg未満	23.4km/L以上	25.8km/L以上	18.3km/L以上
車両重量が1,081kg以上1,196kg未満	21.8km/L以上	24.0km/L以上	17.1km/L以上

車両重量が1, 196kg以上1, 311kg未満	20. 3km/L以上	22. 4km/L以上	15. 9km/L以上
車両重量が1, 311kg以上1, 421kg未満	19. 0km/L以上	20. 9km/L以上	14. 9km/L以上
車両重量が1, 421kg以上1, 531kg未満	17. 6km/L以上	19. 4km/L以上	13. 8km/L以上
車両重量が1, 531kg以上1, 651kg未満	16. 5km/L以上	18. 2km/L以上	12. 9km/L以上
車両重量が1, 651kg以上1, 761kg未満	15. 4km/L以上	17. 0km/L以上	12. 1km/L以上
車両重量が1, 761kg以上1, 871kg未満	14. 4km/L以上	15. 9km/L以上	11. 3km/L以上
車両重量が1, 871kg以上1, 991kg未満	13. 5km/L以上	14. 9km/L以上	10. 6km/L以上
車両重量が1, 991kg以上2, 101kg未満	12. 7km/L以上	14. 0km/L以上	10. 0km/L以上
車両重量が2, 101kg以上2, 271kg未満	11. 9km/L以上	13. 1km/L以上	9. 3km/L以上
車両重量が2, 271kg以上	10. 6km/L以上	11. 7km/L以上	8. 3km/L以上

表 3 小型バス（車両総重量3. 5t以下）に係るJC08モード又はWLTCモード燃費基準

区 分	燃費基準値
ガソリンを燃料とする小型バス	8. 5km/L以上
軽油を燃料とする小型バス	9. 7km/L以上

表 4—1 ガソリン及びディーゼル小型貨物車に係る JC08 モード又は WLTC モード燃費基準

区分			燃費基準値	
変速装置の方式	車両重量	自動車の構造	ガソリン	ディーゼル
	741kg未満	構造A	25. 3km/L以上	27. 8km/L以上
	741kg以上 856kg未満		22. 5km/L以上	24. 8km/L以上
	856kg以上 971kg未満		20. 4km/L以上	22. 5km/L以上
	971kg以上1, 081kg未満		18. 7km/L以上	20. 6km/L以上
	1, 081kg以上1, 196kg未満		16. 7km/L以上	18. 3km/L以上
	1, 196kg以上		15. 2km/L以上	16. 7km/L以上
手 動 式	741kg未満	構造B	18. 9km/L以上	20. 8km/L以上
	741kg以上 856kg未満		18. 4km/L以上	20. 2km/L以上
	856kg以上 971kg未満		17. 9km/L以上	19. 7km/L以上
	971kg以上1, 081kg未満		17. 5km/L以上	19. 2km/L以上
	1, 081kg以上1, 196kg未満		15. 0km/L以上	16. 5km/L以上
	1, 196kg以上1, 311kg未満		13. 6km/L以上	14. 9km/L以上
	1, 311kg以上1, 421kg未満		12. 5km/L以上	13. 8km/L以上
	1, 421kg以上1, 531kg未満		11. 6km/L以上	12. 8km/L以上
	1, 531kg以上1, 651kg未満		10. 9km/L以上	11. 8km/L以上
	1, 651kg以上1, 761kg未満		10. 4km/L以上	15. 1km/L以上
	1, 761kg以上1, 871kg未満		9. 9km/L以上	14. 3km/L以上
	1, 871kg以上1, 991kg未満			13. 7km/L以上

	1,991kg以上			13.1km/L以上
手動式以外のもの	741kg未満	構造B	18.4km/L以上	20.2km/L以上
	741kg以上 856kg未満		17.8km/L以上	19.6km/L以上
	856kg以上 971kg未満		17.3km/L以上	19.0km/L以上
	971kg以上1,081kg未満		16.8km/L以上	18.5km/L以上
	1,081kg以上1,196kg未満		14.7km/L以上	16.1km/L以上
	1,196kg以上1,311kg未満		13.2km/L以上	14.6km/L以上
	1,311kg以上1,421kg未満		12.2km/L以上	13.4km/L以上
	1,421kg以上1,531kg未満		11.3km/L以上	12.4km/L以上
	1,531kg以上1,651kg未満		10.5km/L以上	11.6km/L以上
	1,651kg以上1,761kg未満		10.0km/L以上	12.6km/L以上
	1,761kg以上1,871kg未満		9.5km/L以上	12.3km/L以上
	1,871kg以上1,991kg未満		9.2km/L以上	12.2km/L以上
	1,991kg以上2,101kg未満			12.0km/L以上
	2,101kg以上			11.7km/L以上

備考) 1 「構造 A」とは、次に掲げる要件のいずれにも該当する構造をいう。以下同じ。

ア 最大積載量を車両総重量で除した値が0.3以下となるものであること。

イ 乗車装置及び物品積載装置が同一の車室内に設けられており、当該車室と車体外とを固定された屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切られるものであること。

ウ 運転者室の前方に原動機を有するものであること。

2 「構造 B」とは、構造 A 以外の構造をいう。以下同じ。

表 4-2 LPガス小型貨物車に係る10・15モード燃費基準

区 分				燃費基準値
自動車の種別	変速装置の方式	車両重量	自動車の構造	
軽貨物車	手 動 式	703kg未満	構造A	15.8km/L以上
			構造B	13.3km/L以上
		703kg以上 828kg未満	構造A	14.1km/L以上
			構造B	13.1km/L以上
		828kg以上		12.1km/L以上
	手動式以外のもの	703kg未満	構造A	14.8km/L以上
			構造B	12.7km/L以上
		703kg以上 828kg未満	構造A	12.9km/L以上
			構造B	12.1km/L以上
		828kg以上		11.7km/L以上
軽量貨物車	手 動 式	1,016kg未満		13.9km/L以上
		1,016kg以上		12.3km/L以上
	手動式以外のもの	1,016kg未満		11.7km/L以上
		1,016kg以上		10.8km/L以上
中量貨物車（車両総重量が2.5t	手 動 式	1,266kg未満	構造A	11.3km/L以上
			構造B	9.6km/L以上

以下のものに限る)		1,266kg以上1,516kg未満		8.4km/L以上
		1,516kg以上		7.3km/L以上
	手動式以外のもの	1,266kg未満	構造A	9.8km/L以上
			構造B	8.8km/L以上
		1,266kg以上		8.1km/L以上

表5 路線バス、一般バス（車両総重量3.5t超）に係るJH25モード燃費基準

区 分	燃費基準値	
	路線バス	一般バス
車両総重量が3.5t超 6t以下	6.79km/L以上	9.06km/L以上
車両総重量が 6t超 8t以下		7.34km/L以上
車両総重量が 8t超10t以下	5.99km/L以上	6.05km/L以上
車両総重量が 10t超12t以下	5.51km/L以上	5.76km/L以上
車両総重量が 12t超14t以下	5.01km/L以上	5.03km/L以上
車両総重量が 14t超16t以下	4.29km/L以上	5.02km/L以上
車両総重量が 16t超		4.88km/L以上

備考) 1 「路線バス」とは、乗車定員 10 人以上かつ車両総重量 3.5t 超の乗用自動車であって、高速自動車国道等に係る路線以外の路線を定めて定期的に運行する旅客自動車運送事業用自動車をいう。

2 「一般バス」とは、乗車定員 10 人以上かつ車両総重量 3.5t 超の乗用自動車であって、路線バス以外の自動車をいう。

表6 トラック等（車両総重量3.5t超）に係るJH25モード燃費基準

区 分	最大積載量	燃費基準値
車両総重量が3.5t超7.5t以下	最大積載量が1.5t以下	12.78km/L以上
	最大積載量が1.5t超2t以下	11.33km/L以上
	最大積載量が2t超3t以下	10.06km/L以上
	最大積載量が3t超	9.41km/L以上
車両総重量が7.5t超8t以下		7.97km/L以上
車両総重量が 8t超10t以下		7.09km/L以上
車両総重量が 10t超12t以下		7.07km/L以上
車両総重量が 12t超14t以下		6.10km/L以上
車両総重量が 14t超16t以下		5.60km/L以上
車両総重量が 16t超20t以下		4.64km/L以上
車両総重量が 20t超		4.20km/L以上

表7 トラクタ（車両総重量3.5t超のけん引自動車）に係るJH25モード燃費基準

区 分	燃費基準値
車両総重量が20t以下のトラクタ	2.95km/L以上
車両総重量が20t超のトラクタ	2.20km/L以上

(2) 目標の立て方

乗用車にあつては、当該年度における調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

小型バス、小型貨物車、バス等、トラック等及びトラクタにあつては、当該年度における調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準値1及び基準値2それぞれの基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

13-2 タイヤ

(1) 品目及び判断の基準等

乗用車用タイヤ	【判断の基準】 ① 次の要件を満たすこと。 ア. 基準値 1 は、転がり抵抗係数が 7.7 以下であること。 イ. 基準値 2 は、転がり抵抗係数が 9.0 以下であること。 ② 車外騒音性能が表に示したタイヤのサイズごとの基準値以下であること。 ③ スパイクタイヤでないこと。 【配慮事項】 ① 製品の長寿命化に配慮されていること。 ② 製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ③ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ④ 包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
---------	--

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「乗用車用タイヤ」は、市販用のタイヤ（スタッドレスタイヤを除く。）であって、自動車の購入時に装着されているタイヤを規定するものではない。

2 「転がり抵抗係数」の試験方法は、ISO 28580 による。

3 「車外騒音性能」の試験方法は、ISO 13325 による。ただし、国際連合欧州経済委員会の「タイヤの車外騒音・ウェット路面上の摩擦力・転がり抵抗に係る協定期則第 117 号（以下 UN R117」という。）による規制の対象外となるタイヤには判断の基準②を適用しない。

4 判断の基準①については、ISO 23671 に基づき基準タイヤ対比によるウェットグリップ指数を算出し、100 倍したウェットグリップ性能が 110 以上であるタイヤとする。

5 判断の基準③は、スパイクタイヤ粉じんの発生を防止し、もって国民の健康を保護するとともに、生活環境を保全するというスパイクタイヤ粉じんの発生防止に関する法律（平成 2 年法律第 55 号）の趣旨を踏まえたものである。

6 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。

7 配慮事項②の定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO 14067）、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040 及び ISO 14044）又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント ガイドライン」等に整合して算定したものとする。

表 車外騒音（通過騒音）性能の基準

断面幅の呼び	車外騒音性能の基準値【dB(A)】
185 以下	70
185 超 245 以下	71
245 超 275 以下	72
275 超	74

備考) シビアスノータイヤ（UN R117 に規定される性能要件を満たすスノータイヤ。スタッドレスタイヤを除く。）、エクストラロードタイヤ及びレインフォースタイヤ（ISO 4000-1 に規定された標

準空気圧より高い空気圧でより大きい荷重を支えるように設計されたタイヤ)又はこれらの組み合わせについては、表の基準値に 1dB (A) 加算するものとする。

(2) 目標の立て方

当該年度における乗用車用タイヤの調達総量(本数)に占める基準値 1 及び基準値 2 それぞれの基準を満たす物品の数量(本数)の割合とする。

1 3 - 3 エンジン油

(1) 品目及び判断の基準等

2 サイクルエンジン油	【判断の基準】 ①生分解度が28日以内に60%以上であること。 ②魚類による急性毒性試験の96時間LC₅₀値が100mg/L以上であること。 【配慮事項】 ①製品の容器の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ②製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ③包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
-------------	--

備考) 1 生分解度の試験方法は、次のいずれかの方法とする。ただし、これらの試験方法については、10-d window を適用しない。

※OECD (経済協力開発機構) 化学品テストガイドライン

- ・ 301B (CO₂ 発生試験)
- ・ 301C (修正 MITI (I) 試験)
- ・ 301F (Manometric Respirometry 試験)

※ASTM (アメリカ材料試験協会)

- ・ D5864 (潤滑油及び潤滑油成分の水環境中の好氣的生分解度を決定する標準試験法)
- ・ D6731 (密閉 respirometer 中の潤滑油、又は潤滑油成分の水環境中の好氣的生分解度を決定する標準試験法)

2 魚類の急性毒性試験方法は、次のいずれかの方法とする。

※JIS

- ・ K 0102-5 (魚類急性毒性試験)
- ・ K 0420-71 シリーズ (10、20、30)

(水質-淡水魚 [ゼブラフィッシュ (真骨類, コイ科)] に対する化学物質の急性毒性の測定-第1部: 止水法、第2部: 半止水法、第3部: 流水法)

※OECD (経済協力開発機構)

- ・ 203 (魚類急性毒性試験)

なお、難水溶性の製品は、ASTM D6081 (水環境中における潤滑油の毒性試験のための標準実施法: サンプル準備及び結果解釈) の方法などを参考に調製された WAF (水適応性画分) や WSF (水溶解性画分) を試料として使ってもよい。この場合、96 時間 LL₅₀ 値が 100mg/L 以上であること。

(2) 目標の立て方

当該年度における調達総量 (リットル) に占める基準を満たす物品の数量 (リットル) の割合とする。

1 4. 消火器

(1) 品目及び判断の基準等

消火器	【判断の基準】 ○次のいずれかの要件を満たすこと。 ①次の要件を満たすこと。 ア. 消火薬剤に、再生材料が重量比で40%以上使用されていること。 イ. 製品の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 ②エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。 【配慮事項】 ①分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ②プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ③使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。 ④製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ⑤消火器の設置台又は収納箱等にプラスチックが使用される場合には、再生プラスチックが使用されていること。また、使用後に製品とともに回収され、再使用、再生利用が行われること。 ⑥製品の包装又は梱包は、可能な限り単一素材化が図られていること。また、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑦包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
-----	---

備考) 1 本項の判断基準の対象とする「消火器」は、粉末（ABC）消火器（消火器の技術上の規格を定める省令（昭和39年9月17日自治省令第27号）による粉末消火器であって、A火災、B火災及び電気火災の全てに適用するものをいい、エアゾール式簡易消火具、船舶用消火器、航空用消火器は含まない。）とし、点検の際の消火薬剤の詰め替えも含むものとする。

2 「回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。

「回収システム」については、次のア及びイを満たすこと。

ア. 製造事業者又は販売事業者等が自主的に廃消火器を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（製造事業者、販売事業者等における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。

イ. 回収が適切に行われるよう、製品本体、カタログ又はウェブサイトのいずれかでユーザに対し回収に関する具体的情報（回収方法、回収窓口等）が表示又は提供されていること。

「再使用又は再生利用のためのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。

ウ. 回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。

エ. 回収された製品のうち再使用又はリサイクルできない部分は、エネルギー回収すること。

と。

- 3 判断の基準②の「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、商品類型 No. 127「消火器 Version2」に係る認定基準をいう。
- 4 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
- 5 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。
- 6 配慮事項④の定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO 14067）、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040 及び ISO 14044）又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント ガイドライン」等に整合して算定したものとする。
- 7 配慮事項⑤は、消火器の設置に当たり、設置台又は収納箱等を併せて導入する場合に適用する。
- 8 調達を行う各機関は、消火器の設置、保守及び廃棄までを一括して行う役務の調達について検討を行うこと。

(2) 目標の立て方

当該年度の消火器の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（本数）に占める基準を満たす物品の数量（本数）の割合とする。

15. 制服・作業服等

(1) 品目及び判断の基準等

制服 作業服 帽子	【判断の基準】 ○繊維（天然繊維及び化学繊維）を使用した製品について、基準値 1 は①及び②から⑦のいずれかの要件を、基準値 2 は②から⑦のいずれかの要件を満たすこと。 ①次の要件を満たすこと。 ア. 製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 イ. 製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ②再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で50%以上使用されていること。 ③故繊維から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。 ④故繊維から得られるポリエステル繊維を除く、繊維製品（未利用繊維、故繊維を含む。）を原材料として再生利用される繊維（反毛繊維を含む。）が、繊維部分全体重量比で5%以上使用されていること。 ⑤再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、ポリエステル繊維重量比で50%以上、かつ、繊維製品（未利用繊維、故繊維を含む。）を原材料として再生利用される繊維（反毛繊維を含む。）が、ポリエステルを除く繊維部分全体重量比で5%以上使用されていること。 ⑥植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で30%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が12%以上であること。 ⑦エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。 【配慮事項】 ①製品について環境配慮設計がなされていること。 ②製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
靴	【判断の基準】 ○甲部に繊維（天然繊維及び化学繊維）を使用した製品について基準値 1 は①及び②から⑦のいずれかの要件を、基準値 2 は②から⑦のいずれかの要件を満たすこと。 ①次の要件を満たすこと。 ア. 製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 イ. 製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ②再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、甲材の繊維部分全体重量比で50%以上使用されていること。 ③故繊維から得られるポリエステル繊維が、甲材の繊維部分全体重量

	比で10%以上使用されていること。 ④故繊維から得られるポリエステル繊維を除く、繊維製品（未利用繊維、故繊維を含む。）を原材料として再生利用される繊維（反毛繊維を含む。）が、甲材の繊維部分全体重量比で5%以上使用されていること。 ⑤再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、甲材のポリエステル繊維重量比で50%以上、かつ、繊維製品（未利用繊維、故繊維を含む。）を原材料として再生利用される繊維（反毛繊維を含む。）が、ポリエステルを除く甲材の繊維部分全体重量比で5%以上使用されていること。 ⑥植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、甲材の繊維部分全体重量比で30%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が12%以上であること。 ⑦エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。 【配慮事項】 ①製品について環境配慮設計がなされていること。 ②甲部又は底部にプラスチックが使用される場合には、再生プラスチック、バイオマスプラスチック又は植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、可能な限り使用されていること。 ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
--	---

備考) 1 「再生 PET 樹脂」とは、PET ボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるものをいう。

2 「バイオマスプラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチックをいい、バイオマスプラスチックには、原料から製品への加工・流通工程において、バイオマス由来原料が化石由来原料と混合される場合に、バイオマス由来原料の投入量に応じて、製品の一部に対してバイオマス特性を割り当てるマスバランス方式によるものを含む。なお、マスバランス方式を活用する場合は、独立した認証機関が定めた基準に基づき、第三者機関がサプライチェーンのトレーサビリティについて評価・認証する仕組みに基づくこと。

3 「植物を原料とする合成繊維」には、バイオマスプラスチックを原料とする合成繊維を含む。

4 「繊維部分全体重量」とは、製品全体重量からボタン、ファスナ、ホック、縫糸、芯地等の付属品の重量を除いたものをいう。

なお、再生プラスチック（使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。）、植物を原料とする合成繊維又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものを使用した付属品の重量は、「繊維部分全体重量」及び「再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維の重量、故繊維から得られるポリエステル繊維の重量又は植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものの重量」に含めてよい。

5 「故繊維」とは、使用済みの古着、古布及び織布工場や縫製工場の製造工程から発生する糸くず、裁断くず等をいう。

6 「故繊維から得られるポリエステル繊維」とは、故繊維を主原料とし、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルにより再生されたポリエステル繊維をいう。

7 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維（リントー等）等を再生した繊維をいう。

- 8 「反毛繊維」とは、故繊維を綿状に分解し再生した繊維をいう。
- 9 「回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。
- 「回収のシステム」については、次のア及びイを満たすこと。
- ア. 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（製造事業者、販売事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。
- イ. 回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウェブサイトのいずれかでユーザに対し回収に関する具体的情報（回収方法、回収窓口等）が表示又は提供されていること。
- 「再使用又は再生利用のためのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。
- ウ. 回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。
- エ. 回収された製品のうち再使用又はリサイクルできない部分は、エネルギー回収すること。
- 10 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。
- 11 制服、作業服、帽子及び靴に係る判断の基準①アの定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO 14067）、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040 及び ISO 14044）又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント ガイドライン」等に整合して算定したものとする。
- 12 制服、作業服及び帽子に係る判断の基準⑦の「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、商品類型 No. 103「衣服 Version3」に係る認定基準をいう。
- 13 靴に係る判断の基準⑦の「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、商品類型 No. 143「靴・履物 Version1」に係る認定基準をいう。
- 14 「甲材」とは、JIS S 5050（革靴）の付表 1「各部の名称」のつま革、飾革、腰革、べろ、一枚甲及びバックステーの部分に該当する部位材料をいう。
- 15 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。
- 16 「バイオベース合成ポリマー含有率」とは、繊維部分全体重量に占める、植物を原料とする合成繊維に含まれる植物由来原料分の重量の割合をいう。マスバランス方式によりバイオマス由来特性を割り当てたプラスチックを原料とする合成繊維の割当率は繊維部分全体重量比の基準値を読み替えて適用し、バイオベース合成ポリマー含有率は適用しない。
- 17 制服、作業服、帽子及び靴に係る配慮事項①の環境配慮設計は、経済産業省作成の「繊維製品の環境配慮設計ガイドライン」の評価項目、評価基準等を参考として製品設計がなされているものとする。
- 18 調達を行う各機関は、制服又は作業服のクリーニング等を行う場合には、次の事項に十分留意すること。
- ア. クリーニングに係る判断の基準（クリーニング参照）を満たす事業者を選択すること。
- イ. JIS L 0001（繊維製品の取扱いに関する表示記号及びその表示方法）に基づく表示を十分確認すること。
- 19 制服、作業服、帽子及び靴に係る判断の基準②から⑥については令和 8 年度 1 年間は

経過措置を設けることとし、この期間においては、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和 7 年 1 月 28 日閣議決定）の制服、作業服、帽子及び靴に係る判断の基準を満たす製品は、本項の判断の基準を満たすものとみなすこととする。

(2) 目標の立て方

- ①制服及び作業服にあっては、当該年度における調達総量（着数）に占める基準値 1 及び基準値 2 それぞれの基準を満たす物品の数量（着数）の割合とする。
- ②帽子にあっては、当該年度における調達総量（点数）に占める基準値 1 及び基準値 2 それぞれの基準を満たす物品の数量（点数）の割合とする。
- ③靴にあっては、当該年度における調達総量（足数）に占める基準値 1 及び基準値 2 それぞれの基準を満たす物品の数量（足数）の割合とする。